

明治
自四年
至大正
三年

月 月

日 日

各國間特殊條約締結雜
件
英獨海軍交渉

第

卷

外務省
記録

明治
自四年
至大正
三年

月 月

日 日

各國間特殊條約締結
雜件
英獨海軍交渉

第

卷

門	2
類	1
項	2
目	
号	3-2

2-0049

0005

昭和十一年七月



大戦前ニ於ケル英獨海軍交渉顛末（一九〇七―一九二四）

歐亞局分室

大戦前ニ於ケル英獨海軍交渉顛末（一九〇七―一九二四）

2-0 0 4 9

0006

大戦前ニ於ケル英獨海軍交渉顚末（一九〇七—一九一四）
目次

第一章	英獨海軍交渉概説	一
第二章	英獨關係	二〇
第三章	獨帝「ハーディング」交渉	二八
第四章	「グレー」 「メッテルニヒ」交渉	四一
第五章	獨逸提案	六一
第六章	同上（續）	八七
第七章	情報交換案	一一三
第八章	「ホルデイーン」使節	一三四
第九章	「ホルデイーン」伯林訪問後ノ交渉	一四四
第十章	「チャーチル」ノ「海軍休日」提案	一七五
附	米國側ノ提案	
英獨海軍交渉ノ推移及ヒ不成立ノ原因		一八七

本稿ハ主トシテ英國外務省公表ニ係ル British Documents on the
Origins of the war 1898-1914 (Ed. Gooch and Temperley) Vol. VI. (The Anglo-
German Tension 1907-12) ニ基キテ起草サレタルモノナリ
英獨海軍交渉ニ關シテハ芦田博士著最近世界外交史前篇第十一章及
ヒ第十三章並ニ鹿島博士論文「日米建艦競争ト英獨競争」(外交時
報昭和九年七月一日、八月一日、十一月一日號所載)ニ於テ論セラ
レ居ルカ以上ノ外英獨關係ノ參考資料ヲ舉クレハ次ノ如シ

- Asquith: The Genesis of the war (1924)
Bethmann-Hollweg: Reflections on the world war (1920)
Churchill: The world crisis, 1911-1914 (1923)
Cook, How Britain strove for peace (1914)
Die Grosse Politik der Europäischen Kabinette, 1871-1914.
Grey: Twenty-five Years (1925)
Haldane: Before the War (1920)

Haldane: Autobiography (1929)
Hurd and Castle, German Sea Power (1914)
Huldermann: Albert Bellin (English translation)(1922)
Kaiser Wilhelm II: My Memoirs (1922)
Murray, The Foreign Policy of Sir Edward Grey (1906-1915)
Page, Life and Letters of Walter H. Page
Schmitt, England and Germany 1740-1914 (1916)
Von Schoen, Memoirs of an Ambassador (1921)
Seymour, Intimate Papers of Colonel House, (1926)
Von Tirpitz, My Memoirs (1919)
Von Tirpitz: Politische Documente. Der Aufbau der deutschen weltmacht
(Stuttgart and Berlin, 1924)
Von Bülow, Imperial Germany (1916)
Woodward, Great Britain and the German Navy (1935)

英獨海軍
交渉ノ端

第一章 英獨海軍交渉概説

(一)

獨逸海軍擴張ヲ契機トシテ起リタル英獨海軍競争ハ弩級艦ノ出現ノ結果熾烈ヲ加ヘ兩國ノ關係ヲ緊張セシメタリ。之ヲ放任スルトキハ容易ナラサル事態ヲ醸成スル虞アル故英獨外務當局ノ間ニ海軍協定ニ關スル交渉ヲ開始スルニ至レリ。海軍協定ニ關スル英獨交渉モ最初ハ非公式意見ノ交換ヲ以テ始マリ兩國外務當局カ公式ニ折衝シタルハ一九〇八年「ハーディング」カ「エドワード」七世ニ隨行シ獨逸ニ赴キタル後ナリトス

(二)

「グレー」
「メッテル
ニヒ」
會談

獨逸ノ海軍建造計畫縮減ニ關スル交渉ハ獨逸「ハーディング」總談ニ始マリ伯林ニ於テハ新任英大使「ゴッシェン」ト獨宰相「ビュロー」公トノ會談ニ於テ續ケラレ後倫敦ニ於ケル「グレー」外相及ヒ獨逸大使「メッテルニヒ」トノ會談ニ持チ越サレタリ。

「テイル
ビッツ」
聲明問題

「グレー」「メッテルニヒ」會談ハ一九〇八年十二月ヨリ翌年三月ニ亘リテ行ハレタルカ英國側ハ最初獨逸ノ建造計畫縮減ニ依リテ海軍費ヲ節約スルコトヲ主張シ、獨逸側ハ海軍法ニ定マレル建造計畫ノ變更不可能ナリトスル從來ノ見解ヲ固執シテ譲ラス、從ツテ英國側ハ建造ノ速度ヲ弛緩スルコト及ヒ建造計畫ニ關シ情報ヲ交換スルコト竝ニ右情報ヲ檢證スル爲メ兩國海軍武官ノ造船所臨檢ヲ爲スコト等ヲ提議シタリ

然ルニ一九〇九年三月英國首相及ヒ海相ハ議會ニ於テ海軍制限問題ニ關シ獨逸ニ提案ヲ爲シタルコト及ヒ獨逸ハ建造ノ速度ヲ進メサル保證ヲ與ヘタルコトヲ聲明シタルカ之ニ對シ海相「テイルビッツ」ハ三月十七日豫算委員會ニ於テ獨逸カ右ノ如キ保證ヲ與ヘタルコトヲ否認シ、獨逸カ軍備制限案ヲ眞面目ニ考ヘ一定ノ建造速度ヲ弛緩スルコトハ時期極メテ尙早ニシテ協定ニ達スル最モ誤マレル方法ナリト聲明シ、英海相カ獨逸ハ建造率ヲ増加スルトキハ一九一二年四

獨逸非公
式提案

月マテニ弩級艦十七隻ヲ完成スヘシト云ヘルコトヲ反駁シ、一九一三年秋マテニ十三隻ニ達スルノミト聲明シタリ
「テイルピッツ」海相ノ聲明ハ獨逸議會ニ於テ圖ラスモ問題トナリ豫算委員會ハ宰相及ヒ外相ノ出席ヲ求メ英國側ノ聲明ト「テイルピッツ」ノ聲明トノ間ニ齟齬アルコトニ關シ説明ヲ求メタル事件モ起リ「グレー」「メッテルニッヒ」會談ハ茲ニ中絶スルノ已ムナキニ至レリ

(三)

海軍制限問題ニ關スル提案ハ專ラ英國側ヨリ行ハレタルカ主トシテ海相「テイルピッツ」ノ反對ニテ獨逸側ノ受諾スル所トナラス交渉行惱ミ居リタル所一九〇九年四月獨逸側ヨリ所謂「中立提議」ヲ非公式ニ提案シ來レリ
右ハ獨逸宰相代辯者「キデレン。ワヒテル」ト「ゴッシエン」トノ會談ニ於テ提議サレタルモノナルカ其ノ要旨ハ獨逸カ佛露ヨリ攻撃サ

「ベートマン」
ウエッヒ
提案

レタル場合英國ハ好意的中立ヲ守ルコトヲ約スト云フニアリ、英國側ハ獨逸ノ提案ハ英國ノ手ヲ縛リ獨逸ヲシテ歐洲大陸ニ於テ自由手腕ヲ發揮スルコトヲ可能ナラシムルモノナリト爲シ之ヲ歡迎セス、右ハ非公式ニ提案サレタルカ故ニ別段正式ノ回答ヲ爲ササリキ、然レトモ獨逸ハ英國トノ諒解成立ヲ希望シ之カ實現ニ努力シ六月行ハレタル「シエーン」ー「ゴッシエン」會談ニ於テハ獨逸側ハ事態ヲ此ノ儘放任シ難キコトヲ述ヘ、兩國間ニ或種ノ諒解カ成立スル必要ヲ強調スル所アリ。
一九〇九年七月「ビュロー」公引退シ「ベートマン、ホルウエッヒ」カ宰相ニ新任スルヤ後者ハ英獨關係ヲ改善スル爲メ獨逸政府ハ海軍協定ノ提案ヲ爲シ適當ノ機會ニ之ヲ討議スル用意アルコトヲ「ゴッシエン」トノ會談ニ於テ洩シタリ
「ベートマン」宰相ノ海軍協定ハ之ヲ一般政治諒解ニ織リ込ミ、双方ニ安全感ヲ與ヘ、英國ハ獨逸ニ對シ敵對的トナラザルコトヲ保證

英國側ノ
見解

スルコトヲ提案シタルモノナリ右提案ニ對スル英國外務當局ノ意見ハ一般政治諒解ハ海軍協定カ先行又ハ併行スルコト及ヒ佛露ノ加入ヲ必要トスルニアリ從ツテ英國政府ハ其ノ回答ニ於テ獨逸海軍協定提議ヲ歡迎スルモ一般政治諒解ハ現在ノ友誼ニ合致セサルコトナキ限り之ヲ歡迎スヘキコトヲ明ニシタリ

「ベートマン」宰相ノ海軍協定提案ハ十月ニ至リテ明示セラレタリ即チ獨逸宰相ハ十月十四日「ゴッシエン」トノ會談ニ於テ獨逸海軍法ニ觸レスシテ建造率ノ弛緩ヲ討議スル用意アルコトヲ明ニシタリ獨逸ノ腹ハ要スルニ現年度及ヒ之ニ續ク年度ノ新艦船ノ隻數ハ建造計畫所定ノ四隻ノ代リニ三隻ニ制限シ、總隻數ハ後年ノ計畫ニ基キ起工サルヘキ龍骨ヲ二隻ヨリ三隻ニ増加シ以テ之ヲ償フニアルカ如シ

獨逸提案ニ對スル英國ノ見解ハ單ナル建造率ノ弛緩ハ經費節約トナラス、即チ獨逸力毎年四隻ノ代リニ三隻ヲ建造スルモ之ニ依リテ節

獨逸側ノ
見解

約サレタル費用ヲ建造及ヒ兵裝ノ準備ノ爲メニ利用スルコトヲ可能ナラシム。故ニ獨逸海軍計畫ノ實質的縮減必要ナリト云フニアリタリ「グレイ」外相ハ十月二十八日「メツテルニヒ」トノ會談ニ於テ英國政府ハ獨逸海軍計畫ノ實質的縮減カ伴ハサル海軍協定ハ實際的價值少ナキモノト考フルコト、海軍費縮減ノ伴ハサル一般政治諒解ハ英國ノ輿論ニ對シテハ何等效果ナキコト、協定ハ英國ニ於ケル猜疑ヲ除去セン爲メニハ海軍費ノ實質的且即時縮減ヲ伴フコトヲ要スルコトヲ指摘シタリ。

獨逸政府ハ右ノ如ク英國政府カ重要視スル點ニ關シテハ態度ヲ變更スルコトナク、政治諒解ヲ海軍協定ノ先行條件トシタル從來ノ見解ヲ固執セス單ニ兩者ヲ同時ニ折衝スル用意アルコトヲ表明シタルニ過キス。

「ベートマン」宰相ハ十一月四日「ゴッシエン」トノ會談ニ於テ政治諒解及ヒ海軍協定併行折衝ノ用意アルコトヲ告クルト共ニ具體案

一般政治
諒解

トシテ(イ)兩國カ主力艦ニ付キ三年乃至四年間聲明シタル隻數以上ニ建造セサルコトヲ約スルコト及ヒ(ロ)右隻數ハ專門家力之ヲ定ムルコト等ヲ提議シタリ。同時ニ右ニ依リ獨逸海軍計畫ノ遂行ハ遲延スルモ之カ完成ハ保證セラルルコトヲ要スルコトヲ主張シタリ。

獨逸相ハ英國政府提案ノ情報交換案ニ異議ナキモ右情報ヲ檢證シ又管理スル監督制度ニ反對シタリ。

一般政治諒解ニ關シテハ其ノ範圍ヲ定義シ双方ハ他ヲ攻撃セサルコト及ヒ一方カ第三國トノ戰爭ノ場合之ニ加ハラサル他方ハ中立ヲ守ルヘキコトト定メタリ。右獨逸ノ方式ハ獨逸カ第三國ニ挑戰セラレ餘儀ナク戰爭シタル場合英國ハ反對側ニ加ハラス又英國カ第三國ヨリ攻撃サレタル場合獨逸ハ反對側ニ加ラサルコトヲ意味スルモノナリト稱セラル(第五章「ベートマン」「ゴッシエン」會談獨逸側記錄参照)

獨逸提議ニ對スル英國外務當局ノ意見ハ英國ハ獨逸以外他ノ國ヨリ

英國外務
當局ノ意
見

攻撃セラルル可能性ナキ故獨逸ノ提議ハ英國ノ手ヲ縛リ中立ヲ守ラシメ其ノ間ニ歐洲ニ於ケル優越ナル地位ヲ築クコトトナルヘシ。

又現獨逸海軍計畫ノ變更ヲ規定スルコトナク從ツテ海軍費ノ實質的縮減ノ件ハサル海軍協定ハ英國ニトリテ何等價值ナシト云フニアリタリ

右ノ如キ英國政府ノ意嚮ハ獨逸政府ニ傳達サレタルカ獨逸側ハ海軍計畫ノ變更ハ議會ノ承認ヲ要シ之ヲ得ンカ爲メニハ獨逸提案通りノ政治諒解ノ成立ヲ必要トストノ見解ヲ固守シタリ。

茲ニ於テ英國外務省「クロウ」ノ如キハ獨逸ノ腹ハ眞面目ノ軍縮提案ヲ爲ス考ヘナク一方政治協定ニ依リ英國ノ干涉ヲ封シ以テ第三國ト對抗スルヲ可能ナラシメ他方獨逸海軍計畫ヲ完成センカ爲メ自由ノ立場ヲ確保セントスルニアリト爲シ「シエーン」外相カ海軍交渉ニ付テハ好時節ニ非ストノ意嚮ヲ漏シタルニ對シ之ヲ「交渉ノ葬式」ニ等シキモノト評シ、「ゴッシエン」ハ獨逸新聞論調ヨリ推シ建造

特殊問題
導入

計畫ノ變更不可能ナルカ如シト報告シタル爲メ「グレー」外相ハ問題ヲ英國總領事ノ濟ムマテ懸案ト爲スコトニ決定シタリ。

(四)

一九一〇年三月英國總選舉後英獨交渉再開サレタルカ英國政府ハ海軍費縮減ハ政治協定ノ必須條件タル見解ヲ固執シ、獨逸政府ハ海軍費ノ縮減ハ海軍法ノ變更ヲ意味スルモノナレハ之ニ同意スル能ハスト爲シタル故ニ政治協定ノ成立ハ不可能トナレリ。英國政府ハ三月交渉ノ局面打開ヲ圖ル爲メ「バグダッド」鐵道問題ヲ導入スルコトヲ提議スルヤ獨逸政府ハ「バグダッド」鐵道及ヒ「ベルシャ」問題ノ唯一ノ解決方法ハ右ニ關スル規定ヲ一般政治協定ニ織リ込ムコトニアリト答ヘ右ノ如キ特殊問題ト一般政治諒解トヲ結ヒ付クルコトヲ提案シタリ。

英國外務當局ハ獨逸ノ提案ハ「ベルシャ」ニ於テ獨逸ニ特殊地位ヲ與フルコトヲ意味シ他ノ國トノ關係上容認スルヲ得ス且ツ海軍費縮

情報交換
案提議
(一九一〇、八、二四)

減ニ關スル協定見込薄ナル今日之ニ回答ヲ與ヘサルヲ可トスル待機的態度ニ出テタリ。

七月ニ至リ獨逸ニ於テハ海軍制限ニ贊成スル空氣濃厚トナリ、獨逸相ハ「アスキス」首相力議會ニ於テ海軍豫算計議中用ヒタル言葉ハ獨逸政府カ英國ノ軍縮提議ニ反對シタルカ如キ印象ヲ與フルモ實際ハ建造率ヲ一時的ニ弛緩スルニ依リ不安ヲ一掃スル可能性ヲ明ニシタルコト辯明スル所アリタリ。

英國政府ハ七月二十九日附覺書ニ於テ獨逸海軍計畫ヲ増加セサルコト及ヒ兩國海軍省間ニテ隨時情報ヲ交換スルコトニ關シ互惠的協定ヲ作ルコトヲ提案シタリ。

獨逸相ハ英國提案ニ關シ獨逸海軍計畫ヲ増加セサルコトトスル提案ニ對シテハ如何ナル保證ヲ與フルヤト質シ、情報交換案ハ海軍専門家ノ領分ナリト聲明シタリ。

情報交換ニ關シテハ英國海軍武官「ワトソン」大佐ハ八月二十四日

英國政府
覺書(一)
九一、一、
三、八)

「テルビッツ」海相ト會談シ英國海軍省案ヲ提示シタルカ其ノ時マ
テ情報交換ニ反對シ居リタル「テルビッツ」ハ之ヲ討議スル用意ア
ルコトヲ示ス處アリ。

英國外務當局ハ海軍交渉ハ依然外務當局ノ掌中ニアリ之ヲ海軍當局
ノ折衝ニ移スハ尙早ナリトノ意見ヲ抱キ居リ唯提案スヘキ點ニ關シ
海軍當局ノ意見ヲ求ムル所アリタリ。

前記英國政府覺書ニ對シ獨逸政府ハ十月十二日覺書ニ於テ情報交換
案ニ同意スルト同時ニ海軍法ヲ擴張セサル代價トシテ提供サルヘキ
讓歩ノ何タルカヲ質シ、建造率變更ニ原則トシテ贊成シ政治協定ヲ
海軍協定ノ必須條件ト爲スコトヲ回答シタリ。

右獨逸ノ覺書(十月十二日)ニ對シ英國政府ハ一九一一年三月八日
回答シタルカ英國政府力與ヘタル他國トノ約定中獨逸ヲ直接又ハ間
接ニ目標トシ居ル諒解存在セサルコトヲ保證スルト共ニ獨逸力提議
スル方式ニ付テハ同情的注意ヲ拂フ用意アルコトヲ告ゲ、特殊問題

11

獨逸政府
覺書(一)
九一、一、
五)

ニ關シテ協定スル要アルコトヲ強調シタリ。

英國政府ノ覺書(一九一一年三月八日)ニ對シ獨逸政府ハ五月五日
附覺書ニテ回答シタルカ右ハ「獨逸政府ハ建造率縮減提議ヲ爲スコ
ト能ハサルモ海軍費ノ相互的縮減ニ關スル英國政府提案ヲ考慮スヘ
シ英國政府ノ意見ハ海軍協定ハ如何ナル場合ニ於テモ政治的諒解ト
同時タルヘキコトヲ要スト爲セル故獨逸ハ政治協定ノ方式ヲ提案ス
ルニ先チテ英國ヨリ海軍協定ニ關スル提案力爲サルコトヲ待ツ要
アリ、ト爲シ最後ニ獨逸政府覺書ハ「一般協定ハ一方カ他方ヲ攻撃
スル一切ノ觀念ヲ排撃シ兩國ニ起ルヘキ問題ニ關シ友誼的討議ヲ保
證シ、自他ノ軍備ニ關スル猜疑ヲ一掃スル最善ノ方法タルヘシ」ハ
、トナシ「一方カ第三國(複數)トノ協定ト衝突スルコトナク
且ツ英國政府カ特別協定締約國ノ加入ヲ招請セントスル希望ノ實現
ヲ可能ナラシムヘキ」コトヲ強調シタルモノナリ

(五)

12

2-0049

00:14

情報交換
案ノ具体
化

前述ノ一九一〇年七月二十九日附覽書ニ於テ英國政府カ提案シタル
情報交換ノ具体化ハ最初英國海軍武官ト「ティルピッツ」ノ間ニ進
メラレ英國海軍省案ヲ骨子トシテ英獨外務當局ノ間ニ折衝セラレタ
リ最初獨逸政府ハ情報交換案ト政治協定トノ不可分ヲ主張シタルタ
メ折衝行惱ミタルモ間モナク兩者ヲ切り離シテ討議スルコトヲ承諾
シタル爲メ英國政府ハ交換スヘキ情報細目トシテ(一)起工スヘキ艦船
ノ寸法(二)艦船ノ裝備、速力、馬力、(三)其ノ起工及ヒ竣工期日ヲ提議
シ艦船建造ノ工程ヲ知ル爲メ海軍武官ノ定期的造船所臨檢ヲ許スコ
トヲ協定ニ規定スルコトヲ提案シタリ獨逸政府ハ交換スヘキ情報ノ
細目ニ付テハ英國提案ニ異議ナキコトヲ表明スルト共ニ交換ノ互惠
主義ヲ保證スルコトヲ要求シ、海軍武官ノ造船所臨檢ニ關スル細目
ハ兩國海軍武官及ヒ當局ノ間ノ直接取極ニ留保スルコトヲ主張シタ
リ。

獨逸側ノ主張ノ重點ハ相互カ與ヘラレタル情報ヲ自國ノ建造計畫ヲ

變更スル爲ニ利用セザルコトヲ保證スル爲メ情報ヲ同時ニ交換セン
トスルニ在リ、即チ兩國カ毎年起重工スヘキ艦船隻數ヲ聲明シ之ニ對
シ拘束力アル性質ヲ與フルニアリ、然ルニ英國提案ハ隻數ニ關シテ
ハ何等規定スル所ナカリキ。英國政府ハ艦船隻數ニ關スル聲明ニ拘
束力アル性質ヲ與フルコトハ單ナル情報交換ニ非ス寧ロ海軍費縮減
協定ニ關係アルモノト認メ建造計畫ニ關シ情報カ通牒サレタル後右
計畫ヲ變更セントスルニハ相手方ニ通牒スルヲ要スルコトト爲シタ
リ。獨逸政府ハ右ヲ承認スルト共ニ「技術的」情報ハ原則トシテ龍
骨据付ノ時マデ之ヲ爲サザルコト、完全ナル互惠主義ヲ保證スル爲
メ「技術的」情報ノ通告後通告サレタル細目ニ關シ變更スル場合ハ
之ヲ相手方ニ通告シタル後ニ限ルコト及海軍武官ノ臨檢ノ細目ハ海
軍當局ノ間ニテ之ヲ協定スルコト等ヲ提議シタリ。英國政府ハ右細
目ノ決定ハ協定ノ成立スル前ニ爲スコトヲ要スト主張シ獨逸提案ノ
海軍當局ノ協定ニ任スコトニ反對シタリ。

「ホル
デン」
伯林
訪問

其ノ後英國側ノ消極的態度及ヒ獨逸ノ總選舉ノ爲メ交渉停頓シタリ
シカ一九一二年一月ニ至リ獨逸側ハ英國海軍省原案（一九一〇年八
月二十四日）（前項第四項参照）ノ復活ヲ希望シタル爲メ英國政府
ハ英國海軍省案ニ近キモノヲ提案スル所アリタルカ何等具體的ノ結
果ヲ齎ラサス「ホルデン」ノ伯林訪問中話題ニモ上ラス其後ノ兩
國外務當局トノ會談ニモ持チ出サレサリキ。

(六)

獨逸政府ハ一九一二年一月英國財政家「サー、アーネスト、カッス
ル」カ伯林ヲ訪問シタル際ニ「グレー」外相ノ訪獨ヲ希望シタルモ
英國側ハ協定ノ成立カ豫メ保證サルルニ非サレハ外相ノ出馬ヲ困難
ト爲シ二月陸相「ホルデン」カ伯林ニ赴クコトナリタリ。
「ホルデン」ノ使命ハ獨逸側ト隔意ナク意見ノ交換ヲ遂ケ交渉ノ
素地ヲ準備スルニアリタルカ「ホルデン」ハ二月八日宰相ト會談
シ主トシテ政治諒解ニ關スル方式及ヒ海軍問題ヲ計議シ、二月九日

獨逸側ノ
中立方式
案

「ホル
デン」
伯林
訪問
後
ノ
交渉
英國側ノ
方式案

「テルビッツ」海相ト會談シ海軍建設計畫縮減問題ヲ討議シタリ。
尙獨逸側ハ「バグダッド」鐵道問題ヲモ提議シタリ。
獨逸側カ「ホルデン」ニ提議シタル政治諒解ニ關スル方式ハ兩國
カ不侵略ヲ宣言スルト共ニ一方カ不侵略ノ戰爭ニ參加スル場合他方
ハ好意的中立ヲ守ルコトニアルカ從來ノ提案ト異ナル點ハ中立ヲ守
ル義務ハ既存條約ト調和セサル限り發生ヒサルコトヲ明記シタル點
ナリ。

「ホルデン」ノ伯林訪問後ノ交渉ハ二月一三月倫敦ニ於テ外相「
グレー」ト「メッテルニヒ」トノ會談ニ於テ續行サレ「ホルデン」
モ會談ニ參加シ主トシテ獨逸新海軍法及ヒ領土問題ヲ討議シタリ。
右會談ニ於テ英國側ハ左ノ如キ方式案ヲ提議スル所アリタリ即チ英
國政府ハ（一）英國ハ獨逸ニ對シ挑發サレサル攻撃ヲ爲サス且侵略的政
策ヲ行ハサルコト（二）英國ノ加ハレル既存條約ハ獨逸ニ對スル侵略ヲ
目的トセス今後モカクノ如キ目的ヲ有スル條約ニ加入セサルコトヲ

獨逸側修正案

提議シタリ。

右ニ對シ獨逸政府ハ右二項ニ追補スルニ(一)英國ハ戰爭力獨逸ニ強制サレタル場合中立ヲ守ルコト若クハ(二)戰爭力獨逸ニ強制サレタル場合當然中立ヲ守ルコトヲ以テスルコトヲ提案シ新海軍法縮減ノ可能ナルコトヲ仄メカス所アリタルモ英國側ハ英國ノ方式案力事態ヲ的確ニ表現シタルモノニテ右追補ノ必要ナキコトヲ指摘シ獨逸提案ハ大陸ニ戰爭アルトキハ如何ナル場合ニ於テモ英國ノ中立ヲ期待スルカ如キ意味ニ解セラルル虞アリト之ニ反對シタリ。獨逸側ハ宰相ノ新方式ヲ提示シタルカ右ハ英國ヨリ絕對的中立ノ保證ヲ得ント目論メルモノナルト共ニ右保證ヲ得サレハ新海軍法ヲ縮減セザルコトヲ意味シタルモノナリキ。英國側ハ絕對的中立ヲ保證スルコトニ反對シタルモ獨逸ノ新海軍法實施ヲ阻止スル爲メ方式問題ト領土問題トヲ結ビ付ケテ討議スル用意アルコトヲ示シタル所獨逸側ハ絕對的中立ノ保證ヲ得サレハ新海軍法ヲ變更セサル主張ヲ固執シテ譲ラス茲ニ英

獨逸ハ全ク一頓挫ヲ來シタリ。

(七)

「チャーチル」海軍休日ノ提議

英獨交渉カ外務當局ノ間ニ行ハレ居ル間ニ「チャーチル」海相ハ一九一二年三月十八日英國議會ニ於テ海軍政策ニ關シ重大聲明ヲ爲スト共ニ海軍休日案ヲ提案シタリ。

「チャーチル」ハ海軍新建造ニ關シ獨逸ヨリモ六〇「パーセント」優勢ナル比率ヲ要求シ、右標準ヲ維持センカ爲メニハ英國ハ次ノ六年間ニ四隻及ヒ三隻ヲ各年交互ニ建造(初年度ハ四隻建造)スル要アルヲ指摘シ、英獨兩國ハ一九一三年度海軍休日ヲ行ヒ海軍費ヲ節約スルト共ニ外交的折衝ヲ要セサル簡明直裁ナル方法ニテ海軍競争ヲ回避スヘキコトヲ高調シタリ。同年十月十八日「マンチェスター」ニ於ケル演説ニ於テ之ヲ再ヒ爲シタルモ獨逸側ニ乘氣ナク「ティルピッツ」ハ一九一四年二月四日獨逸議會豫算委員會ニ於テ英獨海軍力ヲ比較シタル後「世界最強海軍國タル英國カ積極的提案ヲ爲ス要

アルハ怪ムニ足ラス、獨逸ハカクノ如キ提案ヲ最モ慎重ニ考慮スヘ
キコトヲ疑ハス」ト述ヘタリ同年末「ハウス」大佐カ伯林ニ赴キ海
軍競争ヲ開始シ歐洲平和ヲ維持スル爲メ努力シタルモ其ノ甲斐ナク
世界大戦ノ勃發ヲ見タリ。

第二章 英獨關係

第十九世紀ノ末期ニ於テハ三國同盟國ハ安定國ナリシニ反シ佛露ハ不安定國ナリシ爲メ歐洲平和ノ確保ヲ基調トスル英國ノ政策ハ同盟國列ノ政策ト衝突セス英獨關係ハ寧ロ親善ニ傾キ居リタリ。英國ハ獨逸ト「アフリカ」支那問題ニ關シ多少ノ確執アリタルモ外交關係ヲ惡化セシムルカ如キ警戒スヘキ事態起ラス兩國ノ同盟說スラ唱ヘラルルニ至レリ(註一)

(註一) 一八九九年英國ニ於テハ「チェンバレーン」ハ英獨同盟ノ必要ヲ強調シタリ。一九〇二年日英同盟交渉中獨逸ハ日獨英三國同盟說ヲ提議シタリト傳ヘラル(Hayashi revelations).

Times (weekly edition) 12 Sept. 1913)

然ルニ對佛露關係ハ緊張シ屢々急機ニ類シタルコトアリタリ。例ヘハ露國ノ旅順占領、「バミール」ニ於ケル露國ノ行動、「シヤム」ニ於ケル佛國ノ行動等ハ英國ノ輿論ヲ激昂セシメ戰爭說サヘ傳ヘラレタルコトアリ

リ。一九〇四年英佛協定成立シタル結果英佛間ノ危機解除セラレ日露戰爭後ハ英露關係モ改善セラルルニ至レリ。之ニ反シ英獨關係ハ以前ノ如クナラス獨逸ノ海軍勃興ト共ニ惡化シ海軍競争ヲ起メ至レリ。

英獨海軍競争ヲ起シ兩國ノ關係ヲ緊張セシメタル主要原因ハ獨逸ノ海軍擴張ナリトス。獨逸ノ海軍擴張政策ハ歐洲ノ勢力均衡ヲ維持セントスル英國ノ政策ト衝突シ、一方英國ヲシテ之ニ對抗スル海軍擴張ヲ行ハシメ、他方英佛關係ヲ緊密ナラシメタリ。英國ハ英佛協商及ヒ日英同盟締結ノ結果地中海艦隊ヲ北海ニ集中シ及ヒ極東艦隊ノ主力ヲ歐洲ニ回航セシメタリ。又右ノ如ク英本國艦隊ヲ強化シタル上弩級艦ヲ建造シ一九〇六年之カ進水ヲ見タリ。右ニ對シ獨逸議會ハ同年五月「テイルピッツ」提案ニ係ル海軍法追加法ヲ可決シ、英國ニ倣ヒ弩級艦ヲ建造スルコトト決シ、同時ニ「キール」運河擴張ニ對スル經費ヲ可決シタリ。尙艦齡ヲ二十五年ヨリ二十年ニ低下ス

軍縮提議

ル海軍法案ハ一九〇七年提案セラレ翌年議會ノ協賛ヲ得タリ。
 カクノ如キ海軍競争起リタル結果英國議會ニ於テハ英國ハ世界海軍
 國トシテハ首位ヲ占メ居ルカ故ニ率先シテ海軍軍縮ヲ提議スヘシト
 ノ討議行ハレタリ。然レトモ政府トシテ何等提議ヲ爲サス唯第二回
 平和會議開催セラルル前年（一九〇六年）「ホルデー」ハ伯林ニ
 赴キ同會議ニテ軍縮問題ヲ討議スル可能性ニ付テ獨逸政府ノ意嚮ヲ
 探リタルカ「チルシェキー」外相ハ海牙會議ニ於テ軍縮問題力討議
 セラルルニ於テハ獨逸ハ之ニ參加セストノ挨拶ニテ其ノ甲斐ナク倫
 敦ニ戻レリ（Haldane, After the War, P. 45.）
 第二回平和會議（一九〇七年）ニ於テハ英國政府ハ海軍計畫ニ關シ
 政府間ニテ情報ヲ交換スル案ヲ提出シタルモ右ハ間接ニ獨逸ヲ目標
 トシタルモノナリ。然レトモ同會議ニ於テハ僅カニ軍事費制限問題
 ニ關スル第一回平和會議採擇ノ決議ヲ再確認スルト共ニ各國政府力
 之ヲ慎重ニ考慮スルコトヲ希望シタル決議ヲ採擇シタルニ止マリタ

海牙會議
決議

リ（註二）

（註二）第二回海牙平和會議ニ於テ一九〇七年八月十七日ノ本會
 議ニ英國代表「サー、エドワード、フライ」ハ海軍建造計畫ヲ
 相互ニ交換スル提案ヲ爲シ左ノ如ク宣言シタリ。
 英國政府ハ若干列國カ軍事費制限ヲ希望シ右ハ各列國ノ獨立的
 行動ニ依リテノミ其ノ目的ヲ貫徹シ得ヘキコトヲ認ムルト共ニ
 カクノ如キ希望ヲ満足セシムル手段ノ存否ニ關シ審議スルヲ眞
 ノ義務ナリト思惟シ「代表ニ對シ次ノ如ク宣言ヲ爲スコトヲ命
 シタリ
 英國政府ハ新艦船建造計畫及ヒ之ニ要スル出費ニ關シ毎年通告
 スル用意アリ。右ノ情報交換ハ相互協定ニ依リ實行可能ナル縮
 減問題ニ關シ政府力意見ノ交換ヲ爲スコトヲ助長スヘシ
 英國政府ハカクノ如キ方法ニテ出費ニ關スル諒解ニ到達スルコ
 ト可能ナルヘシト信ス

英國ノ反
獨熱

故ニ次ノ如キ決議ヲ採擇スルコトヲ茲ニ提案ス
會議ハ軍事費制限ニ關スル一八九九年會議採擇ニ係ル決議ヲ確
認スルト共ニ軍事費カ當時ヨリ殆ント各國ニ於テ非常ニ増加シ
居ルニ鑑ミ政府カ本問題ニ關シ慎重ニ審議ヲ再開スルコト望マ
シトスルコトヲ本會議ハ茲ニ宣言ス (Actes et documents: I P. 92.)
海牙會議後英國新聞ノ論調ハ著シク反獨的トナリ一九〇八年一月獨
逸海軍計畫ヲ論シ右ハ英國ヲシテ建艦ヲ餘儀ナクセシメ出費ヲ増加
セシムルモノナリト攻撃シ始メタリ (Lascelles to Grey, Jan. 30, 1908.
No. 78) (註三)獨逸ハ英國新聞ノ獨海軍擴張ノ攻讐ニ對シ之ヲ
非難スル所アリタルカ右ニ對シ英國政府ハ同年二月二十八日附覺書
ニ於テ獨逸ノ非難ハ首肯シ難キコトヲ指摘スル所アリタリ。(註四
(註三)一九〇七年十二月十四日 Daily Graphic ハ英國カ對獨
關係ヲ熱心ニ改善セムト努力シツツアル間ニ何故獨逸ハ海軍大
擴張ヲ必要トスルカヲ問ヒ英國ハ之ヲ注視シ之ニ從ツテ行動ス

「グレート」
外相ノ覺書

右覺書ハ「グレート」外相ヨリ「ビューロー」宰相ニ非公式ニ提出サ

ヘキナリト論シ、Standard ハ英國艦隊ノ増加ノ絶對的必要ヲ
切言シ、一九〇八年一月四日 Outlook ハ英國ハ奈翁戰爭以來
斯ル重大危機ニ際會シタルコトナシト叫ビタリ
(註四)一九〇八年一月二十九日催サレタル宮廷夜會ノ際獨逸ト
英國大使「サー、エフ、ラッセルス」トノ間ニ懇談行ハレタル
カ英國大使ハ英國新聞カ獨逸海軍擴張ノ結果英國ハ多數ノ軍
艦ヲ建造スルヲ餘儀ナクセラレタリト論シ獨逸海軍計畫ヲ攻撃
シ始メタルコトヲ指摘シタルニ對シ獨逸ハ佛國、米國及ヒ「ブ
ラジル」ノ如キモ海軍ヲ擴張シツツアルニ獨リ獨逸ノミヲ非難
スルハ極メテ不公平ナリト爲シ、他ノ國ノ海軍擴張カ英國建造
計畫ノ擴張ノ理由ト爲スヲ得ルニ獨逸ノミヲ海軍費増加ノ原因
トシテ非難セルハ獨逸ニ惡感情ヲ與フヘシト語リタリ (Lascelles
to Grey, Jan. 30, 1908. No. 78) 註終リ

(一九〇
八、二、
二八)

レタルモノニテ「グレー」ハ獨帝ノ非難ニ對シ次ノ如ク反駁ヲ試ミ
タリ。

(一)英國政府ハ獨逸又ハ其他ノ國ノ陸海軍兵力量ヲ決定スル行動ニ對
シ批評スルカ如キ權利ヲ要求シタルコトナシ。右ハ各獨立國自体
ノ決定スヘキ問題タルコトヲ率直ニ承認スルモノナリ。

(二)獨逸海軍擴張ニ由リ不可避的ニ英國ニ課セラレタル支出ノ増加
ニ對シ英國新聞カ遺憾ノ意ヲ表シタルコトカ獨逸ニ惡感情ヲ與フ
ル原因タリト認ムルコトヲ得ス。

(三)獨逸海軍聯盟ハ獨逸海軍擴張ヲ必要トスル例トシテ英國海軍ヲ持
チ出ス故英國新聞紙モ同様海軍擴張ヲ強調スル爲メ獨逸海軍ヲ引
合ニ出スナリ。

(四)英帝國ノ獨立及存在ハ海上ニ於ケル優越權ノ支持ニ懸リ居ル故ニ
英國政府ハ必要ナル海軍力ヲ組織シ維持セサルヲ得ス獨逸海軍ノ
擴張カ英國海軍ヲ維持スルニ必要ナル兵力ノ計算上考慮ヲ要スル

要素ノ一ニ非スト見セ掛クルハ無益ナリ。カクノ如キ明白ナル事
實ニ鑑ミ英國新聞カ自由ニ批評ヲ爲スコトヲ禁スルコトハ公正ニ
非ス又不可能ナリ。

(五)英國政府ハ獨逸及ヒ英國ノ隣接國ニ對シ敵意ナク又建艦權利ヲ問
題トスル考ヘ毛頭ナキモ英國海軍ニ付テハ歐洲國ノ海軍ニ對スル
標準及ヒ割合ヲ保持スルコトハ英帝國安全ノ爲メ必要ニシテ英國
歴代政府ノ踏襲シタル所ナリ (Grey to Lascelles, Feb. 19, 1908. No.

84)

前記覺書ハ二月二十八日英國大使ニ依リ「ビューロー」公ニ提示
サレタルカ公ハ之ヲ一讀ノ後(一)獨逸カ海軍防備及ヒ殖民地通商保
護ノ爲メニ必要ト思惟スル軍艦隻數ヲ保有スルコト(二)英國ト競爭
スルハ愚ナルコト(三)英國ハ海上優越權ヲ保持スル爲メ必要ト思惟
スル隻數ヲ建造スルハ全然尤モノ話ナリトスルノ意見ヲ獨帝カ常
ニ抱キ居ル旨ヲ説明スルト共ニ右覺書ハ之ヲ獨帝ニ示スコトヲ約

「ハーデー
イニング」
義訪獨ノ意

シタリ。(Lascelles to Grey, March 2, 1908. No. 89)

第三章 獨帝「ハーディング」交渉

「カッセル
伯林」
訪問

海軍問題ニ關シ英獨間ニ腹藏ナキ意見ノ交換カ開始サレタルハ一九〇八年八月「ハーディング」カ「エドワード」七世ニ隨行シ獨逸ニ赴キシ時ナリトス。一九〇七年八月「エドワード」七世ノ獨帝訪問ノ際ニモ同年十一月九日ヨリ十二月十二日ニ至ル獨帝ノ英國滞在ニモ海軍問題ハ公式ニ話題ニ上ラサリキ。一九〇八年二月英國政府カ獨逸政府ニ與ヘタル覺書ニテ海軍制限問題ニ關シ提案カ爲サレタルカ如ク獨逸側ノ新聞ニ報導サレタルモ右覺書ニ於テハ海軍問題ニ關シ英國政府ノ見解ヲ表明シタルニ過キサリキ。(註一)

同年六月ニ至リ英國政府ハ獨逸ノ意嚮ヲ打診セントシ英國財界ノ巨頭「アーネスト、カッセル」ヲ伯林ニ送リタルカ右ハ全然失敗ニ終リタリ

「ハーデー
イニング」
「メッテル
ニヒ」
會談(一)
九〇八、
六、三〇

其ノ後間モナク「ハーディング」ハ「メッテルニヒ」トノ會談ノ際獨逸海軍ノ意圖ニ關スル懸惑ニ言及シタルカ「メッテルニヒ」ハ之ニ對シ「英國ハ何等ノ困難ナク何時ニテモ多數ノ軍艦ヲ建造シ之ニ依リテ優勢ヲ保ツコト可能ナラスヤ」ト答ヘタリ。

「ハーディング」ハ獨逸ノ建造スル權利ハ之ヲ認ムルモ獨逸ノ海岸ハ指呼ノ間ニアリ、英國ノ存亡ハ海上ニ於ケル優越權ニ懸リ、之ヲ維持センニハ如何ナル代償ヲ拂フコトモ辭セス。之カ爲メ負擔力重クナラハ其ノ責ハ之ヲ獨逸ニ歸セサルヘカラスト云ヒ「メッテルニヒ」ハ英國ハ弩級艦ノ創始ニ依リ問題全部ヲ變化セシメ新ナル緊張ヲ餘儀ナカラシメンコトヲ指摘シタリ。

(一九〇八年六月三十日附「メッテルニヒ」報告 G. P. XXIV, 81-88)

(註一) 一九〇八年二月二十四日「ベルリナー」ターゲブラツト「紙倫敦特派員ハ英國政府カ獨逸ト海軍制限協定ヲ結ハント試ミ近ク之カ交渉ノ開始サルヘキコトヲ傳フ。

(Lascelles to Grey, Feb. 24, 1908. No. 87)

「ハーデー」
ノ獨帝懇
談（一九〇
八）

九〇ハヤ
三〇）

了解ノ唯一ノ障害ハ巨額ナル海軍費ニ在ルコトヲ告ケタルニ對シ「シェーン」ハ海軍費ノ節減ハ個人トシテ喜フモノナルモ縮少ノ方式ヲ發見スルコト困難ナリト述ヘタリ。
之ニ對シ「ラッセル」ハ別ニ方式ノ必要ナカルヘク唯獨逸カ海軍計畫ヲ縮少セハ兩國ノ關係ハ自ラ改善セラルヘシト答フル所アリタリ

(Lascelles to Grey, July 31, 1908 No. 99)

一九〇八年八月十一日「エドワード」七世ハ「ハーディング」ヲ隨行シ「クロンベルヒ」ニ獨帝ヲ訪問シ兩國間ノ問題ニ關シ懇談ヲ遂ケタルカ海軍問題ニハ觸レサリキ。然レトモ同日「ハーディング」ハ獨帝ト懇談ノ機會ヲ得タル際先ツ獨逸海軍計畫問題ヲ持チ出シ「グレー」覺書（註二）ノ趣旨ヲ説明シタル後、獨逸海軍計畫完成ニ伴フ不可避的討議ヲ提案シタリ「ハーディング」カ吾等ハ獨逸計畫ヲ「デイクテート」スルカ如キ欲求更ニ無ク之カ變更サレルカ又ハ遲延セラルルカノ保證ヲ要求スルノミト述ヘタルニ對シ獨帝ハ最モ

「ラッセル」
シモン
會談（一九〇
八）

「グレイ」
「ロイド」
「ジョージ」
「メッテル」
「ニヒル」
會談（一九〇
八、二九）

「グレイ」及ヒ「ロイド、ジョージ」（藏相）モ英獨關係ハ建艦競争ニ寧日ナキ間ハ到底好轉セサルヘク、強力ナル陸軍ヲ背後ニ控フル強力ナル獨逸艦隊ハ英國ニ取リテ眞ノ危険タルコトヲ力説シタリ之ニ對シ「メッテルニヒル」ハ艦隊制限ヲ云々スル前ニ英國ハ先ツ列國トノ協商カ獨逸ヲ目標トスルモノナリトノ獨逸人ノ猜疑ヲ除カサルヘカラスト酬ヒタルカ、「ロイド、ジョージ」ハ單ナル建艦速度ノ遲緩ノミニテモ一切ノ政治的行動ヨリ人心鎮靜上役立ツヘシ。弩級艦ノ採用ハ確ニ失策ナリキ。然レトモ新ナル艦型ノ採用ニ付テハ英國側ハ保證ヲ與フル用意アリ。要スルニ相互ノ艦隊豫算ニ關スル隔意ナキ協議ハ公式ノ覺書交換ヨリモ一層迅速ニ目的ヲ達スルナラシト答ヘタリ。（七月二十九日「メッテルニヒル」報告 G.P.XIV, 104-107）

伯林ニ於テモ英國大使ハ獨逸外相ニ對シ同一ノ見解ヲ披瀝シタリ。一九〇八年七月三十日「ラッセル」ハ「シェーン」外相トノ會談ニ於テ英國政府ハ獨逸トノ親善關係ヲ希望シ居ルコト竝ニ完全ナル

非妥協的態度ニ出テ獨逸海軍法ハ國ノ採擇シタルモノニテ之ニ規定セラレタル海軍計畫ハ變更又ハ完成ヲ遲ラスコトヲ許サス余ハ國ノ名譽ニ關係アル問題ノ討議ヲ拒否スト答ヘタリ。

(Sir C. Hardinge to Grey Aug. 15, 1908 No. 116)

「ハーディング」ハ英獨關係ノ極メテ順調ナルコトヲ告ケ唯獨逸海軍計畫ノ遂行ハ之ニ相當スル英國海軍費ヲ増加スルコトヲ必要トス何トナレハ英國ノ海上優越權ハ英國政策ノ根本の原則ナレハナリ。然ルニ獨逸ノ建艦計畫力完成スルトキハ獨逸海軍ハ大型戰艦ニ關シテハ數年後ナラスシテ英國海軍ヨリ優勢トナリ英國ノ海上優越權ハ危殆ニ陥ルヘシ。兩國間ニテ友誼的討議ヲ爲シ計畫ヲ變更又ハ現艦艦速度ヲ緩メルニ非サレハ英國ハ大建造計畫ヲ議會ニ提出スル必要アルヘク、議會ハ政府力如何ナル負擔ヲ提議スルモ之ヲ可決スルコト明カナリ。兩國ノ海軍競争ハ相互ノ關係ヲ惡化シ數年後ニハ重大ナル事態ヲ齎ラスニ至ルヘシト警告スル所アリ。

獨逸ハ獨逸ノ計畫ニ關シ不安ノ原因絕對ナキコト、獨逸艦隊カ英國ノ攻撃ヲ目的トシ居ラサルコト、英國ハ二國標準主義以上ノ海軍力ヲ保有スヘキコト、獨逸海軍計畫ノ故ヲ以テ英國海軍ヲ擴張スル理由ヲ見出スニ苦シムコトヲ述ヘ、獨逸海軍計畫ハ新ナルモノニ非ス法律ニテ採用サレタルモノニテ之カ完成ノ如何ハ國ノ名譽問題ニシテ之ニ關シテハ外國トノ討議ヲ許サス。カクノ如キ提議ハ國ノ威信ニ反シ政府力之ヲ受諾スルトキハ内亂ヲ起ス虞アリ、故ニカクノ如キ指令ヲ受クルヨリハ寧ロ戦争ニ訴フヘキコトヲ述フ。次テ英國カ秘密裡ニ弩級艦ヲ建造シ之カ完成ノ曉ハ獨逸全海軍ヲ擊滅スル能力アルコトヲ「フイツシャー」提督ハ新聞ニ公言シタルカ獨逸モ輿論ヲ満足セシメンカ爲メ同様ノ型ノ建艦ニ着手シタリ。英國ハ以前ノ軍艦ノ大キサヲ増大シタルモ獨逸ハ英國カ大型船ヲ建造シ挑戰スルマテ小型ニテ満足シ居リタリ。獨逸ハ英國ノ如ク遠海ニ根據地ヲ有セス故ニ獨逸艦隊ハ本國ニ備ヘ置カサルヘカラスト云ヒ、獨逸海

能ナルコトヲ述へ、他ノ國ノ提議ニ基クモノト解釋サルル計畫ノ變更ハ不可能ナルコトヲ附言シタリ。

尙獨帝ハ「ハーディング」ト袂別スルニ際シ英國ニトリテハ獨逸トノ友誼ガ佛露ノソレヨリモ利益スルコトヲ語り、「余ハ昨年（一九〇七年）「ギルド、ホール」ニ於テ爲シタル演説ヲ固執スルモノナリ即チ世界ノ將來ハ「アングロ、チェートン」人種ノ掌中ニ在リ、英國ハ強大ナル陸軍ヲ擁セス單獨ニテ歐洲ニ對フヲ得ス勢ヒ一大陸軍國ニ依頼セサルヘカラス、其ノ國ハ獨逸ナリ」ト述ヘタリ。

(Memorandum by Sir C. Hardinge No. 117)

同日獨帝ハ「ハーディング」トノ懇談ニ付テ「ラッセル」ト語リ獨逸海軍計畫ハ一九〇〇年ニ樹立セラレシ以來八年間増加セラレタルコトナシ。他ノ國カ海軍ヲ増加シ居ルニ拘ハラス何故獨逸ノミカ建造計畫ヲ縮減スル必要アリヤ。獨逸憲法ニ依レハ皇帝カ平和又ハ戰爭ニ關スル決定權ヲ有ス「ヴィクトリヤ」女皇ノ孫ニテ現英國王ノ甥ニ當ル獨帝カ英國ヲ攻撃スルハ夢想タニ思ハサル所ニシテカク

軍計畫即チ戰艦三十八隻及ヒ巡洋艦二十隻ハ法律ニ定メラレタル段階ニ於テ一九一八年マテニ之ヲ完成スルヲ要ス。然ルトキハ海軍ハ之以上増加セス其ノ時ノ兵力ヲ維持スヘシ英國政府ノ建造ハ御勝手ナリト述フ。

「ハーディング」ハ其ノ場合對策ヲ講セサレハ侵入ノ危險ハ將來可能ナリト述ヘ英國ノ尊級艦建造カ兩國ノ海軍競争ヲ刺戟スル理由タリ得サルコトヲ指摘シ、獨逸海軍計畫ヲ變更シ又弛緩スル確實ナル保證ヲ必要トス。カカル保證ナキトキハ輿論ノ壓迫ニ抵抗スルコト不可能ニシテ之ニ對抗スル一大海軍計畫カ企テラルルハ不可避的ナルヘシト答ヘ懇談ヲ終リタリ。

續イテ「ハーディング」ハ「フォン、エニツシ」ト會談シ兩國ノ海軍競争ヲ避クル爲メ何等カノ方法ニ依リ獨逸ノ現海軍計畫ノ變更又ハ其ノ完成ノ延期ヲ齎ラス必要ヲ主張シタルニ對シ「エニツシ」ハ獨帝ト同シク計畫ヲ完成スル必要及ヒ完成期日ヲ延期スルコト不可

「ハーデー
ング」及
ヒ「ラッ
セルス」
ノ印象

ノ如キ戦争ノ唯一ノ結果ハ兩國カ互ニ没落シ、兩國ノ通商ハ米國ニ奪ハルコトナルヘシト述ヘ、英國カ獨逸ニ對シ猜疑ヲ抱ケルコトヲ遺憾トナセリ (Lascelles to Grey, Aug. 14, 1908: No. 115)

獨逸トノ懇談ニテ「ハーディング」カ感シタルコトハ獨逸及ヒ獨逸側カ獨逸海軍計畫ノ縮減ハ外國特ニ英國ノ命令ニ基クモノト國民ヨリ目サルル杞憂ヲ抱キ居リシコトナリト云ヒ (Hardinge's memo. No. 117)

「ラッセルス」ノ得タル印象ニ依レハ獨逸側ハ海軍費制限提議ニ付テハ遺憾ヲ感シ居ル故問題ニ觸ルコトヲ差控フヲ可トス、他方議會カ海軍計畫實施ニ要スル豫算ノ協賛ヲ拒否スル可能性アリテ「ビーロー」公及ヒ「フォン、シェーン」ハ建艦ヲ拋棄又ハ延期スル口實ヲ見出シタルコトヲ喜ビ居ル報ニ接シ居レル所若シ英國カ獨逸海軍計畫ノ變更ヲ提案シタルコトカ洩ルルトキハ此ノ方面ニテ爲サレタル努力モ水泡ニ歸スヘシ。大國ハ外國側ノ干涉ヲ承諾セス殊ニ獨逸人ノ如キ「センシブル」ノ國民ハ英國側ヨリノ指圖ニ等シキモ

ノト認メラルルコトニハ反抗スヘシ。 (Lascelles to Grey, Aug. 14, 1908. No. 115)

「グレー」
覺書(一)
二〇〇
三〇
四〇

(註二)「グレー」外相ノ覺書(一九〇八年七月三十一日)

「グレー」外相ハ「エドワード」七世カ獨逸ト「クロンベルヒ」ニ於テ會見スルニ際シ覺書ヲ用意シタルカ右ハ獨逸「ハーディング」ノ海軍問題ニ關スル懇談ノ基礎トナリタリ。

「メッテルニヒ」伯ハ英獨間ニ好感情ノ缺如セルコトヲ最近數人ニ漏シタリ。「ロイド・ジョージ」ノ出席シタル午餐會ノ際「グレー」ハ「メッテルニヒ」ニ對シ兩國間ノ感情ヲ改善スル確實ナル方法ハ海軍費ノ増加ヲ避クル取極ヲ成立セシムルニアルコトヲ主張シタリ。

獨逸カ海軍計畫ヲ迅速ノ「スピード」ニテ繼續スル場合英國ハ海軍費ノ増加ヲ議會ニ求ムルヲ必要ト爲スニ至ラン。カクノ如キ増加ニ對スル理由ハ獨逸ノ海軍費ナリトス。英國ハ獨逸ノ海

軍ノミナラス陸軍ヲモ考慮セサルヘカラス。獨逸海軍カ英國海軍ヨリ優勢ニナル場合獨逸ハ英國ヲ征服スルコトヲ得ヘシ。獨逸ニ取リテハ此ノ種ノ危険ナシ。何トナレハ英國海軍カ如何ニ優勢ナリトモ海軍ノ勝利ヲ以テ伯林ニ接近スルコト能ハス。明年英國カ大海軍費ヲ提議スルノ止ムナキニ至ラハ之カ新聞及ヒ兩國ニ於ケル感情ニ與フル效果ハ逆轉スルナラン。然ルニ若シ獨逸カ海軍費ノ増加ヲ中止スル意思アラハ英國モ同様之ヲ爲スヘク兩國間ニハ何等正式協定ノ必要ナシ。吾等カ議會ニ於テ獨逸ノ建造ハ事實英國側ノ海軍費増加ヲ要スルカ如キ速度ニテ進行シ居ラサルコトヲ披露スルニ於テハ其ノ結果ハ英獨ニ於ケル多クノ人ノ不安ヲ一掃シ感情改善セラルヘシ。二元首同ノ會見ノ結果トシテ兩國建造計畫ニ於ケル活動ノ弛緩カ保證サレルコトカ判明セハ英獨ニ於ケル不安ニ基ク歐洲ニ張レル不安ノ狀態ハ著シク緩和サルルコト疑ヒナク右ハ領土的又ハ

通商問題ニ基ク協商ヨリハ世界平和ニ價值アルヘシ、カクノ如キ幸福ナル結果カ克チ得ルナラハ國王及ヒ皇帝ハ歐洲ノ「ピース・メーカー」トシテ讃ヘラルナラン。

國王カ明年伯林ヲ公式ニ訪問サルルコトハ當然ナリ。然レトモ若シ此際英國カ獨逸建造ノ行ハルル程度ニ海軍費ヲ負擔スルコトトナラハ輿論ハカクノ如キ訪問ヲ冷淡ニ迎フルナラン

Memorandum by E. Grey July 31, 1908 B.D. vol. VI: App. III)

「グレイ」覺書（一九〇八年八月六日）

「エドワード」七世獨帝訪問ニ際シ會見ノ指針トシテ英帝及ヒ

「ハーディング」ニ與ヘラレタル「グレイ」覺書ノ大要ハ次ノ

如シ

「現在及ヒ將來ノ英獨關係ハ兩國ノミナラス歐洲全般ニ注意ヲ索キ居レリ。兩國ノ外交關係ハ過去二年間困難ノコトナク、北海、「バクダッド」鐵道、「マセドニア」、南「アフリカ」ニ

「グレイ」
覺書（一
九〇八
年八月
六日）

關係セル若干事件モ兩國ノ間ニ討議セラレ、最近兩國間ニ不安ノ原因發生シタルコトナシ。然レトモ兩國ノ輿論ノ一部カ彼我ニ非友誼的ナル意圖ヲ抱キ居ルカ如ク説クモノアルモ之ヲ獎勵スルモナシ。右ハ海軍費ノ競争ニ表ハレ居ルカ海軍費力増加スレハ不安力増シ之ヲ減スレハ不安モ亦減スヘシ。

英國政府ハ獨逸カ自國ノ目的ノ爲メニ必要ト思惟スル大海軍ヲ建造スル權利ヲ問題ニシ又之ヲ非難セントスルモノニ非ス、然レトモ吾人ノ直面セサルヲ得サル事實ハ獨逸海軍ハ現在ノ建造率ヲ以テ建造計畫ヲ進ムルトキハ數年間ニ強大ナル戰艦ニ於テ英國海軍ヨリ優勢トナルコト之ナリ。其ノ結果英國ハ明年度新建造計畫ニ着手スルヲ必要トシ輿論モ之ヲ要求スルニ至ル、他ノ歐洲國ハ左シテ大ナル海軍擴張モセス又重要ナル海軍ヲ有セス、歐洲外ノ國ハ英國ノ獨立ヲ脅カスヘク餘リニ遠隔地ニアリ故ニ英國ノ新建造計畫ハ獨逸建造計畫ノミニ責任アリト云ハサ

「グレイ」
「メッテル」
「ニヒ」
交渉

「ハーディング」ハ獨逸及ヒ獨逸外務當局トノ懇談ハ英獨各々ノ見解ヲ披瀝シタル意見ノ交換ニ過キサリシカ其ノ後駐獨英國大使「ラッセル」辭任シ十一月後任トシテ「ゴッシェン」赴任スルニ及ヒ海軍建造計畫ニ關シ交渉開始セラレタリ。

ルヘカラス。獨逸海軍カ優勢トナラハ英國ハ之ニ敗レ占領セラ
ルヘシ。然ルニ獨逸ハ英國海軍ノ優勢ノ爲メニ大ナル危険ヲ蒙
ルコトナシ。何トナレハ英國陸軍ハ劣勢ニシテ占領征服等ハ問
題トナラス。故ニ英國ハ獨逸海軍計畫ニ應センカ爲メ海軍費ヲ
増加セサルヲ得ス。之ニ反シ双方ニテ海軍費ヲ縮少セハ輿論ノ
友誼的感情ヲ元ニ戻スト共ニ右ハ兩國間ノ平和的意思、善キ了
解及ヒ信賴ノ證左トシテ兩國ノミナラス他國ニ於テ歡迎セラル
ヘシ。」

Memorandum by Sir E. Grey. Aug. 6, 1909, No. 111.)

第四章 「グレイ」―「メッテルニヒ」交渉

「ゴッシーン」ハ一九〇八年十一月十三日「ビューロー」公ト會談
シタルカ公ハ大部分ノ獨逸人ハ英國ニ敵對的ナリト獨帝カ聲明シタ
ルコトヲ否認シ、英獨ハ嘗テ戰爭ヲ爲シタルコトナク將來モ之ヲ希
望セス。英獨ノ利害ハ通商ノ競爭ナルモ何處ニ於テモ衝突セス相互
ノ通商ハ双方ニ必要ナリ。兩國ノ利害カ併行セサル地アリトセハ右
ハ土耳其ナルヘシト述ヘ近東問題ニ言及シタリ。

(Goschen to Grey, Nov. 13, 1908. No. 105)

同會談
(一九〇
八年十一
月十三日)

次テ十二月十日「ゴッシーン」トノ會談ニ於テ「ビューロー」ハ議
會ニ於テ海軍制限問題ニ關シ演說シタルコトヲ告ケ、自分ノ意見ト
シテ豫算ニ付テハ他ニ良途アル故建造費ハ少ナキヲ可トス。故ニ防
禦的目的ノ爲メニハ絶對ニ必要以外ノ船舶ヲ建造セサルヘシ、防禦
的目的ノ爲メ必要ナル隻數ハ議會ノ可決シタル海軍計畫ニ規定サレ
居レリ。右法律ハ他ノ法律ノ如ク之ヲ實施スルヲ要スト語リタルニ
對シ「ゴッシーン」ハ英國ノ建造計畫ハ法律ニ非サルモ國民ノ意思ニ

テ遂行セラルヘク然レトモ英國ノ計畫ハ事情ニ依リ變更スルコト可
能ナリ。即チ他國ノ建造計畫ニ依存シ居レリト答ヘタリ。「ビュー
ロー」ハ獨逸ノ計畫ハ法律ニテ定メラレ居ル故變更不可能ニ非スト
モ極メテ困難ナリ。海軍制限ニ關スル國際協定ハ技術的ニ困難ナル
コトヲ議會及ヒ獨帝ニ説明シタリ(例ハ各國海軍ノ比率ヲ定ムヘキ
規模ヲ如何ニシテ定ムルヤ、利害、同盟、協商關係等ハ總テ變ルコ
トアルヘキニ一定ノ規則ヲ設クルコト可能ナリヤ等)思フニ海軍ノ
一定ノ規模ヲ定ムルニハ將來ヲ達見スルヲ要ス。右ハ考フル程困難
ナル故事態ハ此儘進ム外ナシト爲シ、英國ニ於テハ獨逸海軍ノ目標
ハ英國タルコトヲ信スルモノアルモ獨帝モ國民モ英國トノ友好關係
ヲ希望シ居ルコトヲ告ケタリ。

(Goschen to Grey, Dec. 10, 1908. No. 108)

「ビューロー」「ゴッシーン」會議後間モナク倫敦ニ於テ「グレー」
ト「メッテルニヒ」ノ間ニ數回ニ亘リテ會談續行セラレタルカ茲ニ

「グレイ」
「メッテル
ニヒ」會談
(九〇ハ
一ニ一ハ)

會談ノ要領ヲ摘記スレハ左ノ如シ

一九〇八年十二月十八日ノ會談ニ於テハ「グレイ」ハ「ビューロー」
公カ海軍費ニ關シ英國政府ヨリ提案アリタルコトナシト聲明シ居ル
コトハ「テクニカリー」ニハ間違ナキモ英國政府ハ英獨海軍費ヲ比
較シ縮減ノ目的ヲ以テ之ヲ討議スル用意アルコトヲ獨逸ニ明ニ爲シ
置キタリト述ヘタリ。「メッテルニヒ」ハ右ハ實際ノ提議ニ價スル
モノニ非スト爲シタルニ對シ「グレイ」ハ之ヲ現實的ノ提案ト爲サ
サリシ理由ハ獨逸側ヨリ獨逸海軍費ハ英國海軍ニ關係ナク法律ノ定
ムルモノトスル常套的返事ニ接シ居タリシカ爲メナリト答フル所ア
リテ問題ノ審議ニ入りタリ。

「メッテルニヒ」ハ獨逸海軍建造計畫ハ擴張セラレサルヘシ、獨逸
ノ主タル關心ハ陸軍ニアリテ財政狀態ハ海軍計畫ノ増加ヲ許サスト
云ヒ「グレイ」ハ英國ハ專ラ海軍級艦ヲ建造スル必要アリ。然ラサレ
ハ獨逸海軍ハ海軍級艦種ニ付キ數年ノ中ニ英國海軍ヲ實質的ニ凌駕ス

ルニ至ル、右ハ獨逸カ海軍計畫ヲ實施スル速度ニ懸リ居レリ。英國
ハ補充海軍級艦若干隻ヲ建造スルコトニ付キ明年早々議會ノ協贊ヲ求
ムルコトトナルモ獨逸カ建造セサレハ協贊ヲ得タル艦船ノ建造ニ着
手セサルヘキコトヲ議會ニ於テ聲明スル用意アリ。此ノ種ノ縮減ハ
兩國間ノ協定ニ依ラス且ツ各ノ海軍豫算不干渉ノ了解ニ行ハルル
モ英獨ノミナラス世界ニ道德的ニ好結果ヲ與フルヘシト云ヒ、目下
全世界カ英獨建艦競争ヲ括目シ居ル故カカル競争力減少サルコト
明カニナレハ兩國何レモ互ニ敵對ノ意思ナキ證左ト考ヘラルヘシト
述ヘタルカ「メッテルニヒ」ハ獨逸ハ單ニ自國ノ權益保護ノ爲メ建
艦スルモノナルコトヲ繰返シタルヲ以テ「グレイ」ハ他ノ歐洲國ハ
海軍級艦ヲ建造シ居ラス又之ヲ建造スルニ急ナラス故ニ獨逸カ海軍計
畫ヲ進ムルコトハ必然的ニ英國海軍計畫ノ規模ヲ決定スルモノナル
コトヲ指摘スル所アリタリ。

(Grey to Count de Salis, Dec. 18, 1908. No. 110)

同上會談
(一九〇九年
一月四日)

一九〇九年一月四日ノ會談ニ於テ「グレー」ハ英國政府カ次年度海軍豫算ヲ審議中ナルコト、海牙會議ニ於テハ獨逸政府カ討議ヲ拒否スルモノト了解シ居リシ爲メ別ニ具體的提案ヲ爲サス同意ヲ得ル程度ノ一般的ノ決議ヲ提出シタルニ止マリタルコト、同會議ニ於テ兩國海軍費比較ノ重要性ヲ討議シタルコト、獨逸海軍計畫ハ法律ノ定ムル所ニ依リ英國ノ海軍豫算ニ依存セサル趣ヲ承知シ交渉開始ノ餘地ナキ爲メ其後提案ヲ爲ササリシモ「ハーディング」カ「クロンベルヒ」ニ赴クニ際シ海軍費ノ重要性ヲ討議スルコトヲ訓令シタルコト等ヲ語リタル後、英國側ノ情報ニ依レハ獨逸計畫ヲ通常ノ速度ニテ遂行スレハ一九一二年二月マテニ弩級艦十三隻ノ竣工ヲ見ルヘク次ノ四隻ニ關シ材料カ豫メ蒐集セラレアラハ同日マテニ十七隻トナルヘク、財政上ノ制限ナク製艦能力ヲ充分ニ發揮スルトキハ一九一二年四月マテニ二十一隻ニ達スヘシ。通商保護ノ爲メニハ弩級艦ヨリ寧ロ巡洋艦ヲ有要ナリトシ、輿論モ弩級艦カ最モ攻撃的艦種タ

ル事實ニ向ケラルヘク、英國ノ建艦計畫ハ獨逸ト取極ナキニ鑑ミ獨逸ノ建艦可能性ニ基カシムルコト必要ナリ。

カカル取極ナキトキハ萬一ノ場合ニ備ヘサルヘカラス、尤モ獨逸ノ建造カ豫期シタルカ如ク速ニ行ハレサルコトカ判明セハ英國ノ建造モ徐々ニ行ヒ議會協賛濟ノ艦種モ之ヲ起工セサルコトスル用意アリ。之ニ對シ「メッテルニヒ」ハ獨逸ノ建艦計畫ハ法律ニテ定メ居リ之ヲ超過セサルヘシ。獨逸ハ自己ノ目的ノ爲メニ必要ナルモノヲ建造中ニテ英國カ何隻建造スルモ建造シタル艦船ノ隻數ヲ増加セサルヘシ、然レトモ英國カ獨逸ノミヲ考慮シ米國ヲ顧ミサルハ何故ナリヤト反問シタリ。

「グレー」ハ英國ノ目的ハ近海ニ於ケル完全ナル制海權ヲ獲得シ英國ノ弱小ナル陸軍ヲ以テシテモ停略ヲ免レントスルニアリ。英國ノ目的カ攻撃的ナラハ遠海ノ外國軍艦ヲ考慮スル必要アリ。然ルニ英國ノ目的ハ防禦的ニシテ攻撃的ニ非サルカ故ニ遠海ノ軍艦ハ近海ニ

同上會談
(一九〇九
年三月)

於ケルカ如ク之ヲ計算ニ入レスト説明ス。「メッテルニヒ」ハ「グ
レー」ノ擧ケタル弩級艦ノ隻數ハ誇大ニ過ク吾人ハ起リ得サル萬一
ノ場合ニ對シカクノ如キ注意ヲ拂フ必要ナシト思惟スト述ヘタルニ
對シ英國政府ハ年度全体ノ所要ニ應スル豫算ヲ來ル三月議會ニ提出
セサルヲ得サルヘシ。然ルニ後年協贊ヲ得タル弩級艦力所要以上
タル場合ハ何時ニテモ左ノ建造ヲ控フルヲ得ヘシ、然レトモ獨逸力起
工スヘキ艦船隻數ヲ少ク見積リタル場合又ハ獨逸力豫メ材料ヲ蒐集
シ以テ艦船ヲ竣工スル日ヲ速ムル場合ニハ追加豫算ノ爲メ議會ヲ召集
スルニ非サレハ會計年度中追加弩級艦ノ速造ニ着手スル權限ヲ有セ
ス。故ニ適當ナル警戒ヲセサル場合獨逸ノ弩級艦ハ六ヶ月間ニ英國
ノヨリモ優勢トナルニ至ルヘシ (Grey to Goschen Jan. 4, 1909, No. 151)
二月三日ノ會談ニ於テ「グレー」ハ英國力獨逸計畫ノ結果海軍費ノ
増額ヲ要求スルノ止ムナキニ至レハ英國ノ新聞力刺戟セラルルハ明
カナリト述ヘ、建艦率ヲ弛緩スルコトハ獨リ英國ノミナラス獨英間

同上會談
(一九〇九
年三月)

ノ建艦競争ニ關心ヲ有スルモノニ極メテ善キ兆候ト認メラルヘシト
語リタルニ對シ、「メッテルニヒ」ハ獨逸ノ英國ニ對スル建艦競争
及ヒ英國侵略說ヲ否認シタリ。「グレー」ハ英國ニ取リテハ侵略ハ
征服ヲ意味スルモノナリ。英國ニ於テハ國民ハ寸時モカカル不安ヨ
リ免ルルコト能ハサルコト恰モ獨逸ノ隣接國ノ軍隊力獨逸ヨリ強大
ナル軍隊ニ擴張セラレタル場合ニ獨逸ニ不安ヲ起スコトヲ除クコト
不可能ナルカ如シト述ヘタリ。

(Grey to Goschen Feb. 3, 1909, No. 152)

三月五日ノ會談ニ於テ「メッテルニヒ」ハ建造計畫ノ四隻ニ付テハ
建造決定済ナリ。設計力未解決ナルカ爲メ材料蒐集セラレ契約完了
シタルモ實際ノ起工ハ設計完結マテ遅延スヘキモ今後ノ船舶ニ關シ
テハ此ノ如キコト起ラサルヘシト語リタリ。「グレー」ハ互ニ海軍
建造細目ニ通セス之カ情報ハ海軍省ニ求メサルヘカラサル故相互ノ
駐在武官ヲシテ現ニ建造中ノ艦船及ヒ現在ノ工程ヲ見學セシメ以テ

同上會談
(九〇九
三二〇)

兩國海軍省カ双方ノ現狀ニ關シ的確ナル知識ヲ得ルコトスル提案
ヲ爲シタリ。然ルニ「メッテルニヒ」ハ協定ノ目的ヲ以テ會談ヲ始
メタルニ非スト答ヘタル爲メ「グレイ」モ之ヲ主張セサリキ。

(Grey to Goschen, March 5, 1909. No. 153)

三月十日ノ會談ニ於テハ「グレイ」ハ獨逸海軍ハ專ラ自國ノ所要ノ
爲メニ建造セラレタルモノニテ英國ニ對シテハ敵意ナク故ニ英國カ
弩級艦ヲ建造スルモ計畫ヲ増大スル意思ナキコトヲ決定シ宣言ス
ルコトヲ提案シ、英國ハ獨逸ノ宣言ヲ認ムルト共ニ獨逸ト現在親善
關係ニアリテ何等敵意ナキモ獨逸海軍ニ比例シテ艦隊ヲ建造スル必
要アリ。獨逸ノ建艦ハ英國ノ建艦ヲ決定スル要素ニ他ナラサルコト
ヲ言及スル要アリト爲シ、獨逸艦隊ハ專ラ獨逸ノ利害ヲ防禦センカ
爲メ工夫セラレタルモノナルモ數年後ニハ非常ニ強大トナルヘク、
現在英獨關係如何ニ親善ナルモ數年後起ル萬一ノ場合ノ爲メ建造セ
サルヘカラス。將來海軍力カ英國ノ不利益ニ逆轉シタル場合兩國ノ

50

關係ニ如何ナル影響ヲ與フルヤヲ語リ得ルモノナシト述ヘタリ。

之ニ對シ「メッテルニヒ」ハ「グレイ」ノ述ヘタル獨逸ノ意見ヲ確
認スルト共ニ假令英國カ百隻ヲ建造スルモ獨逸ハ建造計畫ヲ増大ス
ルコトナカラント聲明シタリ。「グレイ」ハ然ラハ英國カ弩級艦ヲ
建造セサル場合ニ於テモ獨逸ハ計畫ヲ縮減セサルヘシト了解スト述
ヘタルニ對シ「メッテルニヒ」ハ之ヲ肯定シ建艦計畫ニ關シテハ獨
逸ハ一九一二年二月マテニ弩級艦十三隻ヲ超ヘ建造セサルヘク且ツ
計畫ヲ速ムルカ如キコトナシト言明ス。「グレイ」ハ英獨海軍省ハ
海軍武官ノ造船所臨檢ニ依リ建造及ヒ工程ニ通シ居ラサレハ或一定
ノ時ニ註文シタル艦船カ何時竣工シタルヤヲ確ムルコト能ハス、兩
國間ニ協定ナキ場合ハ英國側トシテハ多少ノ餘裕ヲ存シ置クコト必
要ナリト告ケタリ

(Grey to Goschen, March 10, 1909. No. 154)

三月十七日ノ會談ニ於テ「メッテルニヒ」ハ獨逸ハ一九一二年末マ

同上會談
(九〇九
三二〇)

51

2-0049

0034

テ弩級艦十三隻ヲ超ヘ建造セサルヘキコトヲ首相及ヒ外相ニ言明シ
置キタルニ拘ハラス首相及ヒ海相カ議會ニ於テ獨逸ノ弩級艦ハ一九
一一年中若クハ一九一二年早々十三隻ニ達スヘキコトヲ聲明シタル
コトハ驚愕スル外ナシト遺憾ノ意ヲ表スル所アリタルカ「グレー」
ハ英海相ハ獨逸カ「メッテルニヒ」ノ聲明シタル以上ノ隻數ヲ既ニ
建造中ナル確實ナル情報ヲ得タルコトヲ語レリト告ケ双方ニ誤解（
誤解ハ「メッテルニヒ」ノ聲明ハ技術的ニ弩級艦ト稱セラルルモノ
ノミヲ包含シタルニ對シ英國ハ便宜上弩級艦ニ「Invincible」型ノ大
型裝甲巡洋艦ヲ包含セシメタル爲メ起リタルナリ）アルカ之ヲ阻止
スル唯一ノ方途ハ事實ヲ知り且ツ建造ノ工程ヲ確メシカ爲メ海軍武
官ヲシテ艦船ヲ建造シ居レル造船所ノ臨檢ヲ許スニ在リト爲シ、海
軍ハ英國ニ取リテハ死活ノ問題ナルカ故ニ之ヲ安全ニ維持スルコト
絶對ニ必要ナルコトヲ指摘シタリ。「グレー」ハ「メッテルニヒ」
ノ聲明ヲ海相ニ繰返シ述フル外ナシト云ヒ獨逸政府ハ英國政府ト情

報交換ヲ爲シ、双方ノ海軍省カ各造船所ニテ建造中ノ軍艦ノ状態ニ
付テ確實ナル知識ヲ有スルコトヲ信スル趣ヲ聲明スルニ非サレハ議
會ニ満足ヲ與フルコトヲ得スト語リタリ

(Grey to Goschen March 17, 1909. No. 155)

G.P. XXVIII pp. 108-10.

三月十八日ノ會談ニ於テ「グレー」ハ英國ハ「テイルピッツ」ノ聲
明ニ關シ獨逸政府カ海軍費ヲ討議スル提案ヲ受諾スル用意アリシニ
拘ハラス之カ行ハレサリシハ英國側ノ落度ナリシモノノ如ク解釋シ
居タルコトヲ述ヘ右ノ誤解ハ「グレー」メッテルニヒ「會談録ヲ公
表セハ解ケルモノト思惟スト述ヘタル對シ「メッテルニヒ」ハ此ノ
種ノ會談録カ發表セラルルトキハ不都合起ルヘシト發表ニ反對シタ
リ。「グレー」ハ獨逸カ建造計畫ヲ速メサルコトスル宣言ハ之ヲ
議會ニ於テ繰返シ得ルモ獨逸ハ海軍費取極ノ用意ナク且海軍武官ノ
建艦状態檢閲ヲ許ササルニ於テハ右宣言モ英國カ建艦セサル理由トシ

テ議會ハ之ヲ受諾セサルヘシト述ヘ、建艦計畫ニ付テ討議シタル後「テイルピッツ」聲明ニ言及シ會談ヲ發表セサレハ議會ニ對シ如何ニ答辯スヘキヤト質シ、右聲明ニ關シテハ説明ヲ要求セラルルカ故ニ權威アル説明ヲ必要トスルコトヲ述ヘタルカ、「メッテルニヒ」ハ之ニ答ヘ「テイルピッツ」聲明ト首相ノ聲明ニ矛盾スル所ナシ。海軍費縮減ニ關スル提議ハ未タ爲サレタルコトナシ。英國ハ最新型ノ艦船ヲ有シ獨逸ハ之ヲ缺ケルニ鑑ミカクノ如キ提案ノナサレサリシハ賢明ナリキト語り且自分ノ言ヲ獨逸政府ノ聲明ト取ラサランコトヲ希望シタリ。

「グレー」ハカクノ如キ會談ヲ行ヘルコトハ獨逸カ否定ノ回答ヲ爲スコトヲ回避センカ爲メナリ。「テイルピッツ」ノ聲明ハ若干説明ヲ必要トス。唯一ノ方法ハ獨逸政府カ新聞ニ聲明書ヲ發表スルニアリ。即チ「テイルピッツ」ノ聲明ハ海軍費縮減提議ヲ招致スルコトヲ意味スルモノト推定セハ右ノ推定ハ全然正確ニ非サルコトヲ發

表スルニアリト提案シタルモ「メッテルニヒ」ハカクノ如キ解釋ハ「テイルピッツ」自身ニ最モ驚愕ヲ與フヘシト答ヘ反對シタリシ爲メ「グレー」ハ最善ノ對策ヲ考究スルコトヲ求メ會談ヲ終リタリ。

(註一)

(Grey to Goschen. March 18, 1909. No. 156)

(註一)「テイルピッツ」海相ノ聲明

英國首相及ヒ海相ノ議會ニ於ケル聲明ニ對シ一九〇九年三月十七日海相「テイルピッツ」ハ獨逸議會豫算委員會ニ於テ左ノ如ク聲明シタリ

『新聞紙ニ依ルニ英首相「アスキス」氏ハ議會ニ於テ「英國ハ英獨海軍計畫實施ニ關スル取極ヲ爲ス爲メ獨逸ニ對シ數回提議スル所アリタルカ之ニ對シ獨逸ハ英國ヲ目標トセス自國ノ所要ニ從ヒ建艦シ居ルコトヲ力説シ、此上海軍建造ノ速度ヲ増加セサル確實ナル保證ヲ與ヘタリ」ト聲明シタリ

海軍問題ニ付テハ獨宰相ハ一九〇八年十二月十日議會ニ於テ聲明シテ曰ク

「國際海軍制限問題ニ關スル提案ニ付テハ何故獨逸カ消極的態度ヲ執リ居ルカニ付議會ニ於テ討議力行ハレタルカ第一ニ獨逸ハカクノ如キ提案ニ接シ居ラサルコトヲ聲明スル要アリ、獨逸ハ他ノ國ト共ニ國際軍備制限自体ハ極メテ望マシキコトトスル意見ヲ久シク抱懷シ居リタル所該問題ニ對シ控ヘ目勝チナルハカカル提案ノ實行性ヲ疑フコトニ基クナリ」

新聞紙ニ依レハ英首相ハ獨逸ハ建艦ヲ速メサルヘシト聲明シ居レルカ獨逸ハ建艦計畫ニ從ヒ進ミ居ルモノニテ或艦船ノ建造ハ若干速ニ他艦船ハ遅ルヘキコトアルモ建造計畫ノ規定スル平均時日ニ竣工スルナリ。將來モ之ヲ變更スルヲ必要トスル理由ナシ。新聞紙ニ依レハ英海相ハ「獨逸ノ建艦力速メラレタル場合（一九〇九—一〇年度計畫ノ四隻ノ場合ニ行ハレタルカ如ク）

一九一二年四月迄ニ獨逸ハ弩級艦及ヒ「インヴィンシブル」(Invincibles) 級十七隻ヲ建造スルニ至ル。建艦力別ニ速メラレサルトスルモ一九一二年ノ秋マデニハ右ノ隻數ニ達スヘシト聲明スル所アリタルカ獨逸ハ一九一二年中ニハ弩級艦十三隻ヲ得ルノミ。英海相ハ右情報ヲ何レヨリ得タルヤ余ノ關知セサル所ナルモ宰相カ議會ノ本會議ニ於テ獨逸ハカカル提案ニ接シタルコトナク自國防護ノ必要上決定セラレ且法律ニテ定メラレタル率ヲ超過シテ建造セサルヘキコトヲ聲明シタルコトニ注意ヲ喚起シ度シ。

若シ協定カ可能ナラハ右ハ一方的ノモノタラサルコトヲ要ス。獨逸カ軍備制限案ヲ眞面目ニ考ヘ一定ノ建造速度ヲ弛緩スルナラハ時期極メテ尙早ニシテ協定ニ達スル最モ誤マレル方法ナリ英海相ハ獨逸カ建造率ヲ増加スルトキハ一九一二年四月ニ至ルマテ弩級艦十七隻ニ達スヘシト云ヘルモ一九一三年秋二十三隻

ニ達スルノミ

(Goschen to Grey March 23, 1909. No. 160 Enclosure.)

上述ノ如ク一九〇九年三月獨逸議會ニ於ケル海軍問題討議中(一)海軍軍備制限ニ關シ獨逸ニ提議ヲ爲シタル有無(二)一九一二年ニ竣工スヘキ獨逸ノ主力艦隻數カ問題トナリタリ。

第一ニ付テハ獨逸議會豫算委員會ハ宰相及ヒ外相ノ出席ヲ求メ英國議會ニ於ケル聲明ト「ティルピッツ」ノ聲明トノ間ニ齟齬アルコトニ關シ説明ヲ求メタリ。之ニ對シ「ビューロー」宰相ハ「シェーン」外相カ近ク委員會ニ出席シ能フ限り情報ヲ與フヘシト答ヘ又本件ニ付テ或適當ノ機會ニ於テ發言スルコトヲ留保シタリ、「ビューロー」ノ答辯ハ獨逸政府カ英國ノ提案ニ對シ沈黙ヲ守リ之ヲ不明瞭ニ爲シ置クモノナリト爲シ新聞論調ハ之ニ不滿ヲ示シタリ(註二)

(註二)「コロン、ガゼット」紙ハ海軍問題ハ英國ニ於テカクノ如キ發熱的ノ注意ヲ起シタル事實ニ鑑ミ獨逸政府カ本問題ニ關

獨逸外相
及宰相ノ
辯明

シ聲明ヲ爲スハ適當ナル時機ト思考セス。事實英國政府ハ軍備制限ニ關シ機密ニ提案ヲ爲シタルモ獨逸政府ハ協定上ノ困難ヲ指摘シ、法律ノ定メタル海軍計畫ニ注意ヲ喚起シ計畫ノ限度ヲ超ユルコトナキ意思ヲ發表シタルカ如シ、カクノ如ク解釋スレハ「アスキス」ノ聲明ハ實際ニ起リシコトト齟齬スルコトナシ次テ兩國海軍ノ相對的勢力ヲ定ムル正式ノ取極ヲ爲ス必要ヲ論シ兩國間ノ惡感情ヲ除去スルコトヲ希望シタリ。

「シェーン」外相ハ三月二十三日豫算委員會ニ於テ宰相ニ代リテ英國ノ軍縮提案ノ有無ニ關シ次ノ如ク説明スル處アリタリ。即チ「英國政府カ海軍計畫ノ範圍及ヒ支出ニ關シ英獨交渉ヲ開始スル用意アルコトヲ提議シタルコトハ事實ナルモ之ヲ正式ノ提議ト爲サザリキ英獨會談中方式交渉ノ基礎トシテ用ヒラレルカ如キ提案ハ持チ出サレス、蓋シ友好關係ニ在ル國ノ間ニ於テハ有利ニ考慮セラルルコト疑アル場合正式ニ提議スルコトヲ避クル慣習アルカ故ニ獨逸ハカク

ノ如キ提案ニ對シテハ別ニ態度ヲ決定セサリキ。海軍軍縮提案ニ對スル獨逸ノ待機的態度ノ理由ニ付テハ昨年十二月十日帝國議會ニ於テ宰相之ヲ聲明シタリ。】(Goschen to Grey. March 23, 1909. No. 159)

英國政府ハ海軍制限ニ關シ正式ノ提案ヲ爲シタリヤノ質問ニ對シ宰相ハ英國側ヨリ格別交渉ノ基礎トナルカ如キ決定的提案ナカリシ旨ヲ三月三十日聲明シタリ。宰相ハ更ニ語ヲ續ケ獨逸政府ハ平和ヲ欲求スル點ニ於テハ何國ニモ讓ラス、軍備制限ヲ遂巡スルハ他ノ國ニ對シ非友誼的感情ヲ抱キ居ルカ爲メニ非スシテ行動ノ獨立ヲ維持シ且外國トノ討議ヨリ國內問題ヲ除外セントスル希望ニ他ナラス。海軍法ニ依リ建造中又ハ建造セラルヘキ艦船數ニ關シテハ早クトモ一九一二年ノ秋ニ新型十三隻(巡洋艦ヲ含ム)ヲ得ルノミト聲明シ、海軍計畫ニ付テハ英國ト競争スル意思ナク、何等陰蔽スヘキモノナク海軍法所定以上ニ建造ヲ維持セントスル意思毛頭ナキコトヲ附加シタリ (Goschen to Grey. March 30, 1909. No. 166)

獨逸非公式
提案

第五章 獨逸提案

(一) 獨逸非公式提案 (一九〇九年四月)

一九〇九年四月宰相代辯者「フ・ン、ギデレン、ワヒテル」ハ「ゴッセン」トノ會談中要旨次ノ如キ非公式提案ヲ爲シタリ。

(Goschen to Grey, April 16, 1909. No. 174)

(註一)

(一) 兩國ハ一定ノ期間相互ニ對スル如何ナル敵對行爲ニモ從事セサルコトヲ約スコト。

(二) 何レノ一方モ他ノ一方ヲ目標トシタル同盟ニ參加セサルコト

(三) 何レノ一方モ他ノ一方カ他ノ一國又ハ數國ニ依リテ攻撃サレタル場合好意的中立ヲ遵守スルコト

「キデレン、ワヒテル」ハ獨逸ハ英國ト同様ニ自國ノ消費ニ充分ナル食料品ヲ生産シ居ラサルカ故ニ英國ノ必要トスルカ如クニ強大海軍ヲ必要トスルコトヲ力説シ、佛露ニ攻撃サレタル場合獨逸ハ自國ノ海岸ニ食料品ヲ安全ニ輸送セントスルニハ海軍力ニ頼ル外ナク此

點ハ全ク英國ノ立場ト同様ナリト聲明シタリ。「ゴッセン」ハ獨逸ハ埃洪國ト同盟ヲ結ビ居ル故「ハンガリー」及ヒ其ノ奥ノ小麥生産國ヨリ食料ヲ仰クコトヲ得ルコトヲ指摘シタルニ對シ「ギデレン、ワヒテル」ハ同盟ト雖モ時ト共ニ變ルモノナル故萬一ノ場合ニ備フル必要アリト爲シ獨逸ニ於テハ何人モ英國トノ親善ヲ希望シ居ルコトヲ述ヘ、如上ノ取極力成立シ難キ理由ナキコトヲ次ノ如ク指摘シタリ。即チ、

(一) 兩國ニハ大問題ナキコト。

(二) 商業階級カ兩國ニ於ケルカ如ク相互ニ緊密ノ關係ニ在ル國ナキコト。

(三) 殖民地ニ關シテハ英國ノ石炭貯藏所カ散在シ居ル故獨逸カ英國ニ不安ヲ與フルコト極メテ少ナキコト。

英國側ハ右提案ノ目的ハ英國ノ手ヲ縛リ英國艦隊ヲ中立化スルニ依リ獨逸ハ歐洲大陸ニ於テ完全ナル「フリー・ハンド」ヲ獲得セントス

之カ成立ノ爲メ引續キ努力スル所アリタリ。(註三)

(註一) 獨逸側非公式提案(一九〇九年四月)

獨逸ハ一九〇九年四月在柏林英國大使ニ對シ對英取極ノ提案ヲ爲シタルカ獨逸海軍當局ノ聲明及ヒ獨逸外務省「キデレン、ワヒテル」ノ意見ヲ綜合シタル所ニ依レハ獨逸側ノ提案ハ次ノ如シ。

(一) 緊密ナル政治諒解ニ依リ双方ノ海軍擴張カ兩國ノ利益ニ反セサル如ク爲スコト即チ「建艦力猜疑ノ原因トナル代リニ満足ノ原因」トナル様ニ爲スコト

(二) 政治諒解ニ依リ兩國ハ一定ノ期間

(イ) 他方ニ對シ戰爭ヲ爲ササルコト

(ロ) 他方ヲ目標トシタル同盟ニ加ハラサル事

(ハ) 他方カ第三國ト共ニ從事シ居ル戰爭ニハ好意的中立ヲ遵守スルコト

英國側ノ
態度

ル取極ノ途ヲ開カントスルニ在リト觀察シタリ。(註二)
英國ニ於テハ英獨親善論新聞ニ表ハレタルモ兩國ノ親善關係ヲ英國外交政策ノ核心ト爲ス希望ハ政府側ニモ民論ニモ乏シク一般新聞ノ態度ハ極メテ反獨的ナリキ。
之ニ反シ獨逸ニ於テハ「ビューロー」ノ議會聲明以來新聞論調變リ主ナル國家主義的及ヒ保守的新聞ハ以前ノ敵對的態度ヲ改メ英國トノ了解ヲ強硬ニ主張シ來レリ。獨逸政府ハ對英關係ノ改善ヲ希望シ「シェーン」外相ハ海軍ニ關スル困難ナル問題カ時ト共ニ解決セラルルカ如キ關係ヲ英國ト結ヒタキ希望ヲ閣僚ノ一人ニ漏シタリト稱セラル。

英國側ノ
態度

英國政府ハ獨逸ノ提議ハ對佛露協商ト合致セス上述ノ如ク英國ニ不利益ナリト爲シ之ヲ歡迎セス又右ハ公式ニ提議セラレタルモノニ非サリシ爲メ之ニ對シ別ニ回答ヲ發セサリキ

獨逸側ノ
態度

英國政府ノ消極的態度ニ拘ハラヌ獨逸政府ハ英國トノ諒解ヲ希望シ

ツモ其ノ目的ヲ達シタル後ハ永綿セサルヘシ。
「クロウ」ノ意見。
右協定ハ左ノ可能性ヲ伴フ(一)獨逸ノ海軍ヲ希望通りニ擴張スル
コト(二)英國ノ干渉ノ虞ナク佛又ハ露ヲ攻撃シ得ルコト(三)優勢力
ヲ以テ劣勢國ヲ壓倒シ抵抗ヲ招キ戰爭ニ至レル場合モ英國ヨリ
好意的中立ヲ期待スルコトヲ得ルコト
(註三)
一九〇九年五月七日「シェーン」ハ「ゴッシェン」トノ會談ニ
於テ軍縮會議ニ付テ語リ獨逸政府ハ軍縮會議ノ開催前ニ其ノ討
議事項ニ關シ豫メ英國ト諒解ヲ遂ケ度キコト尙右討議事項ニ關
シテノミナラス一切ノ殖民地問題ニ付テモ諒解ヲ遂ケ度キ希望
ヲ抱キ居ルコトヲ述ヘ、殖民地問題ニ付テ諒解力成立セハ兩國
ノ廣汎ナル諒解ニ對シテモ一歩ヲ進ムルコトトナルヘシ、兩國
ハカクノ如キ諒解力公式ニ提議セララルル機熟セサルヲ知ルモ殖

等ヲ約スルコト

(註一) 獨逸提案ニ對スル英國外務當局ノ意見 (Goschen to Grey

April 16, 1909. No. 174)

「ゴッシェン」大使ノ意見、獨逸カ英國ト或種ノ協定ヲ希望シ
居ルコトハ明ナリ獨逸ノ希望シ居ル協定ハ獨逸カ歐洲ノ運命ノ
唯一ノ審判者トナリ且ツ海上ニ於ケル不安ヲ一掃スル爲メノ途
ヲ開クコトニ在リ。然ルニ英國海軍ノ優勢ハ獨逸ノ歐洲制覇ニ
對スル唯一ノ障害タリ。カクノ如キ障害ヲ除ク協定コソ獨逸カ
受諾シ得ルモノナリトス、カカル協定ハ海軍建造方面ノ異常ナ
ル努力ノ必要ヲ一時除クヘキモ歐洲勢力均衡ヲ覆スコトナリ。
之ヲ是正セントスルニハ現在ノ海軍競争ニ要スル犠牲ヨリモ重
大ナル犠牲ヲ拂フコトトナルヘシ
「グレー」外相ノ意見

獨逸提案ノ協定ハ獨逸カ歐洲ニ於ケル優越權ヲ樹立スルニ役立

ニ導キ且ツ好感情ニ基ク諒解ニ到達スル必要アルコトヲ力説シ
タリ、尙「シェーン」ハ英獨惡感情ヲ除去スル爲メ兩國間ニ海
運問題ニ關シ諒解ノ可能性アリヤニ付キ海相「ティルピッツ」
提督ニ質シタルニ對シ後者ハ其ノ見込ミナシトノ意見ナルコト
ヲ附加シタリ。(Goschen to Grey, June 23, 1909. No. 183)
七月二十三日 「ゴッシェン」ハ「ビューロー」トノ會談ニ於
テ英國人カ獨逸ノ海軍擴張ノ動機ニ付キ關心ヲ持チ獨逸カ膨大
ナル陸軍ニ強大ナル海軍ヲ兼備セントスル努力ハ獨逸カ結局英
國ト一戰ヲ交フル腹アルコトニ基因スルモノト觀察シ居レリト
語リタルニ對シ「ビューロー」ハ兩國ノ間ニ親善ヲ缺ク眞ノ理
由ナク余ハ兩國關係ノ友誼的ナルコトヲ希望シ居ルモ雙方ノ「
フアナチック」ニ妨ケラレ居ル次第ヲ語リ特ニ英國カ獨逸海軍
ニ對シ「アンリゾナヴル」ノ猜疑心ヲ抱キ居ルカスノ如キ猜疑
カ如何ニ「アンリゾナヴル」ナルカハ少シク常識ヲ用フレハ判

民地問題ニテ輿論カ緩和セラルルトキハ双方ノ意思次第ニテ廣
汎ナル諒解モ之ニ續クコトト確信ス。(殖民地問題トハ Welfisch
Bay 讓渡問題ニシテ南阿政府之ニ反對シタル爲メ「シャ
ー」提議ハ放棄セラレタリ。)(Goschen to Grey, May 7, 1909. No. 179)
六月九日「メッテルニヒ」ハ「グレー」トノ會談ニ於テ英國ノ
對獨感情ノ惡化シタルコトヲ語リ之ヲ改善スル爲メノ策盡キタ
ルコトヲ語リタルニ對シ「グレー」ハ海軍費ノ負擔カ不安ヲ刺
戟スル效果アルモ別ニ對獨感情カ惡化シタルモノト考ヘラレス
ト答ヘタリ「メッテルニヒ」ハ英獨關係ヲ現狀ノママ放任シ得
サルコトヲ力説スル所アリタリ。(Grey to Goschen, June 9, 1909.
No. 182; G.P. XXVIII p. 180)
六月二十三日 「シェーン」ハ「ゴッシェン」トノ會談ニ於テ
此儘事態ヲ放任スルヲ許サス或種ノ了解即チ兩國ノ關係ヲ緊密

「ベートマン・ホルウエッヒ」提案

明スヘシ。英國侵入ノ困難ナルコトヲ考慮スルコトハ別問題トシテ英國ト戦争スルコトハ引合ハス右ハ第一獨逸人ノ大部分ニ不評判ニシテ第二ニ戦争ハ決定的ノ結末ヲ付クルコト能ハス、故ニ兩國間ノ戦争ハ考ヘ得ラレサルモノト爲シ親善ナル關係ヲ維持スルコトヲ希望スル所アリタリ。(Goschen to Grey, July 23, 1909. No. 185) (註三終リ)

(二)「ベートマン・ホルウエッヒ」提案(一九〇九年八月)
英國政府カ海軍費制限協定ニ賛成ナルコトヲ再三宣言シタルニ對シ一九〇九年八月新宰相「ベートマン・ホルウエッヒ」ハ英國トノ海軍取極ニ關スル提案ヲ爲スコトヲ「ゴッシェン」大使ニ通牒スルト共ニ右海軍取極カ兩國間ノ戦争ノ可能性ヲ除ク一般政治諒解案ノ一部ヲ構成スルニ非サレハ之ヲ討議スルモ無益ナルコトヲ明ニシタリ(Goschen to Grey, Aug. 21, 1909. No. 186) 「エドワード」七世ハ「問題ハ極メテ重大ナルカ之カ解決ノ爲メ獨逸新宰相カ第一歩ヲ踏ミ出

第一期交渉
「ベートマン・ホルウエッヒ」ハ「ゴッシェン」トノ會談ニ於テハ

シタルコトニ對シ満足ヲ表シタリ (Goschen to Grey, Sept. 3, 1909. No. 197 Minute)

(イ)第一期交渉

「ベートマン・ホルウエッヒ」ハ「ゴッシェン」トノ會談ニ於テ八月二十一日宰相就任以來英獨關係ニ關心ヲ持チ、海軍問題カ兩國ノ親善ヲ妨クルコトヲ認メ、英國政府カ巨額ノ海軍費ヲ制限スル方法ヲ外國ト討議スル用意アルコトヲ議會ニ於テ聲明シタルニ鑑ミ交渉ヲ再開スル餘地アルコト及ヒ獨逸政府カ海軍取極ノ提案ヲ爲シ適當ノ機會ニ之ヲ討議スル用意アルコトヲ語リタリ。
獨宰相ハ右海軍協定カ(一)一般政治諒解ニ織込マルコト(二)兩國ハ双方共相互ニ敵對又ハ侵略ノ意圖ナキ信念ニ基クニ非サレハ協定ノ實際的ノ效果ナキコトヲ明ニスルト共ニ兩國間ノ一般的關係及ヒ海軍取極ニ關シ意見ヲ交換スル爲メ極秘裡ニ交渉ヲ行フコトヲ提案シタリ。

「ベートマン」提案ノ内容ハ次ノ如シ。
(一) 諒解ハ當事者ノ何レノ一方ニモ必要ナル安全感ヲ與フルコト。
(例ヘハ獨逸ハ建造率ヲ弛緩スルコトカ絶對ニ逆用サレサルコトカ
確證サルルニ非サレハ之ニ應スルコト能ハス。
(二) 諒解ハ英國カ獨逸ニ對シ敵對的トナラサルコト。(例ヘハ露カ境
ヲ攻撃シタルトキハ獨ハ後者ヲ援助シ英カ露ヲ援助スル場合之ヲ敵
對的ト認メ又獨カ挑發サレスニ佛ヲ攻撃シタル場合英カ佛ヲ援助ス
ルモ之ヲ敵對的ト認メサルコト爲セリ)
(Goschen to Grey, Aug. 21, 1909. B.D. 186)
「ベートマン」提案ニ對スル英國外務當局ノ意見次ノ如シ
「グレー」外相ノ意見、(一) 海軍取極ニ關スル提案ハ之ヲ受諾スルコ
トト爲シ、一般政治諒解ニ付テハ之ヲ二國間ノミノ取極トセス協商
國側ト同盟國側ノ取極ヲ爲スヘキコト(二) 「ベートマン」提案趣旨ハ
最モ友誼的精神ヲ以テ之ヲ審議スヘキコトト云フニアリ。

(Grey to Goschen, Aug. 23, 1909. B.D. 188)

尙一般政治諒解ハ海軍費ニ關スル協定カ先行又ハ伴ハサレハ無益ナ
リ。カクノ如キ宣言ニハ佛露モ加ハリ始メテ一般的信頼ノ念ヲ起サ
シムルコトヲ得ヘシ。

(Notes by Sir E. Grey, Aug. 31, 1909. B.D. 133)

「ハーディング」ノ意見

「ハーディング」ノ意見ハ「グレー」外相回答ノ最モ參考ニナリタ
ルモノニシテ其ノ骨子ハ海軍問題ニ關スル協定ヲ先ニ行フコトヲ必
要ト爲スニアリ (Hardinge to Grey, Aug. 25, 1909, B.D. 189)
「ハーディング」ハ覺書ニ於テ之ヲ次ノ如ク説明シ居レリ。

(Memorandum by Sir C. Hardinge, Aug. 25, 1909. B.D. 190)

技術的海軍協定ハ不信ノ念ヲ除去シ英獨關係ヲ再ヒ満足ノ立場ニ確
立スヘシ、即チ海軍協定ノ締結ハ兩國間ニ友誼的關係ヲ確保スルニ
必要ナル唯一ノ條件タリ。

想像シ得ル總テノ場合ニ處スル諒解ヲ獨逸ト遂クルコトハ困難ナル
 カ英國ノ手ヲ縛ラスニ獨逸ニ満足ヲ與フル一般的政策ノ宣言ニ依リ
 獨逸宰相ノ意ニ添フコトヲ得ヘシ、英國外交ノ指導精神ハ次ノ二ト
 ス即チ(一)平和ノ維持及ヒ(二)歐洲ニ於ケル勢力均衡ノ維持ナリ。第一
 ニ關シテハ一國又ハ數國ニ對シ挑發サレサル攻撃ヲ爲ササルコトヲ
 宣言スルト共ニ他ノ國又ハ國ノ集團カ他ノ國又ハ數國ニ對シ挑發サ
 レサル攻撃ヲ爲スコトヲ防止スル爲メ「インフリュエンス」ヲ用
 フル確乎タル意思ヲ表明シ、第二ノ原則ニ關シテハ傳統的英國政策
 ハ歐洲ニ於テ勢力均衡ヲ維持スルコト、一國又ハ國ノ一團ニテ歐洲
 ヲ制覇スルコトニ反對スルコト及ヒ歐洲ノ弱小國ヲ併合スルコトヲ
 阻止スルコトニアリ。

英國ハ右ノ政策ヲ實現スル爲メ過去ニ於テ重大ナル犠牲ヲ拂ヒタリ
 英獨ニテ右ノ如キ意味ノ宣言ヲ爲シ他ノ國ノ參加ヲ招請スルコトヲ
 可トス

英國政府
 回答

獨逸宰相提案ニ關シテハ英國政府ハ海軍提案及ヒ一般政治諒解ニシ
 テ現在ノ友誼ヲ維持スルコトニ合致セサルコトナキ限り之ニ關スル
 提案ヲ歡迎スル旨ヲ九月一日回答シタリ (Grey to Goschen, Sept. 1,
 1909 No. 194) 「メッテルニヒ」報告 (G.P. XXVIII 224-5)

「グーテン
 ン」會談
 (1909
 1018)

獨逸宰相提案ハ十月十四日「ベートマン」「シャーン」及ヒ「ゴッ
 シェン」トノ會談(註四)ニ於テ再ヒ討論サレタルカ「ベートマン」
 宰相ノ質問ニ對シ「ゴッシェン」ハ個人ノ意見ナリト冒頭シ英國ノ
 與フヘキ保證ニ付テ次ノ如キ意見ヲ述ヘタリ「英國ハ一國又ハ國ノ
 集團ニ對シ挑發サレサル攻撃ヲ爲ササルヘシ、他ノ國カ挑發サレサ
 ル攻撃ヲ爲ス場合起ラハ之ヲ阻止スル爲メ最善ノ努力ヲ爲スヘク又
 對露佛協定ハ獨逸ヲ目標トシ居ラサルコトヲ正式ニ保證スヘシ。英
 國ノ政策ハ現在ノ歐洲政治ノ均勢ヲ維持シ三國同盟國ト他ノ國トノ
 友誼ヲ促進スルニアリ。斯ル保證カ獨逸政府ノ意見ニ添フヤヲ質シ
 タルニ對シ宰相ハ之ニ答ヘス。對露佛トノ協定ハ獨逸ヲ目標トスル

コトナキヲ信スルモ之ヲ正式ニ保證スルコトハ海軍協定ノ交渉ヲ大ニ助クヘシト述ヘタリ。

獨逸側ノ見解ハ平和的保證カ海軍取極交渉ノ先行條件ト爲スカ少クトモ之ヲ同時ニ討議スルニアリ。海軍協定ニ關シ提案ヲ爲スコト自体カ獨逸側ニハ非常ナル讓歩ナリ。海軍計畫ニ規定シタル隻數ニ觸ルルコトハ議會ノ協賛ヲ得サレハ不可能ナルモ建造ノ速度ヲ變更スルニハ斯クノ如キ手續ヲ要セスト云フニアリ

英國側ノ見解ハ獨逸宰相ノ提案ハ一時的利益アルモ總体的ノ海軍費ハ毫モ變更セラルルコトナシ、故ニ之ヲ減少スル提案ヲ必要トスト云フニアリ。

獨逸側ハ不可能ナルコト及ヒ取極ハ之ヲ二、三年ニ限ルコトヲ可トスルコトヲ明ニスル所アリタルカ英國側ハ獨逸側ヨリノ提案ヲ待ツ趣ヲ傳フル所アリタリ。(Goschen to Grey, Oct. 15, 1909. No. 200)

獨逸側提案ニ對シ「ゴッシャーン」大使ハ單ナル建造率ノ弛緩ハ經費

同上會談
獨逸側記
録

節約トナラスト主張シタルニ對シ獨逸側ハ新艦船ヲ一定ノ期間若干隻ニ制限スルコトヲ約セハ英國ノ輿論ヲ鎮靜スル效果アルコトヲ力説ス。「ゴッシャーン」ハ一般友誼的宣言ニ關シ英國ハ一國又ハ數國ノ集團ニ對シ挑發サレサル攻撃ヲ爲サス且他國カ攻撃スルコトヲ阻止スル爲メ努力スル保證ヲ與フヘシト述ヘ、獨逸政府ハ之ニ満足スルヤ否ヤヲ質シタルニ對シ、宰相ハ友誼的宣言ニ關シ満足ナル「フオーミユラ」ヲ發見スルニ困難ナシ英國ノ希望次第ニテ具體的提案ヲ爲スコト及ヒ英國ヨリノ提案ニ接スル用意アルコトヲ告ケ、交渉ヲ開始スル用意アルコトヲ宣言スルト共ニ海軍協定問題ハ右交渉ニ併行シテ行ハルル海軍専門家會議ニテ先ツ討議セラレ又一般的友誼問題ニ關スル意見ノ交換ニ關聯シテ討議セラルル必要アルコトヲ指摘スル所アリタリ (Conversation held on Oct. 14, 1909: G.P. XXVIII:239-43)

(註四) 前記會談ノ獨逸側ノ記錄ヲ抄譯スレハ次ノ如シ

「獨逸側ハ獨逸ノ海軍ハ自國ノ要求ヲ滿タス爲メニテ他國ノ海

軍ニ關係ナク又侵略的意圖ナク自國ノ通商ヲ保護スルコトヲ目的トス。海軍協定ノミカ兩國ノ關係ヲ改善スルカハ疑問ニシテ若シカカル協定ニ於テ英國ノ現有海軍ノ優勢カ法律的二承認セラルルコトトナラハ獨逸ハ實際ニ於テ大ナル犠牲ヲ拂フコトトナルヘシ。然レトモ若シ英國ニシテ獨逸ニ對スル信頼ヲ示スニ於テハ吾人ハカカル犠牲ヲ拂フ用意アリ。一般的政治關係ヲ改善セスシテ海軍取極ヲ爲スコトハ新ニ不信ヲ起スヘク之ニ反シ一般的政治關係ニ付テ豫メ意見ノ交換ヲ爲ス時ハ海軍取極ノ成立ヲ助クヘシ、英國力趣旨ニ於テ此ノ案ニ贊成スルナラハ此ノ方面ノ工作ヲ求ムル用意アリ即チ英國ニ對シ互惠的ノ原則ニ基キタル廣汎ナル保證ヲ提供スヘシト提案シタリ

獨逸ノ宰相ノ提案ハ海軍法ニ觸レスシテ建造率問題ノミヲ討論スルニアリ。

獨逸提案ニ對スル英國外務當局ノ意見次ノ如シ。

英國外務
當局意見

「クロウ」ノ意見。(一)英國ハ對佛協商ヲ廢棄スル危險ヲ冒シテマテモ獨逸ト正式ノ協定ヲ爲シ得ルヤ(二)獨逸カ海軍協定ヲ爲ス用意アルハ之ニ對シ確實ナル代償ヲ要求スル意思アルカ故ナリ(三)獨逸カ協定ヲ二、三年ニ限定セルカ一時的性質ノ協定カ英獨ノ緊密ナル了解ヲ齎ラスコト困難ナリ。

「ハーディング」ノ意見。獨逸ノ提案ハ英國海軍ノ優越ヲ承認シ獨逸海軍建造計畫ニ付テハ始メノ段階ニ於ケル建造ノ速度ヲ緩メルコトニアルカ如キモ獨逸ハ海軍法ヲ變更スル意思ナシ。「シェーン」提案ハ獨逸カ毎年四隻ノ代リニ三隻ヲ建造シ次ノ數年間兩國ノ關係ヲ改善スレハ將來議會ハ右減少ニ依リテ計畫ヲ變更スルコトヲ得ヘシト云フニアリ。右ノ如ク隻數ヲ制限スルモ之ニ依リテ節約サレタル費用ヲ建造及ヒ裝備ノ準備ノ爲メニ利用スルコト可能トナラハ獨逸ハ短時日ノ間ニ英國カ同一期間内ニ建造シ得ルヨリモ多數ヲ建造シ得ルニ至ルヘク然ラハ英獨關係ハ現在ヨリ遙ニ惡化スヘシ。兩國

第二期交渉

間ノ不信ノ念ヲ除去スルニハ現在ノ獨逸海軍計畫ノ實質的縮減必要ナリ。(Goschen to Grey Oct. 15, 1909. B.D. 200 minute)

(a) 第二期交渉

「ベートマン」提案ハ一月二十八日ノ「グレー」「メッテルニヒ」會議、十一月四日ノ「ベートマン」「ゴッシェン」會議ニ於テ引續キ討議セラレタルカ右會議ノ要領ヲ摘記スレハ次ノ如シ。

「グレー」「メッテルニヒ」會議(一九〇九年十月廿八日)

「グレー」ハ交渉ノ停止シタルコトニ對シ遺憾ノ意ヲ表シ英國ハ獨逸ヲ目標トシタル他ノ國トノ諒解ニ入ル希望ナク且ツ獨逸ニ對シ敵意毛頭ナキ故平和的意圖ニ付テ一般的保證ヲ與フル困難ナシ。然レトモ獨逸ト結フヘキ關係カ他國トノ諒解ヨリモ緊密ナリトノ印象ヲ與ヘサル方式ヲ發見スルコト困難ナルヘク現實ニカクノ如キ一般的方式ハ他國トノ間ニ存在セス。獨逸側ハ暖キ感情ヲ起シ海軍協定ヲ可能ナラシムルニハ一般的諒解力必要ナルコトヲ感シ居ルモ英國側

「グレー」
「メッテルニヒ」會議
(一九〇九年十月廿八日)

ノ感情ハ之ト反對ニシテ即チ一般的諒解ハ海軍費カ依然トシテ縮減セラレサル限り輿論ニ對シテハ何等ノ效果ナク却ツテ非難的トナルヘシ。猜疑ヲ除去スルニハ海軍協定力必要ナリ。英獨海軍當局ノ間ニ率直ナル情報交換ヲ行フコトカ兩國ヲシテ双方ノ海軍費ハ一般的目的ニ用ヒラルコトト信セシメルニ有效ナルヘク然レトモ満足ナル方式ヲ起草スル困難ナリ。獨逸宰相カ眞ニ兩國關係改善ヲ希望スルコトヲ信スルカ故ニ事態ノ好轉ハヤカテ好結果ヲ舉クルニ至ルコトヲ希望スル次第ヲ語リタリ。「メッテルニヒ」ハ獨逸宰相ノ目的ハ從來存在シタリシ英獨ノ親善關係ヲ復活スルニアルコトヲ獨逸政府ハ保證スルト共ニ獨逸ヲ目標トセル實際ノ諒解存在セストスルモ英國カ常ニ獨逸ト反對ニ佛露ト行動ヲ共ニスルコトヲ近年氣付キタルコトヲ語リ、最後ニ獨逸宰相ハ提案ヲ爲ス用意アルモ英國側ヨリノ提案モ歡迎スヘキコトヲ告ケ「グレー」ハ現在ノ段階ニ於テ爲ス提案ハ海軍問題ニ關係アル故海軍當局ト協議スルニ非サレハ之ヲ爲スコ

「ペー
ン」ハ
ン」ハ
ン」ハ
(120
一
「B」)

トヲ得スト答ヘタリ (Grey to Goshen, Oct. 28, 1909. B.D. No. 202)

「ペー ト ン」 「ハ シ ャ ン」 會 談

(一九〇九年十一月四日)

獨逸宰相及ヒ英國大使ハ十月二十八日ノ「グレー」外相ノ回答ニ關シ意見ノ交換ヲ行ヒタルカ政治的保證モ海軍取極ヲ前提ト爲ササレハ價值少キコトトスル英國側ノ見解ニ對シ獨逸側ハ之ニ反對スルモ妥協案トシテ海軍取極ト政治的保證トヲ同時ニ相併行シテ交渉スルコトヲ提議シタリ。

獨逸宰相ハ(一)或一定ノ期間(例ハ三、四年)兩國ハ主力艦ノ一定隻數以上之ヲ建造セサルコト(二)右隻數ハ兩國海軍專門家之ヲ定ムルコトヲ提議シタリ。英大使ハ右ハ海軍建造及建造中ノモノニ關シ充分ナル情報ヲ交換セントスル取極ヲ包含スルヤ否ヤヲ質シタルニ對シ獨逸宰相ハ主善トシテ右取極ニ反對セサルモ右ハ困難ナル問題故海軍專門家ノミニ依リテ決定サルヘキナリト云ヒ、英獨ノ如キ國ノ間ノ取

極ニハ監督ト云フ考ヘ排斥スヘキモノナルコトヲ指摘スルト共ニ兩國間ノ猜疑ヲ除キ眞ニ好感情ヲ齎ラス爲メ政治的保證ヲ交換スルコトヲ提議シタリ。

獨逸宰相提議ハ兩國ノ何レノ一方モ相互ニ侵略ノ意圖ナキコト、相互ニ攻撃セサルコト、第三國又ハ國ノ一團カ一方ニ對シ攻撃シタル場合攻撃サレサル國ハ之ヲ傍觀スルコト等ヲ相互ニ保證スルコトヲ提議シタルモノナリ。

獨逸宰相ニ對シ「ゴッペン」ハ英國ハ對佛露諒解以上ノ取極ヲ爲スコトハ困難ニシテ佛露トハカクノ如キ取極存在セサルコトヲ指摘シタリ。獨逸宰相ハ獨逸間ニ海軍取極ヲ爲スコトトスル事實カ全然新ナル事態ヲ生スルコト、法律ニ依リテ定マレル計畫ヲ縮減スルコトハ現在不可能ナレハ或一定ノ期間中ノ建造速度ヲ制限スルコトヲ提議シタリ。

獨逸宰相ノ提議ハ戰爭ノ場合實際ニ關係ナキ國ハ中立ヲ守ルコトヲ意

同上會談
獨逸側記
録

味スルモノナリヤトノ英國側ノ質問ニ對シ「シェーン」ハ「一國カ豫期セサル戰爭ニ從事シタル場合他ノ國ハ其ノ重大ナル利益ニ關係非サル限り禍中ニ捲キ込マレサルコト」ヲ意味スルモノナリト答ヘタリ。(註五)(Goschen to Grey, Nov. 4, 1909. B.D. No. 204)

(註五)前記會談(十一月四日)獨逸側記錄(G.P. XXVIII p. 259-62;

B.D. No. 204 Enclosure.)

左ノ如シ

形式ノ問題トシテハ英國ハ海軍取極ノ形式カ判ルマデハ政治的取極ヲ爲サス獨逸ハ其ノ希望ニ叶ヒタル政治的取極ニ付キ協定成立セサル限り海軍取極ヲ爲サス即チ政治的取極及ヒ海軍取極ハ之ヲ同時ニ折衝シ締結スルコトヲ要ス。
實質的ノ問題トシテハ英國ハ海軍取極ノ賜ニテ平和的ノ對獨政策ヲ執ルコト可能ニナリ獨逸ハ之ニ反シ條約ニ依リ艦隊ノ建造ヲ定ムルコトヲ得ルノミナリ。

英國外務
當局ノ意
見

獨逸ハ海軍取極ニ關シテハ兩國ノ何レモ一定ノ期限中超過セサル戰艦隻數ヲ定ムルコト。右隻數ハ専門家力之ヲ定ムルコトヲ提議シタリ。

英國側ノ提案ハ海軍協定ニ依リテ生スヘキ新事態ヲ考慮セス、問題ハ獨逸力第三國ト豫期セサル戰爭ヲ爲シタル場合ノ英國ノ態度ニアリ即チ獨逸力第三國ニ挑戰セラレ餘儀ナク戰爭シタル場合英國カ敵國側ニ加ハラサルコトヲ確ムル必要アルト同時ニ英國カ第三國ヨリ攻撃サレタル場合獨逸ハ反對側ニ加ハラサルヘシ
獨逸側提案ニスル英國外務當局意見左ノ如シ。

「ハーディング」ノ意見。英國ノ敵トナル可能性アルハ獨逸ナリ。英國ハ他ノ國ヨリ攻撃サル可能性ナキ故獨逸提案ハ英國ニハ不要ナリ、然ルニ英國カ同様ノ約束ヲ爲スコトハ英國ノ手ヲ縛ルモノニテ英國カ傍觀者タル間ニ獨逸ハ勝手ノ行動ニ出ツルコトカ可能トナルヘシ。獨逸カ歐洲ニ於テ優越ナル地位ヲ築ク間手ヲ縛ラレ中立ヲ

守ルコトハ英國カ過去三百年間演シタル世界平和ニ寄與シタル名譽アル役割ヲ拋棄スルニ等シ。現獨逸海軍計畫ノ變更ヲ規定スルコトナキ海軍協定ハ獨英友誼關係ヲ回復スル上ニ於テ何等ノ恒久的價值ナシ。歐洲ノ政治的均衡ヲ失スルカ如キ政治協定ハ受諾シ難シ。獨逸海軍計畫ノ變更又ハ遲延カ英獨關係ヲ改善スル鍵ナリ。

(同上 No. 204 enclosure)

「グレー」ノ意見。獨逸ニ取リテハ政治問題カ最モ重大ナルモ英國ニ取リテ重大ナルハ海軍費問題ナリ英國ニ於ケル海軍費ノ實質的縮減カ伴ハサレハ如何ナル提案モ價值ナキモノト看做サレ居レリ。海軍協定交渉ヲ間接ニ助クル「バグダッド」鐵道問題ノ交渉進捗ヲ希望ス。(十一月十七日「グレー」「メッテルニヒ」會談 Grey to

Goschen, Nov. 17, 1909. B.D. 205)

獨逸提案ニ對スル前記「ハーディング」及ヒ「グレー」ノ意見ハ獨逸政府ニ傳達サレタルカ「シェーン」ハ獨逸ハ現在ノ處原案以上ヲ

受諾スルコトヲ得スト答ヘタリ、「ゴッシェン」ハ他日獨逸政府カ英國側ニ一層受諾シ得ル提案ヲ爲ス意嚮ナキコトノ結論ニ達シ英國カ海軍費ノ實質的縮減ノ伴ハサル海軍取極ヲ不可トスルニ對シ獨逸ハ海軍計畫ハ議會ノ承認ナクシテ變更スルヲ得ス、右ハ少クトモ獨逸提案通りノ政治協定成立スルニ非サレハ之ヲ變更シ得ル見込ナシトスル建前ヲ固守シ居レリト報告シタリ。

(Goschen to Grey, Nov. 25, 1909. B.D. 207)

「ゴッシェン」大使ノ報告ニ關シ「クロー」ハ問題カ漸次立消ヘニナリタリト云ヒ事實獨逸ヨリ眞面目ノ軍縮提案ニ接スル望絶ヘタリト述ヘ、獨逸ノ目的ハ(一)對英協定ニ依リ英國ノ干涉ヲ封シ第三國ト對抗シ得ル様ニナルコト(二)獨逸海軍計畫ノ完成ニ付テ自由ノ立場ニ居ルコトニアリト意見ヲ述ヘ、「バグダッド」鐵道問題ニ關シテ英獨財團ノ協定成立スルモ海軍交渉ニ付テハ好時機ニ非スト爲シタル「シェーン」外相ノ通牒ヲ同交渉ノ葬式ニ等シト評シタリ。

第三期交渉
特殊問題
導入

第三期交渉

第六章 獨逸提案（續）

(Goschen to Grey, Dec. 29, 1909. B.D. No. 208 & Minute)
「ロンドン」ハ獨逸新聞論調ヨリ推シ建造計畫ノ變更ハ不可能ナルカ如シト報告シタリ。(Goschen to Grey, Dec. 31, 1909. B.D. 209)
從ツテ「グレー」ハ問題ヲ總選舉ノ濟ムマデ懸案トナシ置クコトニ決定シタリ。

(Grey to Goschen, Dec. 31, 1909. No. 210)

一九一〇年三月英國總選舉後英獨交渉再會サレタルカ英國政府ハ獨逸政府ニ對シ海軍費縮減ハ一般協定ノ必須條件ナル所獨逸海軍法ノ變更カ不可能ナルコトカ確認サレタル以上一般協定ハ可能ニ非ストノ趣ヲ傳フルト共ニ「バグダッド」鐵道及ヒ「ベルシャ」ニ於ケル鐵道利權解決ノ爲メ或種ノ協定ノ可能ナルコトヲ示唆シタリ (Goschen to Grey. March 31, 1910 (B.D. 337) (註一))

(註一)

「グレー」「メツテルニヒ」會談（一九一〇年三月二十二日）ニ於テ「メツテルニヒ」ハ獨逸海軍計畫ハ之ヲ變更スルコトヲ得スト主張シ「グレー」ハ英國ノ輿論ハ協定ノ結果トシテ英國海軍費縮減ヲ期待シ居レリ。然ルニ獨逸海軍法ニ基キテ計畫セラレ居ル英國海軍費ハ同海軍法ヲ變更スルニ非サレハ之ヲ縮減スルコト能ハサルヘシト答ヘタリ (Grey to Goschen 22 March 1910 No. 336)

「グレー」ハ三月三十一日獨逸代理大使トノ會談ニ於テ獨逸政府力提議シタル一般協定ト海軍費ノ縮減トハ不可分ナル所獨逸カ海軍法ヲ變更ヲ不可能トスル以上一般協定ハ不可能ナリ。カクノ如キ英獨關係ノ局面ヲ打開スル鍵ハ「バグダッド」鐵道問題ノ解決ニアリト提議ス。獨逸側ハ右提議ヲ歡迎スルト共ニ「ベルシャ」問題ニ關シ腹藏ナク討議スルコトヲ希望シタリ

(Grey to Goschen, March 31, 1910. No. 337)

英國政府ノ提案ニ對シ獨逸政府ハ「バグダット」鐵道及ヒ「ベルシヤ」問題ヲ一般協定ト結ビ付クルコトヲ主張シ右特殊問題ヲ一般協定ニ包含セシムルコトヲ提案シタリ(註二)

(註二) 四月十日獨逸宰相ハ「バグダット」鐵道及ヒ「ベルシヤ」問題ノ唯一ノ解決方法ハ右問題カ一般政治協定ノ一部ヲ構成スル様ニ爲スコトニアリト答ヘタリ(Goschen to Grey, April 10, 1910. No. 343)

四月十一日宰相ハ就任以來英獨關係ノ改善ヲ確立スルコトヲ希望シ居ルコトヲ述ヘ英國政府ハ昨年ノ獨逸提案ハ英國ノ輿論ニ容レラレサルヘントノ意見ナルカ如クナルモ「バグダット」鐵道ノ南部ヲ英國ニ讓渡スルコトモ等シク獨逸人民カ受諾セサル虞アリト云ヒ「バグダット」鐵道協定カ英國ノ希望スル形式ニ於テ獨逸國民ニ容認サレル唯一ノ方途ハ之ヲ英獨間ノ一般政治協定ニ織リ込マシムルニアリト述ヘ右ハ昨年提案シタル協定ト題ヲ一ニスル旨ヲ答ヘ「ベル

シヤ」問題モ一般諒解ニ包含セラルコトヲ提議シタリ。

Goschen to Grey April 11, 1910. No. 344; Enclosure in No. 344 - memorandum by the German Chancellor G. P. XXVII: 636 - 8.

英國外務當局ハ獨逸ノ特殊問題ヲ一般協定ト結ビ付クル提議ヲ好マズ外務當局ノ意見ヲ綜合スルニ海軍費縮減協定ノ成立ノ見込ミ薄ナル現在之ヲ取リ上クルコトヲ得スト云フエアリタリ(註三)

(註三) 「獨逸ノ提案ニ對スル英國外務當局ノ意見ヲ列舉スレハ次ノ如シ。

「クロー」ノ意見ハ獨逸ノ提案ハ(一)海軍協定ヲ爲ササルコト(二)獨逸カ第三國ト戰爭ヲ爲セル場合英國ハ中立ヲ守リ之ニ干涉セサルコトトスル一般政治諒解ヲ作ルコト(三)「バグダット」鐵道及ヒ「ベルシヤ」ニ關シ特別協定ヲ結フコトニアルカ英國ガカクノ如キ虫ノ好キ計畫ヲ受諾スルハ困難ナリ。獨逸カ「メソポタミヤ」及ヒ「ベルシヤ」方面ニテ重要ナル讓歩ヲ爲スハ佛、

露及ヒ他ノ國トノ折衝上絶對的ニ自由ノ手腕ヲ振フ爲メナリ。
英國カ獨逸ノ爲メ佛國ヲ拋棄セントスルニハ少クトモ莫大ナル
價格ヲ要求スヘシ、ト云フニアリ。
「ハーディング」ハ獨逸ノ提案ハ容認シ難ク目下之ニ回答ヲ與
ヘサルヲ可ト爲ス意見ナリ。
「グレー」ハ少クトモ現在ノ處ニテハ待機スルノ外ナシト爲シ
將來ニ關スル英國ノ方針ヲ次ノ如ク提案シタリ。
(一)英國ヨリ露佛ヲ切り離シ他ノ歐洲國カ獨逸ヲ注視シ居ル間英
國ヲ孤立セシムルカ如キ政治諒解ニ加ハルコトヲ得ス。
(二)海軍費膨脹ノ中止ヲ意味スルニ非サレハ獨逸トノ諒解ハ感謝
サレサルヘシ。
(三)英國ハ獨逸ノ「バグダッド」利權ヲ奪ハント欲スルモノニ非
ス。英國ノ欲スルコトハ「メソポタミヤ」通商ニ於テ獨逸ノ
ミカ門戸ヲ獨占セサルコトナルカ右ハ土耳其カ他ノ門戸ヲ英

獨逸輿論
ノ變化

一九一〇年七月ニ至リ獨逸ニ於テハ海軍制限ニ贊成スル空氣濃厚ト
ナレリ。獨逸ノ「リベラル」中ニハ海軍費縮減ヲ希望スルモノ尠ナ
ク、尙駐佛大使ニモ海軍費ニ關スル協定ノ見込薄ナルコトヲ述ヘ現
在ノ英國政府ノ立場トシテ今俄ニ此ノ種ノ交渉ヲ爲ス秋ニ非ス
ト傳フル處アリタリ (Grey to Bertie, April 13, 1910 B.D. 346)

(Grey to Nicolson, April 13, 1910: No. 345.)
尙駐佛大使ニモ海軍費ニ關スル協定ノ見込薄ナルコトヲ述ヘ現
在ノ英國政府ノ立場トシテ今俄ニ此ノ種ノ交渉ヲ爲ス秋ニ非ス
ト傳フル處アリタリ (Grey to Bertie, April 13, 1910 B.D. 346)
獨逸ノ提案ニ誘惑サレス露國トノ腹藏ナキ意見ノ交換ヲ希望ス
ト傳達セリ
(Grey to Nicolson, April 13, 1910: No. 345.)
尙「グレー」ハ「ニコルソン」駐露大使ニ對シ、獨逸提案ノ如
キ協定ヲ結フコトハ獨逸ニ「ベルシヤ」ニ於ケル特殊地位ヲ與
フコトニテ且ツ他ノ國トノ關係ヲ維持スルコトト調和セス故ニ
獨逸ノ提案ニ誘惑サレス露國トノ腹藏ナキ意見ノ交換ヲ希望ス
ト傳達セリ

國ニ與フルコトニ依リテ達セラルヘク故ニ「バグダッド」鐵道
ニ割リ込ム爲メ高價ヲ支拂フコトヲ得ス。(同上 No. 344
Minutes pp. 459-461.)

カラス。「ベルリナー、タデブラット」紙ハ獨海相ヲ攻撃シ「ティ
ルビッツ」カ海軍ノ爲メ貢獻シタル功績ハ認ムルモ彼ノ支配下ニ英
獨關係緊張シ、海軍ノ爲メ國債力増加シタリ。右ノ如キ贅澤ナル支
出ヲ續クルトキハ獨逸ノ財政的破綻ハ免レスト論シ「ティルビッツ」
ノ引退ヲ促シタリ (Goschen to Grey July 29, 1910 B.D. 386) 七月十八日
獨逸宰相ハ「アスキス」首相カ英國議會ニ於テ海軍豫算計議中用ヒ
タル言葉ハ輿論ヲ「ミスリード」スル虞アリ。右ハ獨逸政府カ英國
ノ軍備制限提案ニ反對シタルカ如キ印象ヲ與フルモノナルモ實際ハ
建造速度ヲ一時的ニ遲ラスニ依リ不安ヲ緩和スルコト可能ナルコト
ヲ明カニシタルモノナリト辯明スル所アリタリ。(Goschen to Grey,
July 18, 1910. No. 382)

右ニ對シ「グレー」外相ハ斯クノ如キ誤解ヲ避クル爲メ覺書ヲ用意
シ、七月二十九日之ヲ獨逸政府ニ通告シタリ。英國政府ハ該覺書ニ
ハ次ニ示スカ如ク情報交換ノ提議ヲ爲シタリ。

英國政府
ノ覺書
(1910
年7月29日)

英國政府ノ覺書 (Grey to Goschen 29 July 1910 No. 387; Enclosure in No.
387 G.P.XVIII:351-4) ハ現在マデ提案サレタル海軍費縮減方法ヲ(一)獨逸
海軍法ノ變更及ビ(二)獨逸建造率ノ速度ノ變更ノ二ナリトナシ、前者
ニ付テハ獨逸海軍力現在ノ處之ヲ不可能ト爲シ居ルコト、後者ニ付テ
ハ海軍法ヲ變更セスシテ如何ナル程度ニ之ヲ行ヒ得ルヤ明カナラサ
ルコトヲ述ヘ、次ノ如ク提案シタリ、即チ獨逸海軍計畫ヲ増加セサ
ルコト及ビ兩國海軍省間ニテ隨時情報ノ交換ヲ爲スコト(双方ノ造
船所ニ於ケル實際ノ建造工程ニ付キ知ラスコト)ニ關シ互惠的ニ協
定スルコト之ナリ、英國政府ノ見解ハカクノ如キ協定カ各國ノ海軍
費ニ與フル效果ハ第一及第二ノ方法ヨリモ實質的及ビ決定的ニ非サ
ルモ將來ノ未確定ノ増加ニ對スル不安ヲ一掃スル精神的效果アリ。
兩國海軍當局ノ間ニ情報ヲ交換スルニ依リテ双方互ニ敵對的意思ヲ
有ストスル猜疑心ハ蠲退セラレヘシト云フニアリ。

英國ノ提議ニ對スル獨逸側ノ意趣ヲ綜合スレハ情報交換案ニ付テハ

「フォン、ティルピッツ」ハ依然之ニ反對シ居レリ。獨逸海軍計畫ヲ増加セサルコトトスル諒解ニ付テハ「リベラル」ノ中ニハ計畫ヲ増加シ建造率ヲ加速スルコトニ反對スル機運擡頭シタルカ他面海軍聯盟及汎獨逸聯盟ハ依然擴張宣傳ヲ行ヒ兩國ニ満足ナル諒解ヲ遂クルコトハ絶望ノ状態ニ在リタリ (Goschen to Grey Aug. 6, 1910. No. 391) 情報交換案ニ關シ宰相ハ「ゴッシェン」ニ對シ「獨逸側カ海軍計畫ヲ増加セサルコトトスル約束ニ對スル代償トシテ英國ハ何等ノ提案ヲ爲ササル處英國ニハ建造計畫存セサル故如何ニシテ之ヲ知ルヤ、英國ハ何故米國ヲ建造ノ對象トセサルヤ、情報交換案ハ猜疑心ヲ増加スル傾向アルコト曩ニ述ヘタル通ナルカ本問題ハ海軍專家ノ領分ナリ、建造速度減少ノ意味ハ數年間起工スヘキ艦船數ヲ減スルコトヲ意味シ海軍法ニ影響セス海軍計畫ノミニ影響スルモノニシテ海軍専門家ノ問題ナリ」ト述ヘタリ。 (Goschen to Grey Aug. 19, 1910 (395))

獨宰相覺
書 (一)
一〇一〇
一七)

「グレー」覺書 (七月二十九日附) ニ對スル正式ノ回答ハ十月十二日英國大使ニ交付サレタル獨宰相覺書ニ於テ爲サレタルカ其ノ要領ヲ摘記スレハ次ノ如シ (Goschen to Grey Oct. 12, 1910, No. 399; Enclosure in No. 400; the German original, G.P. XXVIII)

宰相回答ノ趣旨ハ (一) 獨逸政府ハ建艦ニ關スル情報ヲ兩國海軍省ニテ互惠的ニ供給スルコト及海軍武官ニ便宜ヲ與フルコトトスル提案ニハ異議ナシ。然レトモ若シ右提議カ獨逸ニ對シ海軍法ヲ擴張スル權利ヲ拋棄スル義務ヲ課スルニ於テハ英國ハ之ニ對シ代償トシテ提供スル用意アル讓歩ノ何タルヤヲ承知スル要アリト爲シ又 (二) 獨逸政府ハ海軍法ノ範圍内ニテ建造率ノ變更ニ付キ取極ヲ爲ス用意アルコトヲ主義ニ於テ承認ス。 (三) 如何ナル海軍協定モ必然的ニ國ノ防禦力ニ影響スルカ故ニ親善關係ヲ保證スルコトハ缺クヘカラサル條件ナリトス、故ニ政治協定ハ極メテ必要ナルコトヲ認ム (四) 英國政府カ他國トノ協定カ獨逸ヲ目標トセサルコトヲ再三宣言シタルニ鑑ミ獨逸政

獨逸側ノ
苦情

府ハ之等ノ協定ヲ妨ケス且獨逸ノ希望ヲ考慮シタル公式ヲ發見スル
コト可能ナルヘシト信スト云フニアリ。(註四)

(註四) 尙十月十四日獨逸宰相ハ英大使ニ對シ(一)政治協定ハ海軍
協定ノ必須條件ナリ(二)情報交換案ハ之ヲ受諾スルモ獨逸ノ現建
造計畫ヲ補充セサル約束ヲ必要トスルニ於テハ之ニ對シ英國カ
如何ナル同價值ノ提案ヲ爲スカヲ決定前ニ承知シ度シト述ヘタ
ルニ對シ英大使ハ獨逸ハ情報交換案ヲ受諾シタルモノナルヤ又
右ハ單ニ一般諒解ノ一部トシテ受諾スルコトヲ意味スルモナ
リヤヲ質シタルニ對シ宰相ハ明答ヲ避ケ一般政治諒解ノ必要ヲ
力説スル所アリタリ (Goschen to Grey, Oct. 14, 1910 B.D. 401)

獨逸政府覺書ニ對スル英國政府ノ回答ハ一九一一年三月ニ與ヘラレ
タルカ此ノ間兩國外務當局ノ間ニ隔意ナキ意見ノ交換行ハレ獨逸側
ハ有ラユル機會ニ於テ英國ニ對シ苦情ヲ述フルニ終始シタリ。(註
五)

(註五) 獨逸側ノ聲明ノ主ナルモノヲ列舉スレハ次ノ如シ

(一) 獨逸宰相ハ英國政府ノ對獨態度ヲ非難シ、英國カ獨逸ノ利益ニ
計畫的ニ反對シタル例ヲ舉ケ又獨逸在外使臣ニ對シ殊更ニ冷
淡ニ振舞フコトヲ指摘スル所アリタリ(「ヘートマン」「フ
ッシメン」會談(十月十三日)(Goschen to Grey Oct. 12, 1910 B.D.
400))

(二) 獨逸ハ情報交換案ニ付テハ格別ノ異議ナキモ現在ノ計畫ヲ補
充セサルコトヲ約スルコトニハ同意シ難シト述ヘ、獨逸海軍
計畫ヲ維持スル理由トシテ黃禍論ヲ説キ英獨提携ヲ高唱シタ
リ(獨逸「ゴッシメン」會談(十月十六日)(Goschen to Grey Oct.
16, 1910 (403) Von Firpitz: Politische Documente: Der Aufbau des
deutschen Weltmacht (Stuttgart & Berlin) 1924, pp. 162-4)

(三) 獨逸ハ海軍大臣代理ニ語リテ曰ク「英國海軍政策ハ常ニ英國
ノ海上優越權ヲ脅威スル海軍國ヲ擊滅スルコトニアリテ和蘭
艦隊ヲ擊滅シ今ヤ獨逸ニ對シ同様ノ舉ニ出テントス、然レト

モ獨逸ハ之ニ屈服スルコトナク現海軍計畫ヲ完成センコトヲ期ス (O'Beirne to Grey Nov. 15, 1910 (411))

(四) 獨逸海軍省ノ聲明ニ依レハ獨逸建造計畫ハ大口徑砲ノ製作其他ノ理由ニ依リ之ヲ遅延スルコト能ハス又建造率ヲ弛緩スルコト能ハス (Goschen to Grey Nov. 4, 1910 P.D. 409)

(五) 獨宰相ハ「メッテルニヒ」大使ニ代リテ「グレー」外相ニ提示サレタル聲明書ニ於テ述ヘテ曰ク「對英關係及ヒ條約ニ依ル海軍制限ニ關スル交渉ニ付テ英國政府ハ海軍力ヲ定ムル協定ハ國際關係ニ鎮靜的效果ヲ與フルカ如シトスル意見ヲ再三表明シタリシカ右ハ英國カ海牙會議當時ヨリ披瀝シタル意見ナリ、獨逸ハ軍備競争ヲ回避セントスル英國ノ希望ヲ諒トス然レトモ隨時行ハレタル非公式友誼的會談中獨逸ハ常ニ兩國ノ經濟及政治的利益ニ關スル了解ノ伴フ腹臆ナキ誠意アル討議力兩國ノ相對的兵力ニ關スル一切ノ不信ヲ驅逐セシムル最

モ安全ナル方法タルコトヲ強調ス」(「グレー」「メッテルニモ」會談(十一月十九日))

(Grey to Goschen. Nov. 19, 1910 No. 412: Enclosure in No. 412; the German original G.P. XXVIII pp. 375-6)

(六) 十二月十二日宰相ハ英獨關係ニ言及シ海軍制限條約カ國際關係改善ニ寄與スヘシトノ英國ノ意見ニ再三同意シタリシカ英國ハ獨逸ニ對シ未タ嘗テ確定的ノ受諾又ハ拒否ノ機會ヲ與ヘタル提案ヲ爲シタルコトナシト云ヒ、吾等ハ軍備競争ヲ除去セントスル英國ノ希望ニ常ニ添ハントス。然レトモ腹臆ナキ誠意アル意見ノ交換ノ結果兩國ノ經濟及ヒ政治的利益ニ關スル諒解ノ成立カ海陸軍備ヲ巡ル兩國關係ニ關スル一切ノ不信ヲ一掃スル最モ確實ナル方法タルヘシトノ意見ヲ開陳シタリ腹臆ナキ意見ノ交換自體カ兩國ノ友誼的意圖ノ保證タルヘク又不幸ニシテ輿論ニ示サレタル不信ヲ漸次一掃スヘシト述ヘ

タリ「ハッシュン」「ベートマン」會談（十二月十二日）
 (Goschen to Grey Dec. 12, 1910, No. 422; G.P. XXVIII pp. 385-9)

(七)獨宰相ハ英國ノ輿論ハ獨逸艦隊ノ膨脹カ英國ニ對シ敵意ヲ抱
 クカ如ク考ヘ此ノ意味ニ於テ獨逸ヲ假想敵國ト看做シ居レリ
 カクノ如キ英國側ノ猜疑心ヲ拂拭フ爲メニ吾等ハ英國トノ政
 治的諒解ヲ遂ケンコトヲ切望シタリ、獨逸ノ如キ海外權益ヲ
 有スル國ハ艦隊ヲ持ツ必要アリト述ヘタルニ對シ「ゴッシェ
 ン」ハ右ハ了解スルモ英國人ノ心ヲ攪亂スルハ獨逸海軍ノ大
 キサ及ヒ擴張ノ迅速性及ヒ今後ノ發達ノ可能性ニ在リト答
 タルニ對シ宰相ハ英獨力眞ニ友邦トナリ政治的諒解カ出來
 ハカクノ如キ不安ハ起ラサルヘシト云ヘリ「ゴッシェン」
 獨逸ノ海軍カ英國ト殆ント均等ニ膨脹サルコトニ對シ英
 ノ輿論ヲ無關心タラシムルカ如キ政治的諒解ハ考ヘ得ラレ
 ト云ヒ宰相ハ獨逸艦隊カ英國ト均等ニナルカ如キ機會ナキ

トヲ告ケ「ゴッシェン」ハ右ハ英國ノ希望スル所ナリト述ヘ
 更ニ政治的の了解ハ必スシモ獨逸艦隊膨脹ニ關スル不安ヲ一掃
 セストノ意見ヲ支持スルモ他面カクノ如キ不安ヲ除去スルコ
 トハ獨宰相提案ノ政治的諒解ニ至ラストスルモ少クトモ兩國
 ノ親善關係ノ確立ヲ助長スルコトヲ疑ハスト述ヘタリ「ゴ
 ッシェン」「ベートマン」會談（十二月十六日）(Grey to

Goschen Dec. 16, 1910 No. 425)

英國政府
 覺書
 (1911
 年3月8日
 英獨海軍
 武官ニ依
 ル相互情
 報交換提
 議ニ異議
 ナキコト
 ヲ多トシ
 之ヲ他ノ
 條件ト切
 離シテ討
 議スル用
 意アルコ
 トヲ明ニ
 シ兩國カ
 情報交換
 ニ同意シ
 タル單ナ
 ル事實カ
 兩國ノ輿
 論ニ相
 當效果アル
 コト竝ニ
 兩國カ互
 ニ敵對的
 意圖ヲ抱
 キ居ラサ
 ルコトヲ信
 スル旨ヲ述
 ヘ「カクノ
 如ク制限
 サレタル
 協定カ海
 軍費ニ與
 フル效果

獨逸政府覺書（一九一〇年十月十二日）ニ對スル英國政府回答ハ一
 九一一年三月八日獨逸政府ヘ通告サレタルカ其ノ要旨次ノ如シ。

英國政府覺書ハ獨逸政府カ海軍武官ニ依ル相互的情報交換提議ニ異
 議ナキコトヲ多トシ之ヲ他ノ條件ト切離シテ討議スル用意アルコト
 ヲ明ニシ兩國カ情報交換ニ同意シタル單ナル事實カ兩國ノ輿論ニ相
 當效果アルコト竝ニ兩國カ互ニ敵對的意圖ヲ抱キ居ラサルコトヲ信
 スル旨ヲ述ヘ「カクノ如ク制限サレタル協定カ海軍費ニ與フル效果

ハ之ヲ別問題ト爲シ、先ツ獨宰相通牒ノ精神ニテ一層大問題ヲ討議スルコトヲ欲ス。英國政府ノ見解ハ元來兩國ノ海軍費ヲ縮減シ又ハ緩和スルコト自体カ政治的雰囲気ヲ一層明朗タラシムルニ效果アルヘシト云フニ在リ。之ニ反シ獨逸政府ノ見解ハ海軍協定ニハ保證サレタル親善關係カ缺クヘカラサル豫備條件ニシテ政治的協定カ必要ナリト云フニアリタリ。此ノ點ニ關シ英國ト他國トノ協定ヲ妨ケスシテ獨逸ノ希望ニ添フ方式ヲ發見スルコト可能ナルコト」ヲ指摘シ英國政府力與ヘタル協定中獨逸ヲ直接又ハ間接ニ目標トシ居ル諒解存在セサルコトヲ保證スルト共ニ獨逸カ提議スル方式ニ付テハ同情的注意ヲ拂フ用意アルコトヲ告ケ特殊問題ニ關シテ協定スル要アルコトヲ左ノ如ク強調シタリ

「英國政府力他ノ國ト締結シタル取極ハ今日マテ一般政治方式ニ基キ居ラス。右ハ若干特殊問題ニ起源ヲ有シ居レリ。獨逸宰相ノ豫想シタル一般政治方式ヲ含ム取極ハ實際ノ同盟ヲ除キ英歐力他ノ國ト結

ヒタル取極ヨリ廣汎且緊密ナルモノト考ヘラル。殊ニ英國政府力結フ如何ナル新協定ニ關シカクノ如キ解釋ヲ與フルハ對佛露關係ヲ損スル虞アリ。佛露ト英國トノ間ニ數年存続シタル殆ント不斷ノ衝突確執ハ過去七年間友誼ト信賴トノ關係ニ改マリ最近數年間ハ若干ノ紛爭モ満足ナル解決ヲ見ルニ至リ、之等ノ國ト獨逸トノ關係モ改善サレタリ。今日英國政府ハ諸國ヲ現在ノ集團ニ至ラシメタル特殊利益ハ反對的性質ヲ帶フルコトナク且其ノ國ノ間ニ敵對的ノ意圖存セスト信ス。然レトモ如何ナル一般方式ニ於テモ一方過大ノ不明瞭ニ陷ラス且他方誤解ノ危險ヲ避クル爲メニ注意ヲ拂フコトヲ要ス。

英國政府ハ右ノ目的ヲ以テ若干特殊問題ニ關シ協定ニ達セントスル努力ヲ交渉ノ一端ト爲スヘキモノト思考ス

（右特殊問題中ニハ「バグダット」鐵道及ヒ「ベルシヤ」ニ於ケル鐵道問題ヲ掲ケ居レリ）

英國政府ハ海軍費ニ關スル取極ニハ或廣汎ナル協定ヲ必要トスル獨

獨逸政府
ノ回答
(二ページ
以下)

逸ノ見解ニ同意スルト共ニ海軍費ノ討議ヲ延期スルコトナク之カ協
定ヲ政治的諒解ノ締結ト同時ニ爲スコトヲ提議シタリ (Grey to

Goschen March 8, 1911. No. 444 Encl.)

英國政府ノ覺書 (三月九日附) ハ「ゴッシェン」大使ヨリ三月二
十四日獨逸宰相ニ手交サレタルカ之ニ對スル獨逸ノ回答ハ五月九日
附覺書ニテ左ノ如ク爲サレタリ (Goschen to Grey May 10, 1911. No.

464. Enclosure; G.P. XXVIII pp 409-11)

「現年度ノ海軍建造ヲ縮減スルコト不可能ナリ。今年度以後ノ會計
年度ニ關シテハ海軍法ハ最低數ヲ規定シ居レリ
政治的諒解問題ニ關シテハ此ノ種ノ適當ナル協定ハ海軍協定ノ必要
ナル「コロラリ」ナリトノ意見ヲ固執ス。カカル協定ハ純然タル
海軍協定ヲ無用タラシムモノナリト信ス。然レトモ此ノ點ニ付キ英
國政府ノ意見ヲ尊重スル用意アリ。『グレ』覺書ノ説明ヲ以テカカル協
定ニ對スル適當ナル基礎ト認ムルコトヲ宣言スルニ躊躇セス。獨逸

政府ノ意見ハ一方カ他方ヲ攻撃スル一切ノ可能性ヲ除去スルト共ニ
兩國間ニ起ルヘキ問題ノ友誼的討議ヲ保證スル一般的諒解ハ相互ノ
軍備ニ關スル一切ノ猜疑ヲ無クスル最善ノ方法タルヘシトスルニア
リ。カカル諒解ハ一方ト他ノ國トノ諒解ト衝突セス英國カ特別協定
ヲ結ビタル國ノ參加ヲ招請スルコトトスル英國政府ノ希望ニ應ス
獨逸宰相ハ右覺書ヲ英國大使ニ手交スルニ際シ之ヲ左ノ如ク説明ス
ル所アリタリ。

「一昨年余カ宰相ニ就任シタル當時ハ獨逸政府ハ海軍法ノ範圍内ニ
テ能フ限リ海軍建造ノ速度ヲ減少スル用意アルコトヲ披瀝シタリ。
右提議ハ海軍法ノ下ニ建造サルヘキ窮極ノ艦船數ニ影響セサルモ海
軍費減少ニ依ツテ猜疑ヲ一掃シ以テ良好ナル雰圍氣ヲ作り且英獨關
係ノ友誼的ナルニ鑑ミ兩國ハ各自ノ造船所ニ於テ格別ノ活動ヲ爲ス
必要ナキコトヲ聲明シ之ヲ世人ニ知ラシムル趣旨ヨリ爲サレタルモ
ノナリ。英國政府ハ種々ナル理由ニテ右提議ノ進展ニ關シ格別ナル

希望ヲ示サリシ爲メ提案ハ立消ヘトナリタリ。明年ハ獨逸ノ建造率ハ最低限度ニ達スル事實ニ鑑ミ右提案ヲ復活セシムルコトハ不可能ナリ。海軍費相互縮減ノ爲メ何等カノ協定ヲ必要ト爲ス英國政府ノ希望ニ應シ度キモ英國ノ欲スル交渉ノ基礎タルヘキ提議ハ持チ合ハサス之ヲ英國政府ニ任ササルヲ得ス然レトモ英國政府ノ提案ハ誠意ヲ以テ之ヲ考慮スヘシ。

政治的諒解ニ關シテハ「グレー」覺書ニ交渉ノ基礎ヲ發見シタルモ英國政府ノ意見ハ海軍協定カ先行又ハ少クトモ同時ニ行ハサレハ政治的諒解ハ無價值ノモノト爲シ居ル故獨逸政府ハ海軍協定ニ關スル交渉ノ基礎ノ發見セラルルマテ政治的協定ニ關スル方式ヲ提示スルヲ不必要ナリトス。然レトモ佛露參加ヲ招請スルコトニ同意ス。

(Goschen to Grey May 10, 1911. No. 464)

第六章 附 錄

(附錄一)

獨逸政府覺書 (Goschen to Grey, Dec. 16, 1910 No. 424; Enclosure 2; for the German version G.P. XXVIII pp 368-73)

(誤解ヲ避クルカ爲メ宰相カ用意シタル覺書)

初期ノ交渉中吾等ハ海軍法ノ範圍内ニテ海軍建造率ノ緩和ヲ約スルコトニ趣旨トシテ贊成シタル所英國ノ希望ニ從ヒ行ハレタル交渉中絶ノ結果建造率緩和實行方法ニ關シ兩國ノ海軍當局間ニ意見ノ交換ヲ見ルニ至ラス。右ノ如キ事情故獨逸政府ハ議會ノ協贊ナクシテ海軍協定ニ關シ英國政府ノ希望ニ應スルコト能ハスト「アスキス」氏カ議會ニ於テ宣言シタルニ對シ自然驚愕シタリ。交渉ノ中絶ハ全然英國ノ希望ニ從ヒ行ハレタルモノニテ「メッテルニヒ」伯ハ既ニ此點ヲ明ニシタリ。然レトモ此ノ機會ニ今一度海軍問題ニ關シ我態度ヲ闡明セントス。(一)第一ニ獨逸艦隊ノ發達ハ専ラ獨逸海岸及ヒ通商

上ノ權益ノ有效ナル保護ノ爲メ專門家カ必要トスル標準ニ從ヒ行ハ
レ居ルコトヲ再ヒ確認ス。

英國政府最近ノ提案即チ海軍武官ノ援助ヲ籍リテ兩國ノ海軍建造ノ
現狀ニ關スル情報ヲ定期的ニ交換セントスルコトヲ目的トスル提案
ニ注意ヲ拂ヒタリ。吾等ハ右提案ヲ受諾スル用意アリ、然レトモ英
國側カ現行海軍法ノ補充計畫ノ放棄ヲ要求スル場合獨逸側ノ正式ノ
約束ノ代償トシテ英國側カ約束セントスル代償ノ何タリヤヲ聲明ス
ルニ非サレハ獨逸政府ハカクノ如キ提案ヲ考慮スルコトヲ得ス。此
ノ種ノ協定ハ互惠の原則ニ基クヘシトスルコトハ既ニ英國覺書ニ於
テ承認セラレタル所ナリ。

吾等ハ兩國間ノ政治協定ト海軍協定トハ必然的ニ相關係シ居ルモノ
ト認ムル事實ヲ隱シ立テシタルコトナシ。海軍協定ハ如何ナル基礎
ニ於テ締結セラルルモ兩國國防上ノ支出ヲ制限スルモノナルヘキニ
依リ武裝國トシテノ地位ニ影響スヘシ。故ニ此ノ種ノ協定ハ關係カ

絶對的ニ確保サレタル基礎ニ置カレ居ル國トノ間ニ於テノミ可能ナ
リ。獨逸間ニカカル關係ヲ樹立スルニハ政治的ノ了解カ必要ナリト思
考ス。英國政府ハ他國トノ協定中ニ獨逸ヲ目標トセル規定ナキコト
ノ保證ヲ覺書ニ於テ繰返シタリ。吾等ハ右宣言ノ主要性ヲ低ク評價
スルモノニ非ス。且ツ英國ト他國トノ關係ヲ妨クルカ如キ意思毫モ
ナシ。然ルニ英國政策ノ一般の傾向ハ獨逸ノ政策ニ對シ反對ノ方向
ニ動キ且英獨利害カ一致シ共同動作カ執ラルル問題ニ關シテモ他國
ヲ支持シ以テ吾政策ニ反對ニ働ク事實ニ對シ眼ヲ閉スルコトヲ得ス
此事ニ關聯シ第一ニ「モロッコ」及ヒ「ベルシヤ」ニ於ケル門開放
ヲ維持スル我方ノ努力ニ對スル英國政府ノ態度ニ留意スヘキナリ。

Algerias

ニ於テハ英國政策ハ佛國カ「モロッコ」ノ經濟的獨立
ヲ獲得スル努力ニ無制限ノ支持ヲ與ヘ現在露國ト協力シ「ベルシヤ」
ニ於ケル一切ノ獨逸ノ經濟的活動ヲ妨害セントシツツアリ。
「バグダット」鐵道問題ニ關シテハ獨逸カ英國トノ協定ニ趣旨ニ於

カ所期ノ結果ヲ擧ケ得ルヤ否ヤヲ疑問トス。
 情報交換ニ關スル協定ハ確定的ノ形式ニ於テ兩國間ノ政治協定カ件
 ヒ又ハ先行シテ始メテ獨逸ニ於テハ輿論力之ヲ了解シ受諾スヘク英
 國ニ於テハ念願通りノ再保證ノ念力起ルニ至ラン。
 余ハ外相新任以來英獨逸間ニ存在スル不信ノ雰圍氣ヲ擊退スルコト
 ニ志シ兩國間ニ友誼及信頼關係ノ基礎ヲ設クル爲メニ政治的意見ヲ
 交換スル必要ニ對シ英國政府力眼ヲ閉シサルコトト信シタリ。尙交
 渉ハ外部ヨリノ勢力ヲ避ケ極秘裡ニ行ハルヘキ必要アルコトヲ指摘
 シタリ。
 英國ハ他國トノ協定カ獨逸ヲ目標トセサルコトヲ屢々説明シタリ。
 然ルニ獨逸カ英國トノ了解ヲ求ムルハ英國ト他國トノ關係ヲ攪亂ス
 ル爲メナルカ如ク疑フコトハ了解シ難シ。英國政府カ腹臆ナキ意見
 ノ交換ヲ爲シ又協定スルコトハ英國ト友邦トノ關係ヲ損スルコトナ
 クシテ獨逸ハ他國トノ關係ヲ改善スル結果ヲ齎ラスナラン。

テ同意スルニ拘ハラス獨逸ト交渉スル代リニ土耳其政府ト交渉シ目
 的ノ貫徹ヲ圖リタリ。
 英國政府カ獨逸ト如何ナル政治的協力モ好マス且ツ獨逸ノ政策ニ對
 シ同情的態度ニ出テサルコトハ多クノ小問題ニ於テ明瞭ニ示サレ居
 レリ。右ハ在外英國代表者ノ態度ニ顯ハレ以前ノ信頼的協力ノ代リ
 ニ若干留保的態度ヲ執リ居レリ。英國政策ノカクノ如キ傾向カ兩國
 間ヲ益々離然スルコトアルハ不可避ニシテ又將來兩國間ノ戰爭ノ危
 險ノ種ヲ藏シ其ノ結果ハ現在ニ於テモ豫感セラル。英獨ニ等シク重
 要ナル重大權益ハ英國ノ反獨政策ニ依リテ打撃ヲ受ケサルヘカラス
 然レトモ右政策ハ結局英國人ノ大多數カ獨逸ノ海軍政策ニ付テ恠惧
 ノ念ヲ抱キ居ルコトニ起因セリ。友邦ノ手中ニ在ル絶大ナル艦隊カ
 英國ノ不安ノ原因タル要ナキハ英國カ米國ノ艦隊ノ膨脹ヲ平靜ニ眺
 メ居ルコトニヨリ證明セラル。
 獨逸政府ハ英國政府提案ニ係ル建造狀態ニ關スル情報ノ定期的交換

情報交換
案ノ沿革

第七章 情報交換提案

英國政府ハ第二回平和會議ニ於テ初メテ建造計畫ニ關スル情報ヲ交換スル提案ヲ爲シ決議ノ採擇サレタルハ前述ノ如クナルカ其ノ後獨逸トノ海軍交渉ニ於テ之ヲ討議スル所アリタリ。

「グレー」外相ハ一九〇九年三月五日「メッテルニヒ」トノ會談ニ於テ情報交換案ヲ提議シ、隨時行ハレタル會談ノ話題ニ上程シタルカ一九一〇年七月二十九日附覽書ニ於テ之ヲ正式ニ提議シタリ。先ニ情報交換ニ反對シタル「テイルビッツ」海相ハ一九一〇年八月二十四日ノ英國海軍武官「ワトソン」大佐トノ會談ニ於テ之ヲ討議スル用意ヲ示シタリ (Count de Salis to Grey, Aug. 27, 1910 No. 397: Enclosure in No. 397)

同日「ワトソン」大佐ハ「テイルビッツ」ニ次ノ如キ提案ヲ爲シタリ。

英國海軍
省原案

(一) 獨逸海軍省ノ供給スル情報ハ總テ之ヲ英國海軍大臣ニ提示スルコ

113

トヲ保證ス

(二) 造船所臨檢

(三) 英國海軍省ハ獨逸海軍省ニ左ノ情報ヲ供給スル用意アリ。

(イ) 毎年建造スル爲メ提議サレタル艦船數及ヒ性質

(ロ) 艦船起工ノ日附

(ハ) 獨逸英海軍旗ノ下ニ試運轉ノ爲メ引渡ス日附

(ニ) 又英海軍省ハ參考ノ爲メ「裝備ノ性質」ニ付テ情報ヲ交換スル用意アリ)

(二) 一切ノ造船所臨檢及ヒ情報ノ交換ハ二國海軍間ノ好感情ヲ促進

スルト共ニ兩國ノ理解ヲ助クヘシトノ意見ナリ。

(同上) Enclosure 3 in No. 397: Statement handed to his Excellency

Admiral von Tirpitz by Captain Watson, Aug. 24, 1910)

「テイルビッツ」ハ海軍問題ニ關スル一層好キ諒解ヲ歡迎シ、

英國海軍省提案ニ大體賛成シタリ。(Goschen to Grey, Oct. 7,

114

テ一般ニ知ラレ居ルモ獨逸ニ關スル限り艦船力完成セラルルカ又ハ完成ニ近クナラサレハ發表サレス故ニ海軍省ハ双方ノ海軍武官力定期的ニ政府及ヒ民間造船所ヲ臨檢スルコトトシ此ノ場合ニ建造中艦船ノ工程ヲ檢閲スルニ充分ナル便宜ヲ與フルコトヲ提議ス。

英國政府ハ一九一一年一月總選舉後右海軍省案ニ基キテ情報交換ヲ具體化スル爲メ獨逸政府ト交渉ヲ開始シタリ。

英國政府ハ獨逸政府カ政治諒解カ豫メ成立セストモ之ト獨立シテ海軍情報ヲ英獨海軍當局ノ間ニ定期的ニ交換スル協定ヲ討議スル用意アルコトヲ確メタルカ故ニカカル協定ニ規定スヘキ細目ニ關シ獨逸政府ト交渉ヲ再開スル時期到レリト爲シ重要ナル諸點ニ關シ英國海軍當局ノ建テタル意見ヲ獨逸政府ニ通告シタリ (註二)

(註二)「グレー」ハ「メッテルニヒ」トノ會談 (一九一〇年十二月十六日)ニ於テ情報交換案ヲ一般的海軍協定トシテ政治諒解ニ依存スルモノナルヤ否ヤヲ質シタルニ對シ「メッテルニヒ」

1910 No. 398. Enclosure in No. 398) (註一)

(註一)英國外務當局ハ獨逸海軍武官カ直接英國海軍當局ト交渉スルコトニ反對シ海軍交渉ハ依然外務當局ノ掌中ニアリ、海軍當局間ノ折衝ニ移スハ尙早ナリトノ見解ヲ固執シ居リタリ

(同上 Enclosure in No. 398. Min.)

英國外務當局ハ英獨海軍當局ノ情報交換案ニ關シ獨逸ト交渉ヲ開クニ當リ提議スヘキ點ニ關シ海軍當局ニ意見ヲ求メタリシカ十二月三日左ノ如キ回答ニ接シタリ。(Admiralty to Foreign Office, Dec. 3, 1910, No. 418.)

獨逸海軍計畫ニ關シ英海軍省ノ得タキ情報ハ次ノ點ナリ。

(一)起工スヘキ艦船ノ寸法

(二)裝甲、裝備、速度及ヒ馬力

(三)起工及ヒ竣工期日

右ノ如キ情報ニ對シテハ英國艦船ニ關スル限り海軍豫算又ハ新聞ニ

ハ情報交換案ハ政治的諒解ニ依存セス絶對的ナルモノナルコトヲ明ニシタリ。(Grey to Goschen, Dec. 16, 1910. No. 425)
「メッテルニヒ」ハ情報交換案ハ政治的「フォーシヨラ」ト獨立シ得ルコトヲ「グレー」ニ通告シタリ (Grey to Goschen Jan. 24, 1911. No. 427)

「グレー」ハ右協定ノ範圍ハ彈力性アルモノトシ將來建造ノ發達及ヒ海戰ノ變化等ニ由リ重要トナルヘキ點等ヲモ包含スルコトヲ可能ナラシムルコトヲ望マシト爲シ右ハ一般原則トシテ互惠規定ヲ設クルニ依リ達成セラルヘシト附言シタリ (Grey to Goschen, Jan. 27, 1911. No. 428)

英國側ノ見解
英國政府ノ意見ハ情報交換ハ海軍費節減ニ關スル一般協定及之ニ關聯スル政治諒解ト別個ノモノトシ且ツ引離シテ處置スルニアリ(註三)故ニ英國政府ハ單ニ情報交換ノ範圍及ヒ形式ニ付テ意見ヲ開陳スルニ止メ獨逸カ海軍計畫ヲ増加セサルコトヲ約束スル問題ニハ觸

117

レサリキ (註四)

(註三)「グレー」ノ意見ハ海軍情報交換協定ハ軍備ノ制限及ヒ政治諒解ニ關スル一般協定問題ト獨立シテ行フヘキモノトスルニアリ (Goschen to Grey, Feb. 7, 1911. No. 424 min.) 「グレー」

ハ二月八日其ノ趣旨ヲ「フォッシュン」ニ通牒シタリ (Grey to

Goschen, Feb. 8, 1911. No. 425)

(註四) Goschen to Grey, Feb. 7, 1911. No. 424.

二月七日「ゴッシュン」ハ情報交換案ノ範圍ニ關スル英國政府ノ意見ヲ傳ヘタルニ對シ獨宰相ハ協定ノ價值ヲ疑フモ別ニ異議ナキコトヲ述ヘ更ニ交換ヲ希望スル情報ノ種類ヲ示シタルニ對シ獨宰相ハ細目ハ海相ト協議スヘシト答ヘタリ (Goschen to Grey, Feb. 7, 1911. No. 425)

(註五)

(註五) 二月七日「ゴッシュン」「ベートマン」ノ會談ハ通告ス

118

2-0 0 4 9

0068

ヘキ情報及ヒ海軍武官ノ造船所臨検問題ニ關スルモノナルカ宰相ハ協定ノ實際的價值ヲ疑ヒタルニ對シ「ゴッシェン」ハ協定カ海軍建造ニ關スル誤解及ヒ猜疑ヲ除キヤガテ海軍費縮減ヲ招徠スル所以ヲ説明シ、英國政府ノ希望スル情報細目ハ(一)起工スヘキ艦船ノ寸法(二)艦船ノ裝備、速力、馬力(三)其ノ起工及ヒ竣工期日ナルコトヲ述ヘ、右協定ニハ双方ノ大使館付海軍武官カ艦船建造ノ工程ヲ觀ル爲メニアラユル便宜ヲ與ヘ官私營造船所ノ定期的臨檢ヲ許スコトヲ規定スル提案ヲ爲シタリ(Goschen to Grey, Feb. 8, 1911, No. 436);(G.P. XXVII pp. 390-1)

「グレー」ハ「メッテルニヒ」ニ對シ(三月八日)海軍情報交換ニ關スル英國提案ニ對シ獨逸政府ヨリ何等回答ニ接セサルコトニ遺憾ノ意ヲ表シタリ(Grey to Goschen, March 8, 1911, No. 444)英國政府ハ三月八日附ノ覺書ニ於テ獨逸政府カ海軍武官ヲ介シテ行フ相互的情報交換ニ對シ異議ナキコトニ満足ヲ表シ、本件ニ關シテ

ハ獨逸駐劄大使ニ訓令濟ミナルコトヲ傳ヘ情報交換ヲ約スル單ナル事實カ兩國カ相互ニ何等敵意ナキコトヲ輿論ニ徹底セシムルニ大ニ效果アルヘシト信スル旨ヲ獨逸政府ニ通告スル所アリタリ。

(Grey to Goschen, March 8, 1911, No. 444: Enclosure)

交換期日
ト互惠主義

獨逸政府
覺書

三月二十四日獨逸宰相ハ英大使トノ會談ニ於テ情報ヲ交換スヘキ期日ニ關シ英國海軍省案ヲ受諾スルコトヲ傳フルト同時ニ右情報ハ同時ニ交換セラレ始メテ互惠主義ヲ完全ニ守ルコトヲ得ヘシトノ意見ヲ開陳スル所アリ。尙覺書ニ於テ情報交換期日ハ之ヲ毎年十月一日及ヒ十一月十六日ノ間トシ、武官臨檢ノ細目ニ付テハ海軍武官ト海軍當局トノ間ノ直接協定ニテ之ヲ定ムヘキコトヲ提議シタリ。

(Goschen to Grey March 24, 1911, No. 454)

(註六)

(註六)獨逸宰相ハ「ゴッシェン」ニ對シ次ノ如キ覺書ヲ手交シタリ獨逸政府ハ英國政府ノ意見ニ同意シ之ニ從ヒ双方ノ海軍軍備ニ關スル情報交換ヲ左ニ適用ス。

- (一) 起工スヘキ艦船ノ寸法
- (二) 艦船ノ裝甲、裝備、速力及ヒ馬力
- (三) 起工及ヒ竣工期日

通告カ兩方ニ同時ニ行ハルコトカ完全ニ保證サレ始メテ交換ノ互惠ヲ確保スルコトヲ得ルト認ム。右同時交換ハ十月一日及ヒ十一月十五日トノ間ノ期間ニ毎年行ハルヘキモノトス。

建造中ノ艦船ヲ雙方ノ海軍武官カ定期的ニ臨檢スルコトニ關シテハ細目ヲ兩國海軍武官及ヒ當局ノ間ノ直接取極ニ留保スヘシ
(Goschen to Grey March 25, 1911. No. 455; G.P. XVIII p. 402)

獨逸覺書ハ翌日外相「フォン、キデーレン、ワヒテル」ニ依リ説明セラレタルカ獨逸政府ハ情報交換ニ付テハ兩國ノ一方ハ與ヘラレタル情報ヲ自國ノ建造計畫ヲ變更スル目的ニ利用スルコトナキ様ニ取極ヲ爲スコトヲ要スト提案スル(即チ右ハ獨逸カ或年度ニ三隻建

造セントシ英國ハ五隻ヲ建造セント決意シタル場合、英國ハ獨逸側ノ情報ニ依リテ同年度ノ建造ヲ六隻又ハ七隻ニ變更セサルコトヲ要スト爲スニアリ)ト共ニ情報ノ同時交換ヲ力説セル所アリタリ。

要スルニ獨逸側ノ見解ハ兩國カ毎年起重工スヘキ艦船隻數ニ關スル聲明ヲ情報交換ニ包含セシメ右聲明ハ拘束力アル性質ノモノタラシムルニアリ故ニ隻數ニ付テハ何等規定セサル英國海軍當局案ヨリ廣汎ナルモノナリ。(Goschen to Grey March 30, 1911. No. 457) (註七)

(註七) 獨逸駐在武官「ワトソン」海軍大佐ハ獨逸回答ニ關スル意見ヲ「ゴッシェン」大使ニ具申シタルカ之ヲ摘記スレハ次ノ如シ

(一) 情報交換ニ關スル獨逸ノ考ハ艦船細目ノ情報交換ヨリ範圍遙ニ廣シ

(二) 建造計畫ノ情報交換ニ基ク双方ヲ拘束スル海軍協定ハ獨逸ノ海軍兵力量ニ付責任ヲ有スルモノニハ現在極メテ便宜ナルヘ

123

英國海軍
當局ノ意
見

- (三) 現在ニ於テハ情報交換ハ艦船ノ細目及ヒ起工ノ期日ニ限定ス
ヘシ。誠實ヲ保證スル爲メニハ海軍武官ノ造船所臨檢ノ交換
ヲ必要トスヘシ。
- (四) 右臨檢ニ際シテハ建造中ノ一切ノ艦船ヲ檢スルコトヲ保證ス
ル要アリ (Captain Watson to Sir E. Goschen, March 30, 1911.
Enclosure 2 in No. 457) (Goschen to Grey, March 30, 1911)
- 獨逸政府覺書ハ「ワトソン」大佐意見書ト共ニ「グレー」外相ニ依
リ之カ審議ノ爲メ四月八日海軍當局ニ回付サレタリ (Foreign Office
to Admiralty, April 6, 1911, No. 459) 海軍當局ノ意見ハ
- 五月十六日附ニテ外務省ニ通牒サレタルカ之ヲ要約スレハ次ノ如シ
- (一) 相互的情報交換原則ヲ受諾ス。
- (二) 期日ハ十一月十五日及ヒ三月十五日ノ間ノ期間ヲ可トス。
- (三) 龍骨据付ノ時ノ情報ヲ求ムルコトヲ可トス (起工マテニハ變更ス
ル場合多シ)

124

英國政府
覺書
(121)
ニ
關
ス

(四) 毎年兩國カ起工スル隻數ニ關スル限り情報ノ交換ハ拘束力アル性
質ノモノトス (Admiralty to Foreign Office May 16, 1911, No. 465)

英國覺書 (三月二十四日) ハ六月一日獨逸政府ニ通牒サレタルカ其
際「グレー」外相ハ「ゴッシェン」大使ニ對シ英國政府カ本件ニ關
シ實際的協定ニ到達スルコトヲ切望シ居ルコト及ヒ覺書ハ獨逸提議
ニ應スル爲メ英國ノ提議ヲ調節スル熱心ナル希望ヲ以テ起草サレタ
ル趣ヲ特ニ獨逸宰相ニ傳達スルコトヲ訓令シタリ。

英國政府覺書ノ要領次ノ如シ。

英國政府ハ獨逸政府カ情報ノ定期的交換提議ニ同意シタルコトヲ多
トス、獨逸政府ハ交換ノ互惠主義ハ通牒カ双方ニ同時ニ行ハルルコ
トニ依リテ始メテ之ヲ保證スルコトヲ得ヘシト爲シ毎年十月一日乃
至十一月十五日ノ期間ニ同時交換ヲ行フヘキコトヲ提議シタルカ、
右期間ハ獨逸海軍豫算カ印刷又ハ發表セラルル期間内ニアリト信ス
ル所英國ノ海軍豫算ハ毎年三月十五日前ニハ通常印刷又ハ發表セラ

2-0049

0071

レス、英國政府ハ獨逸ノ同時交換提議ヲ原則ニ於テ受諾スルモ右交換ハ十一月十五日乃至三月十五日ノ期間内ニテ適當ニ之ヲ行フコトヲ提案ス。

然レトモ右期日ニ於テハ次年度計畫ニ包含セラレタル各型艦船ノ隻數以上ノ情報ヲ與フルコト不可能タルヘシ。噸數速力武裝等ハ起工ノ瞬間ニ變更セラルルカ故ニ右ニ關スル情報交換ハ必然的ニ龍骨据付ノ都度行フコトトナルヘシ。

獨逸政府ハ交換情報ハ兩國政府カ毎年工スル艦船隻數ニ關スル限リ拘束的性質ノモノナルコトヲ要ストノ意見ナルコト了解ス。右ハ單ナル情報交換ト區別シタル海軍費制限及ヒ縮減協定ニ關係アルカ如シ。然レトモ英國政府ハ情報カ一旦通牒サレタル場合發表サレタル計畫ニ付テ相手國ニ前以テ情報ヲ與ヘスシテ之ヲ變更セサルコトニ同意ス。

海軍武官ノ造船所及ヒ私營工廠ヘノ定期的臨檢ニ關シテハ英國政府

獨逸政府
回答

ハ原則トシテ嚴密ナル互惠主義ニ基キタル適當ナル取極ニ同意スル用意アリ且何レカ一方國ニ於ケル建造計畫ノ進歩ニ關シ生スル不安ヲ鎮靜スル方法トシテ重要視スルモノナリ。(Grey to Gosenen, June 1, 1911, No. 469; Enclosure in No. 469)

右英國政府覺書ニ對スル獨逸政府ノ回答(六月二十七日)ハ英國政府ニ通牒サレタルカ其ノ要領ハ次ノ如シ (Count de Sells to Grey, June 1, 1911, No. 472; Enclosure in No. 472)

(一) 獨逸政府ハ次ノ如キ英國政府提議ニ同意ス。

(イ) 情報交換ハ之ヲ十一月十五日乃至三月十五日ノ期間ニ延期スルコト

(ロ) 次年度計畫ノ艦船數ハ之ヲ右ノ期日ニ通告スルコト、但シ情報カ通牒セラルルヤ否ヤ相手方ニ前以テ通報セスシテ計畫ヲ變更セサルコト。

(ハ) 技術的情報(一九一一年三月二十四日附獨逸政府覺書ニ記載セ

ル第一號乃至第三號事項ハ原則トシテ龍骨据付ノ時マテ之ヲ爲ササルコト

(二) 通告ハ之ヲ同時ニ交付スヘシトスル獨逸提議ハ原則ニ於テ同意ス情報ノ交換ハ龍骨ヲ据付クルトキニ行ハルルモ龍骨据付ハ兩國ニ於テ同時ニ行ハレサルカ故ニ又毎年數箇ノ龍骨カ据付ケラレタルカ故ニ右期日ニ關シ討議スルコトヲ望マシト爲シ、此ノ點ニ關スル決定ハ之ヲ双方ノ海軍當局ニ委スコトヲ最善トス。

(三) 艦船ニ關シ技術的情報カ通告サレタル後ハ完全ナル相互原則ヲ維持スル爲メ通告サレタル細目ニ付テノ變更ハ右ニ關シ相手方ニ通知シタル後ニ非サレハ之ヲ爲スコトヲ得ス。

(四) 造船所ノ海軍武官臨檢ニ關スル英國政府ノ聲明ニ全然同意ス、右臨檢ノ細目ニ付テハ双方ノ海軍當局ニ依リテ協定スルコトトスヘシ。

前記獨逸覺書ニ對スル英國外務當局ノ意見ニ依レハ細目協定成立

英國海軍
當局ノ意
見

後双方ノ海軍當局ノ決定ニ委ヌルコトトスル獨逸提議ニ反對ニテ一切ノ細目ハ協定締結又ハ調印前ニ決定スルコトヲ適當ナリトスルニアリ (Count de Salis to Grey, July 1, 1911. No. 472. Min.)
外相ハ七月十一日右意見ヲ海軍當局ニ通牒シ獨逸覺書ニ對シ意見ヲ開陳スルコトヲ照會スル所アリタリ (Foreign Office, July 10, 1911. No. 473)

英國海軍當局ハ右外相ノ照會ニ對シ八月二十一日次ノ如ク回答シタリ。

海軍省ハ左ノ點ニ同意ス。

(一) 次年度ノ計畫ノ隻數ヲ毎年通告スルコト但シ右情報カ通告サルルヤ否ヤ相手方ニ豫メ又ハ追加情報ヲ與ヘスシテ計畫ヲ變更セサルコト (二) 右ノ通告ハ十一月十五日乃至三月十五日間ノ便宜ナル日ニ爲スヘキコト

(三) 技術的情報ノ交換期日ニ付テハ龍骨据付日ノ不確定ノ爲メ嚴格ナ

「ワトソン」大佐ノ警告

129

ル相互主義ヲ取極ムル困難アルヘク、カカル困難ハ問題ヲ双方ノ海軍當局ニ委ヌルニ依リテ除去セラルヘシ。如上ノ困難ニ處スル爲メ海軍當局ハ技術的情報ハ次ノ計畫ニ於テ起工サルヘキ隻數カ發表セラレタル場合之ヲ通告スルコトトスル規定ヲ設クルコトヲ提議シタリ。即チ兩國政府カー九一二一三年度計畫ニ於テ起工スヘキ艦船隻數ヲ通告スル場合一九一一年度計畫ニ屬スル艦船ノ技術的細目ヲ掲クルコトヲ提議シタリ (Admiralty to Foreign Office, August 21, 1911: No. 474)

然ルニ在伯林海軍武官「ワトソン」大佐ハ獨逸海軍當局ハ英國海軍當局ト了解ヲ遂クルコトヲ欲シ居ルモ前者ハ利益ヲ得ンカ爲メニ交渉ヲ利用シ居ルニ過キスト爲シ、獨逸海軍當局カ今日マテ輿論ヲ彼等ニ有利ニ展開シ來レルコト及ヒ海軍力問題ニ關シ獨逸ト交渉スルニハ英國ハ獨逸ノ擴張ヲ中止セシムル位ノ大海軍力ヲ保持スルニ非サレハ無益ナルカ如シト報告シタリ。 (Goschen to Grey Sept. 28, 1911.

No. 476: Captain Watson to Goschen. Sept. 27, 1911, Enclosure in No. 476)

右警告ニ鑑ミ英國外務當局ハ獨逸トノ協定ニ入ルニハ慎重ナル考慮ノ必要アリト爲シ、本件ニ付テハ既ニ措置ヲ執ルコトヲ遅延スルコトニ決定シタルカ故ニ此ノ備待機的態度ヲ守ルヲ可トストノ意見ナリ (同上 No. 476 Minute)

英國政府ノ消極的態度ノ爲メ交渉中絶シタル結果十一月三日獨逸宰相ハ「ゴッシェン」ニ對シ獨逸政府カ好意ヲ示シタル交渉カ二度マテ中絶シタルニ對シ遺憾ノ意ヲ漏スト共ニ情報交換ニ關スル回答ヲ待チ居ルコトヲ告ケタリ。 (Goschen to Grey, Nov. 3, 1911, No. 477)

英國海軍當局意見書

130

其後英國海軍當局ハ情報交換問題ヲ審議シタリシカ十二月十二日審議ノ結果ヲ外務省ニ通牒シタリ。今其ノ要領ヲ摘記スレハ左ノ如シ
(一) 情報交換協定ハ細目微細ニナレハナル程其ノ困難増加ス。
(二) 造船上ノ優秀ナル點ニ關スル特色ヲ漏ラスコトニ同意スルヲ得ス海軍當局カ他ヨリ知ラントスルコト又他ニ漏ラスモ差支ヘナキコト

2-0049

0074

ハ技術上ノ長短及ヒ各艦船ノ明細書ニ非スシテ戦争準備ノ規模ナリ
(三) 毎年一定期間ニ於ケル事實ニ關スル正確ナル状態即チ獨逸ニ於ケル公私一切ノ造船所ニ於テ一定ノ期間建造セラレタル一切ノ船型ヲ知リ度シ。

(四) 各艦型ノ情報ニ關シテハ之ヲ建造及ヒ整備ノ特色ニ限ルヲ可トス
(五) 右情報ハ商船ノ武裝ノ各場合ヲ包含スルコト。
(六) 協定ハ兩國ニ至然互惠的均等ナルコト。

(Admiralty to Foreign Office Dec. 12, 1911, No. 478)

尙「グレー」ハ一九一二年一月二日右海軍省ノ意見書ヲ「ゴッシェン」大使ニ通牒スルト共ニ本件ニ關シ獨逸政府ト交渉ヲ再開スルハ現在適當ナルヤ否ヤヲ照會スル所アリ(Grey to Goschen Jan. 2, 1912: No. 482)

「ゴッシェン」ハ現在獨逸政府ニ提案ヲ爲スノ可否ニ付キ意見ヲ述ヘ成ルヘク速ニ提案スルハ利益アルニ反シ之カ延期ヲ必要トスル理

由ナシ、英國ハ獨逸ノ總選舉カ済ミ次第新ナル提案ヲ爲スヘシト進言シタリ。(註)

(Goschen to Grey, Jan. 12, 1912, No. 485)

(註八) 「ゴッシェン」ハ「グレー」外相ニ宛テタル私信ニ於テ選舉カ獨逸人ノ念頭ヨリ去リタル後交渉ヲ再開スルハ極メテ自然ノ行方ニテ吾人ノ迫ルヘキ途ナリト思惟ス。英國ノ回答遲延シタルモ獨逸政府ハ交渉ヲ拋棄シタルカ如キ模様ヲ示サス報告シタリ (Goschen to Grey, Jan. 7, 1912, No. 484)

獨逸側原
案復活ヲ
希望ス

他方在伯林「ワトソン」海軍大佐ハ獨逸海軍ノ長老ハ兩國海軍間ニ一層善キ理解カ達セラルトヲ歡迎シ居ル故提案ヲ爲スニ現在以上好キ機會ナカルヘク、獨逸海軍省ハ情報交換原案(一九一〇年八月二十四日)ヲ復活スルコトヲ歡迎スヘシト報告スル所アリタリ

(同上 Enclosure in No. 485)

(一九一二年一月)

英國政府
覺書

從ツテ「グレー」外相ハ「ゴッシェン」大使ニ對シ適當ノ時ニ英國ノ情報交換案ヲ提示スヘシト訓令スル所アリ (Grey to Goschen, Jan. 17, 1912. No. 487)

右訓令ニ從ヒ「ゴッシェン」大使ハ一九一二年一月二十八日「キダーレン、ワイヒテル」外相ヲ訪ヒ海軍情報交換ニ關スル提案ノ覺書ヲ手交シタリ。右覺書ハ一九一一年十二月十二日附外務省宛海軍省通牒ノ内容ト同様ナリ (Goschen to Grey, Jan. 28, 1912. No. 489)

(Memorandum communicated to Herr von Kiderler-Waechter; Enclosure in No. 489)

然レトモ其ノ後ノ英獨交渉ハ専ラ政治協定ノ方式ニ關シ行ハレ情報交換案ハ全ク拋棄セラレタリ。

133

「カッセル」ノ伯
林訪問

第八章 「ホルデーン」使節「カッセル」ノ伯林訪問

一九一二年一月英國著名ナル財政家「サー、アーネスト、カッセル」ハ伯林ヲ訪問シ直接獨逸ニ海軍問題ニ關スル覺書ヲ手交シタルカ右覺書ハ「グレー」「チャーチル」及ヒ「ロイド、ジョージ」ノ承認ヲ得タルモノニテ大體獨逸ハ英國ノ海上優越權ヲ認メ、獨逸海軍計畫ヲ擴張セサルコト又成ルヘク之ヲ縮減スルコト、英國ハ獨逸ノ植民地膨脹ヲ阻止セサルコト、獨逸ノ殖民的宿望ヲ助長スルコト、二國ハ侵略的計畫又ハ相互ニ對抗スル結合ニ參加セサルコトヲ相互的ニ宣言スルコトヲ提議シタルモノナリ

獨逸
「グレー」
ノ訪獨
希望ヲ

134

「カッセル」ハ獨逸カ兩國關係改善ニ對スル一切ノ措置ヲ歡迎シ海軍法及既ニ準備成レル海軍法案ニ關スル立場ニ付テ留保スル外問題ノ提案ニ同意シタル回答ヲ齎ラシテ歸英シタリ。獨逸ハ「グレー」外相ノ訪獨ヲ希望スル趣ヲ申入レタリ。然レトモ「グレー」外相ノ出馬ハ協定成立カ保證セラルル場合ニ非サレハ不可能ナリト爲シ「

ホルデン「使節カ派遣セララルニ至レリ (註一) Von Bethmann
Hollweg: Recollections on the World War Part I. pp. 48-49.

(註一)「グレー」外相ハ獨逸ヨリ伯林ヲ訪問スル招待ヲ受ケタル
モ「ホルデン」カ大學科學教育委員會ノ用務ニテ伯林ニ
赴ク機會ヲ利用シ獨逸宰相ト海軍及ヒ其他ノ問題ニ關シ隔
意ナキ意見ノ交換ヲ遂クルコトヲ依頼シタリ。

(Grey to Bertie Feb. 7, 1912. No. 499)

「ホルデン」使節

海軍問題ニ關スル非公式折衝ハ「カッセル」ヲ通シ行ハレタルカ「
グレート」外相ハ之カ内容ヲ傳フルト共ニ將來ノ方針ニ付テ打合せス
ル爲メ「ゴツシエン」大使ヲ倫敦ニ招致シ、協議スル所アリタリ、
獨逸ハ最初「グレー」ノ伯林訪問ヲ希望シ後者ハ之ヲ多シタルモ
訪問後ニ決定の結果ヲ發表シ得ルニ至ラザレハ却ツテ不幸ニ終ル
ヘキヲ以テ科學的教育大學委員會ノ用務ヲ帶シテ獨逸ニ赴ク「ホル

デン」ニ對シ宰相ト會見シ意見ノ交換ヲ爲シ交渉ノ素地ヲ作ルコ
トヲ依頼シタリ伯林ニ於テハ「ホルデン」ト次ニ示スガ如ク對獨
逸關係全般ニ亘リテ獨逸側ト討議スル所アリタリ (Gray to Goshen,
Feb. 7, 1912 No. 497. 參照)

「ホルデン」「ベートマン」會談ハ二月八日行ハレタルカ、獨
逸宰相ハ英國ニ通告シタル覺書中ノ中立ニ關スル方式ニ付テ「ホルデ
ン」ノ意見ヲ求メタルニ對シ「ホルデン」ハ英獨ノ何レカノ同
盟國ニ對スル挑發サレザル攻撃ノ場合如何ニ付キ暫シタルニ獨逸相
ハ右ノ如キ場合ハ起リ得ザルベキモ右ハ獨逸ノ方式ニ對シ致命的ナルコ
トヲ認メタリ、茲ニ於テ「ホルデン」ハ侵略的又ハ挑發サレザル
攻撃ニ基ク一切ノ聯合及ビ陸海軍計畫ニ對抗スル相互的諒解ハ宰相
ノ意ニ叶フヤ否ヤヲ個人トシテ質シタルニ對シ宰相ハ問題ノ考究ヲ
必要トスト述ヘ、新海軍法ノ討議ニ移リ「第三艦隊計畫」(新海軍法ノ規定
シタルモノ)カ絶對的ニ必要ナルコトヲ語リタリ。

「ホルデー」ハ右ノ場合英國海軍省ノ執ルヘキ措置ヲ指摘シ、獨逸追加船ノ龍骨一ニ對シテニヲ起工セザルヲ得ザルヘシ。然レドモ獨逸新計畫ヲ若干變更スルコトハ協定ヲ助クヘシト語リタルニ對シ、宰相ハ問題ヲ考慮スヘキモ新ナル艦船ハ第三艦隊計畫ニ鑑ミ必要ナリト認メ新計畫ハ之ヲ固守セザルヲ得スト答ヘタリ。

從ツテ「ホルデー」ハ海軍計畫ヲ數年度ニ擴クルコトヲ提議シタル所宰相ハ之ヲ考慮スヘキモ海軍省トノ困難アルコトヲ豫想スト答ヘタリ。尙如上ノ點ニ關スル協定ヨリ生スル可能性ニ關シ討議續行セラレタルカ宰相ハ英國政府ガ友誼的精神ニ於テ阿弗利加領土問題ヲ討議スル用意スルコトヲ驚キ且喜ビタリ。「ホルデー」ハ「バグダット」鐵道問題ニ輕ク觸レタルガ宰相ハ協定ノ曉ニハ英國ノ希望ヲ容ルヘシトノ了解ヲ與ヘタリ (Goschen to Grey, Feb. 9, 1912. No. 500 Diary of Lord Haldane's visit to Berlin, Feb. 10, 1912 Part I. B.D. No. 506)

「ホルデー」
「イルビ
ック」
會談ハ二月九日行ハレタルカ、
「ホルデー」ハ最初ノ建造計畫ハ新艦隊法ニ依リ六年間ニ毎年新

艦一隻ヲ建造スルニアリタルカ六年間(一九一二年ニ始マル)ニ三隻ヲ起工スルコトニ削減シタリ。新艦船三隻ハ第三艦隊ニ必要ナリト述ヘタルニ對シ「ホルデー」ハ吾人カ紛爭解決協定ヲ結ビ英獨關係ニ新ナル精神ヲ打込ムモ獨逸力直ニ新艦船建造ニ着手スルニ於テハ右協定ハ肉ナキ骨トナリ世界ノ嘲笑ノ的トナルヘシト云ヒ海軍計畫ノ根本的變更ヲ主張シタリ。「ホルデー」ハ新海軍法ヲ拋棄セサルニ於テハ少クモ艦船ヲ拋棄スヘシト述ヘ、一九一三年マデ最初ノ艦船ノ建造ヲ延期シ、一九一六年マデ第二ノ艦船ヲ、一九一九年マデ第三艦船ヲ起工セサル所謂「速度ヲ擴ケル」(Spread the tempo)案(速度ヲ緩メ一年カカルモノヲ數年ニ亘リテ建造スル意)ヲ提議シタリ、「イルビック」ハ英國ノ建造ニ關シテモ約定ヲ求メタルニ對シ「ホルデー」ハ英國ハ獨一一隻ニ對シニ隻ヲ起工スヘキコトヲ明ニシタリ。協定ニ付テハ規準的割合ヲ定義スルコトヲ避ケ建艦ニ付テハ一切言及セサルコト竝ニ「政治協定カ結ハレタル場合右

獨逸宰相
方式案

139

ノ新ナル事實カ海軍法最初ノ目的ヲ變更シ吾人ノ討議シタル程度ニ
之ヲ遲ラシ擴ケルコトトスル宣言ヲ獨逸カ民衆ニ爲スコトニ付テ
ハ意見一致シタリ。

英國ハ海軍協定ノ伴ハサル政治諒解ニ反對ヲ固執シ獨逸ノ海軍決ニ
觸レスシテ建造ノ速度ヲ弛緩スル提議ヲ無價值ノ讓歩ト認メ之ヲ排
斥シ居リタリ。獨逸ノ新提議ハ政治諒解ノ實現ヲ條件トシテ新海軍
決ノ速度ヲ弛緩スルニアリタルカ如シ。「ゴツシエン」ハ右提案ノ
海軍法ニ觸レス全然新ナル補充計畫ノ速度ヲ弛緩スルニ過キサル故
海軍協定ト認ムルコトヲ得ス故ニ之カ採用サルモトトハ海軍協定ヲ
伴ハサル政治協定ノ成立ヲ意味スルモノナリト考ヘタリ。

(Goschen to Nicolson, 10. Feb. 1912. No. 504)

獨逸宰相ハ九日午前ノ會談ニ於テ午後ノ會談方式案ヲ提出スルコトヲ
約シタルカ宰相ノ「ホルデー」ニ指示シタル方式案次ノ如シ。

(一) 締約國ニ平和及ヒ友誼ノ希望ヲ相互ニ保證ス。

(二) 締約國ノ一方ハ他方ニ對シ挑發サレサル攻撃ヲ爲ササルコト、又

ハ侵略ヲ目的トスル他方トノ同盟ニ加ハラザルコト又ハ單獨若ハ
他ノ國ト聯聯シ侵略ヲ目的トシタル計畫又海軍若クハ海軍ノ聯合
ニ加ハラザルコト。

(三) 締約國ノ一方ガ侵略者ト稱スルコトヲ得ザル戰爭ニ參加スルニ至
リタル場合他方ハ戰爭參加國ニ對シ少クモ好意的中立ヲ守リ戰
争ノ局地化ニ對シ最善ノ努力ヲ爲スコト。

(四) 前條ヨリ生ズル中立ノ義務ハ締約國ガ既ニ締結シタル現存條約ト
調和セサル限り之ヲ適用セサルコト。

締約國ノ一方カ他方ニ對シ前項制限規定以上ニ中立ヲ守ルコトヲ
不可能ト爲ス新協定ノ成立ハ第二條規定ニ從ヒ之ヲ排疊スルコト
(五) 締約國ハ其ノ一方ト他ノ國トノ間ノ紛糾及ヒ誤解ヲ阻止スル爲メ
全力ヲ盡スコトヲ宣言スルコト

尙「バクダット」鐵道問題ニ關シ獨逸宰相ハ次ノ如キ提案ヲ「ホル
デー」ニ手交シタリ。

獨逸宰相
特殊問題
提案

140

0079

2-0049

- (一) 英國ハ「バグダッド」鐵道ノ完成ニ對シ異議ナキコト（即チ英國ハ土耳其關稅引揚ニ對シ異議ナキコト）
- (二) 獨逸ハ「バグダッド」「ブソラ」線 (Bagdad Bussorah Section) ニ關スル限り特殊地位ヲ獲得セントスル英國側ノ希望ヲ容認スルコト。
- (三) 英國ガ「ペルシヤ」ノ勢力範圍ニ於テ鐵道ヲ敷設セントスル場合獨逸ガ参加スルコトヲ歡迎スルコト。
- (四) 獨逸ハ「ペルシヤ」灣及ビ南「ペルシヤ」ニ於ケル英國ノ政治權益ヲ完全ニ承認スルコトニ同意スルコト、例ハ英國ハ土耳其ヨリ「ブソラ」「コウエイト」線 (Bussorah-Koweit Section) ニ關スル擴大ナル利權ヲ獲得スルコト。獨逸ハ同線ニ關スル權利ヲ拋棄シ英國ガ之ヲ獲得スルニ付テ外交的援助ヲ與フルコト。
- (五) 尙獨逸ハ英國ガ土耳其ヨリ「コウエイト」「Koweit」ニ於ケル港ノ利權ヲ獲得スルコトヲ援助スルコト（右利權ハ獨逸ガ「アイダル」

- パシヤ」(Haider Pasha) ニ於ケルモノト類似ノモノ）
- (六) 兩締約國ハ將來惹起スヘキ一切ノ問題ニ關シ意見ノ交換ヲ行ヒ双方ノ互惠的權益ニ適スル解決ヲ齎ラス爲メ努力スルコトヲ約スルコト。
- (七) 兩締盟國ノ一方ハ他ノ國ト第三國トノ關係ヲ友誼的ニ導ク爲メ第三國トノ各自ノ良好且友誼的關係ヲ利用スルコト。
- (八) 協定ハ十年間有效トシ自動的ニ延長スルコト。
- 前述ノ如ク獨逸政府ハ英國ノ建造如何ニ拘ハラズ海軍法ノ定メタル計畫ヲ補充スルコトナキ保證ヲ與ヘタルガ英國政府ハ建造計畫ニ關シ現實ノ縮小ナケレバ協定價值ナシトスル見解ヲ固執シ居リタル所結局獨逸ハ建造計畫遂行ニ付テ之ヲ幾分長期ニ擴ゲ以テ建造速度ヲ弛緩スルコトヲ提議シタリ。英國政府ハ政治協定ヲ先行條件トシテ一應之ヲ承諾シタリ。然ルニ獨逸政府ハ右提案ヲ撤回シ、新ニ海軍協定ノ伴ハザル政治協定ヲ提議シ來レリ。

「クロウ」ハ獨逸新提案ハ(一)一般的方式及ヒ(二)「ギヴ、アンド、テイク」ヲ原則トスル特別「バーゲン」ニ基キタル政治協定ヲ締結スルニアルガ獨逸ノ目的トスル所ハ右政治協定ヨリ海軍協定ヲ切り離スニアリト爲シ次ノ如ク論ジ居レリ。

「獨逸政府ハ新ナル建造計畫ヲ完成スルニ當リ英國ト政治協定存セザル場合ニ必要トスル以上ノ迅速ナル速度ヲ用ヒザルコトノ保障ヲ與ヘタリ。

然レドモ右ハ英國政府ニ對スル保證ニ非ズシテ獨逸議會ニ對スル保證ニシテ何等拘束力ナシ。拘束力ナキ保證ハ無益ナリ。

之ニ代ル案ハ海軍建造協定ヲ秘密ニ修約ニ規定シ、政治協定ト同時ニ調印スルニアルモ英國政府ガカル協定ヲ承諾スベシトハ思ハレス。右ノ事情ナルカ故ニ政治協定以外ニ實際的考慮ヲ爲ス餘地ナシ。

獨逸宰相ハ一切ノ當事國ニ適スル積極的内容アル方式ヲ發見スルニ困難ヲ感シ居レリ。的確且ツ拘束力アル方式ハ適用出來ス且莫然タ

ルコト免レ難シ。莫然タル方式ハ何レノ當事國モ侵略的意圖ナキコトヲ保證スルニ過ギス協定ノ重要ナル點ハ英國ガ與フル代リニ獨逸ガ與フルモノヲ發見スルニアリ。海軍協定ヲ求メズ政治協定ノミニ付テ決定セントセバ政治協定ハ英國ニ有利タルコト肝要ナリ。英國ノ輿論ハ海軍協定不成立ニ對シ失望スベク海軍協定ノ伴ハザル政治協定ヲ自然輕視スルナラン」(Diary of Lord Haldane's visit to Berlin, Feb. 10, 1912. No. 506. Min.)

第九章 「ホルデー」伯林訪問後ノ交渉

其後(二月二十二日)「グレー」、「ホルデー」、「メツテルニヒ」ノ間ニ會談續行セラレタルカ英國側ハ獨逸大使ニ獨逸海軍ノ實質的擴張ニ合致セル協定ヲ作ルコト困難ナル旨ヲ指摘シタリ。即チ新海軍法ハ獨逸海軍艦隊ノ主力艦隊力練習ノ任務ヲ遂行スルニ必要トスル以上ヲ規定シ居ルコトヲ説明スル所アリタリ。新海軍決力右目的以上ニ人員及水雷艇ノ數ヲ増加スルコトニ言及シタルニ對シ大

「グレー」
「ホルデー」
「メツテル」
ニヒ「會談」
(一九一二)
二二二

使ハ此點ニ付キ的確ナル情報ヲ供給スヘキコトヲ約シタリ。獨逸大
使ハ兩國カ相互ニ反對スル敵對的聯合ニ加ハラサル事態ヲ欲シ、就
中英國カ獨逸ニ對シ敵對的態度ニ出ツルコトナキヲ欲求シタリ。「
ホルデー」ニ「グレー」ハ侵略的行動ニ限局サレタル方式ハ種々ナ
ル解釋ノ餘地ヲ殘ス困難アルコトヲ指摘スル處アリ。會談ハ領土開
闢ニ及ヒ他國ノ條約上ノ權利カ若干困難ヲ起スヘキコトヲ指摘スル
所アリタリ (Memorandum by Sir E. Grey Feb. 22, 1912. No. 523.)
右會談ノ後「グレー」ハ新獨逸海軍法ニ關スル英國海軍省覺書ヲ二
月二十四日「メツテル」ニ「ニ」ニ交附シタルカ之カ要領ヲ示セハ次ノ
如シ (Grey to Goschen, Feb. 24, 1912. No. 524. Encl.: G.P. XXXI pp. 132-4)
(一) 新海軍法ニ依ル増加ハ主力艦三隻、人員一万五千人、經費千三百
万磅ニシテ人員ノ増加ハ九年ニ軍艦及ヒ經費ハ六年ニ跨カリ居レ
リ。右ノ大増加ハ獨逸海軍ノ既ニ高キ能率ヲ増進スルト共ニ之ヲ
四季ヲ通スル政府ノ作戰ニ間ニ合ハスル爲メ思ヒラルナリ。右

(二) 獨逸海軍力ニ關スル如何ナル増加モ英國ニ取リテハ之ニ相當スル
適當ナル割合ノ施設ヲ必要トス。新海軍法カ現在ノ形態ニテ實施
サルル場合英國海軍省ハ次ノ六、七年間ニ毎年少クトモ四千人ヲ
補充シ軍艦各八隻ヨリ成ル四艦隊ヲ恒久的ニ就役セシムル外動員
通告セシテ短時日ノ通告ヲ以テ用意シ得ル二艦隊並ニ準備ヨリ
召集スル二艦隊(全部ニテ八艦隊)ヲ備フル必要アリ。艦隊ニ付
テハ次ノ五年間ニ九隻ニ増加シ獨逸カ現海軍法ニ依リ追加スル主
力艦各一隻ニ對シ二隻ヲ起工スルヲ必要ト認ム。右ハ追加經費千
八百五十萬磅(次ノ六年間ニ割宛ツ)ヲ要シ尙艦隊ノ近海集中ヲ
必要トス。

(三) 英國政府追加ニ付議會ニ協賛ヲ求ムルトキニ獨逸新海軍法ハ舊海

軍法ノ範圍竝ニ一九〇六年及ヒ一九〇八年度海軍豫算附屬覺書ノ範圍ヲ超エサルコトヲ明瞭ニ爲シ得レハ難關ヲ突發スルコト不可能ニ非ス。新海軍法カ右範圍ヲ超ユル程度ナルニ於テハ次ノ六年若ハ九年以内ニ着手スル補充戰艦三隻ノ建造、水雷艇、驅逐艦、潛水艦ノ全部ノ乗員、大規模ノ潛水艦追加提案及一万四千人ノ増員ヲ必要トス

「グレー」ハ二月二十四日「メッテルニヒ」ニ對シ前記覺書ヲ會談ノ補足トシテ交付スルト共ニ「ザンジバル」及ヒ「ベンバ」議渡問題ニ關スル「メッテルニヒ」ノ質問ニ對シ左ノ如ク聲明シタリ。

「英國政府ハ「ザンジバル」及ヒ「ベンバ」議渡ハ之ニ相當スル若干領土の利權ヲ必要トスル意見ニテ主トシテ土耳其古カ諺ルヘキ「バグダッド」鐵道ニ於ケル權利竝ニ領土獲得ト云フヨリ

ハ寧ロ現状維持ヲ意味スル「ベルシヤ」灣ニ於ケル權利トノ交換ニ領土ヲ割讓スルコトハ英國輿論ノ容認ヲ得ル困難アルヘシ。英國政府ハ又海軍費ノ大増加カ行ハレ之ヲ回避シ得サル場合如何ナル取引モ之ヲ先ニスルヨリモ寧ロ後廻シニスルヲ可ト感シ居レリ然レトモ領土の取極問題ヲ取り除カント願フモノニ非ス。

(Grey to Goschen, Feb. 24, 1912. No. 524)

問題ヲ各方面ヨリ考究スル爲メ時ヲ必要トス」
之ニ對シ獨逸政府ハ三月六日附覺書ニテ回答シタルカ右覺書ハ最初「ホルデーン」伯林訪問ニ至レルマテノ英獨交渉ノ經過ヲ摘記スルト共ニ「ホルデーン」トノ交換願末ヲ略述シ英國カ獨逸新海軍法ニ依ル増加ニ反對シタルニ對シ反駁ヲ爲シ居レリ。(Memorandum communicated by Count Weterlich, March 6, 1912. No. 529. G.P. XXII pp. 150-3)

獨逸覺書ノ要領ヲ摘記スレハ次ノ如シ。

「ホルデーン」ハ英國カ次ノ如キ用意アルコトヲ聲明ス

(一) 英獨力相互ニ目標トセル侵略的政策ヲ除ク一般政治協定ヲ獨逸政

府ト締結スルコト

- (一)「アンゴラ」竝ニ「コンゴ」國ノ一部タル「ポルトガル」殖民
地ヲ獲得スル計畫ヲ支持スルコト。
- (二)「ザンジバル」及ヒ「ペンバ」ヲ獨逸ニ割譲スルコト。
- (三)「ホルデー」ハ次ノ如キ要求ヲ爲シタリ。
- (一)獨逸海軍法ニ規定セル主力艦三隻ニ關スル建造率ヲ遲ラスコト
- (二)一八九八年英國政府トノ條約ニ依リ生シタル「ティモール」ニ關
スル獨逸ノ權利ヲ拋棄スルコト。
- (三)「バグダッド」鐵道ニ關スル英國政府ノ希望ヲ適當ニ考慮スルコ
ト。

同覺書ハ獨逸政府カ「ホルデー」ノ要求ヲ受諾シタルコト、英獨
側雙方ニテ政治協定案ヲ起草シタルコト、獨逸ハ新戰艦三隻ノ建造
ヲ一九一三、一九一六、一九一九年マデ夫々延期スルコトヲ提議シ
以テ建造率ヲ遲ラサントスル英國側ノ希望ニ應シタルコト、「ティ

モール」及ヒ「バグダッド」鐵道ニ關スル英國側ノ希望ニ適當ナル
考慮ヲ拂フコトヲ約シタルコト「ホルデー」ハ獨逸カ第三艦隊建
設案ヲ採用スル必要ヲ認メ、人員ノ増加ニモ異議ナキコト、英國ハ
戰艦建造率ニ主トシテ關心ヲ有スルコトヲ記述シタル後左ノ如キ聲
明ヲ掲ケ居レリ。

「英國政府カ獨逸海軍法規定ノ人員増加及潛水加追加要求ニ對シ今
之ヲ非難スルコトハ如上ノ聲明ト一致セス且ツ交渉ノ基礎ヲ動カ
スニ價ス。「ホルデー」カ無條件ニ提供シタル「ザンジバル」
及ヒ「ペンバ」ノ讓渡ニ關シ「グレー」カ「メッテルニヒ」トノ
會談中(二月二十四日)留保ヲ爲シタル事實及ヒ單ナル保護領ノ
問題ナルニ「グレー」ハ之ヲ領土ノ讓渡ト爲シ「バグダッド」鐵
道及ヒ「ティモール」ニ關シ英國カ獨逸ヨリ求メ同意ヲ得タル利
權ノ價值ヲ減少セント努力シタル事實ハ「ホルデー」カ抱ケル
見解ヨリ隔タルモノト認メサルヲ得ス。然レトモ結局中立協定ニ

關スル諒解カ同時ニ成立スルコトハ獨逸側ヨリ見レハ海軍法ニ依
ル建造率ニ關スル如何ナル協定ニ對シテモ缺クヘカラサル條件ヲ
爲スモノナリ。

獨逸政府ハ「ホルデーン」提議ヲ守リ海軍法ニ依ル我戰艦ノ建造
要求（一九一三年及ヒ一九一六年度）ヲ制限セントスル用意アリ
右ハ英國政府カ原則ニ於テ同意シタル政治諒解ニ關シ提案ヲ爲シ
交渉ノ繼續ヲ可能ナラシムルコトヲ希望シタルカ爲メナリ。」（
註一）

（註一） 獨逸覺書（三月六日）ニ關スル「ホルデーン」意見書
（observations by Lord Haldane on the memorandum communicated by Count
Meternich on March 6, 1912: March 11, 1911. No. 532）

ニ於テ「ホルデーン」ハ三月六日附ノ獨逸覺書ヲ注意シテ讀ミ
タルカ右ハ宰相カ起草シタルモノニ非スシテ他ノ人ノ筆ニ成リ
タルモノナリ。恐ラク宰相ト同僚トノ間ニ異論アリテ海軍側ハ

英國政府
覺書
（一九一
二、三、
二一）

本覺書ノ一部ヲ宰相ヨリ預リ自分達ニ都合ノヨクナル様ニ起草シ
タル疑アルコトト指摘シタリ。

三月六日ノ獨逸覺書ニ對シ英國政府ハ三月二十一日ノ覺書ニ於テ「
ホルデーン」ノ伯林訪問ノ目的ヲ闡明シ、「ホルデーン」ト獨逸側
トノ交渉内容ニ關シ獨逸側ノ誤解ヲ解クコトニ努メタリ。（註二）

（註二）三月二十一日附英國覺書要領ハ「ホルデーン」ハ諸問題ハ
之ヲ切離シテ考慮スルヲ得ス、一般的交渉ノ一部分ト看做
ササルヘカラサルコトヲ明カニシ、海軍問題ニ關シテハ練
習ノ爲メ第三艦隊計畫及ヒ新戰艦三隻建造ヲ認メ、英國カ
關心ヲ持ツコトハ此上英國艦隊ヲ增加スル必要ヲ英國ニ課
スル計畫ニ外ナラスト云ヒ獨逸新戰艦三隻ハ實質的程度ニ
於テ英國ノ負擔ヲ増スコトヲ指摘シタルモ問題ハ之ヲ詳細
ニ論スルニハ餘リニ専門的ナリシ爲メ「ホルデーン」ハ新
海軍法ヲ伯林ニテ論セス之ヲ英國ニ持チ歸リタリ、英國海

「グレー」
「ホルデー」
「メツテル」
「ニヒ」
「會談」

「メツテルニヒ」大使ハ三月六日ノ會談ニ於テ獨逸政府電書ヲ「グレー」及ヒ「ホルデー」ニ朗讀スルト共ニ「ホルデー」訪問

(Grey to Goschen March 21, 1912 No. 547: Enclosure in No. 547):
(G.P. XXI pp. 205-10)

軍省力之ヲ研究シタル結果人員ノ増加及ヒ小型艦ノ増加カ提案サレアルコトカ判明シタル次第ナリ、「ホルデー」ハ人員ノ増加ニ付テハ別ニ反對セサリキ。其ノ他「バグダッド」鐵道問題、「ティモール」問題、政治方式、建造計費縮減問題等ヲ最モ隔意ナク討論シ其ノ實現件ニ關シ相互ノ意見ヲ確メントシ、中立方式ノ實行件ヲ討論スルニ際シテハ無條件ノ方式ヨリ生スル兩國ニ對スル莫大ナル困難ニ特ニ注意スル所アリタリ。右ノ事情ナル故英國ハ伯林會談ノ基礎ヲ變更スル希望毛頭ナキコトヲ了解セラレタシト述ヘタリ

(一九二二、
三、六)

ニ關シ「グレー」カ「メツテルニヒ」ニ對シ爲シタル聲明及ヒ議會ニ於ケル首相ノ聲明ノ後ニ交渉力逆轉シタルコトハ獨逸政府ニ不愉快ナル驚愕ヲ與ヘタルコトヲ告ゲ、右聲明ニ鑑ミ相互的信賴ノ基礎ガ確立セラレ双方ニ満足ナル協定ヲ可能タラシムルコトヲ希望シタリ。續イテ獨逸海軍法ニ關スル最近ノ修正(新海軍法)ニ對シ英國ガ抱ケル猜疑ハ根據ナキモノト爲シ新海軍法ハ主力艦三隻、大型巡洋艦三隻及ヒ小型巡洋艦三隻ヲ以テ就役艦船ヲ増加スルコトヲ規定シタルモノニ過キズ水雷艇ノ編制ハ一九〇六年以來變更サレズ、人員ノ増加ハ現在ノ缺員ヲ充タスニ必要ナリトシ、潛水艦ノ増加ガ何故英國海軍算ニ影響ヲ及ホスヤヲ了解スルニ苦シムトナシ、最後ニ獨逸ハ英國ガ中立協定ニ關シ提案ヲ爲スコトヲ期待シタリ、政治及海軍問題ニ關スル交渉ハ相併行シテ行ハザレバ成功ヲ期シ難ク、獨逸政府ハ満足ナル政治協定ニ到達スル見込ナキ場合海軍問題ヲ獨立シタル問題トシテ討議スルコトヲ得ズ、獨逸ノ建造増加ハ三年間ニ主

力艦一隻ヲ建造スルニ過ギズテ極メテ濶健ノモノナリト云ヒ新海軍法ハ之ヲ議會ニ提出スル必要アルコトヲ指摘シタリ。之ニ對シ「グレー」ハ覺悟ノ各所ニハ極メテ技術的ノ點アリ之ヲ海軍省ニ廻付スル必要アリト述べ、交渉ノ結果兩國ニ協定成立セザルトスルモ「ホルデー」ノ伯林訪問ハ良好ナル雰囲気ヲ作りタルニ依リ其ノ際確立サレタル親密ノ關係ガ繼續スルコトヲ希望スト述ヘ居ル後協定の協定カ成立スルニ非ザレハ何等ノ利益ナキカ如キ印象ヲ獨逸覺書ヨリ受ケタルコトヲ指摘スルヤ「メツテルニヒ」ハ英國ノ覺書ハ信賴ノ缺如シ居ルカ如キ印象ヲ獨逸政府ニ與ヘタリト應酬シタリ。茲ニ於テ「グレー」ハ右覺書ノ趣旨ハ獨逸新海軍法カ五年間ニ豫想以上即チ千八百万磅ノ支出ヲ増加スルコトナルカ之カ兩國ノ協定ノ成果トセハ輿論ニ非常ナル失望ヲ與フヘキコトヲ指摘スルニアリタリト云ヒ「メツテルニヒ」ハ新艦三隻ニ關シ第一ハ一九一三マデ、第二ハ一九一六年マデ起工セザルコト第三ノ起工ノ期日

ハ未決定ナルコトヲ明ニシタリ (Grey to Goschen. March 6, 1912: No. 530)

三月十二日「メツテルニヒ」「ホルデー」會談ニ於テ

「ホルデー」
「メツテル」
ニヒ會談
（一九一二年三月）

「メツテルニヒ」ハ私的且非公式ニ語ルト前提シ伯林ヨリノ意嚮ヲ傳フ即チ英國政府ガ適當ナル政治的方式ヲ提供スル場合問題ノ海軍法ハ其ノ儘撤回スベキコトヲ漏シタリ。尙英國カ方式ヲ提示シ海軍縮減ニ満足ナル場合方式ヲ撤回スルモ差支ヘナク即チ右ハ英國カ海軍縮減ニ満足スルヲ條件トスルモノナルコトヲ明ニシタリ

(Memorandum by Lord Haldane of a conversation with Count Metternich, March 12, 1912. No. 533)

156
「グレー」
「メツテル」
ニヒ會談
（一九一二年三月）

三月十四日「グレー」「メツテルニヒ」會談ニ於テハ「メツテルニヒ」ハ英國海軍省覺書ハ非常ニ誇張サレ居ルコトヲ語り、伯林ニ海軍専門家ヲ派遣スル可能性ヲ討議シタリ (Grey to Goschen, March 14, 1912 No. 536)

カ未タ回答ニ接セザル所自分ノ意見トシテ右方式自体ハ充分ナラズ
 追補スルヲ要スト爲シ次ノ如キ二代案ヲ提示シタリ。即チ
 (一)英國ハ戦争力獨逸ニ強制サレタル場合ニ少クトモ中立ヲ守ルコト。
 又ハ(二)英國ハ戦争力獨逸ニ強制サレタル場合當然中立ヲ守ルコト。
 「メツテルニヒ」ハ右ハ海軍計畫ニ關シ英國ノ希望ガ達セラルルニ
 非ザレハ拘束力ナキコト及ヒ新海軍法ハ撤回シ得サルモ之ヲ縮減ス
 ルヲ得ヘキコトヲ明ニシ建造ノ延期ハ比較的容易ナルモ人員ノ減少
 ハ困難ナリト語リ方式及ヒ海軍法ニ關スル英國ノ意見ヲ要求スル所
 アリタリ。
 總イテ「メツテルニヒ」ハ英國力中立ヲ守ル意思ハ英國ノ方式ヨリ
 推論シタルモノナルコトヲ語リタルニ對シ「グレー」ハ英國ノ方式
 ハ事態ヲ的確ニ表現シタルモノニテ追加ノ要ナキコトヲ述ヘ、獨逸
 勢力ノ擡頭カ他日佛國ヲ撃破スルコトヲ欲シ居ルカ如キ不安ヲ英國
 ニ與ヘ居ルコトヲ率直ニ語リ、カカル場合生スルトキ英國ノ手ハ全

英國方式案

尙「メツテルニヒ」ハ獨逸宰相カ英國ヨリノ正式提案ヲ促シタルコ
 トヲ述ベ、方式ト海軍費トノ相關聯性ヲ強調スルト共ニ英國力方式
 ヲ提案セハ獨逸海軍計畫ニ關スル交渉ニ入ルヘキコトヲ語リ海軍法
 ヲ變更スヘシト言フ權限ナキモ方式ニ關スル英國提案ハ海軍問題ニ
 關シ英國ノ希望ヲ充タスニ非サレハ拘束力ナキモノト見做スコトヲ
 述ヘタリ。右ノ了解ノ下ニ「グレー」ハ閣議ノ承認ヲ經タル次ノ如
 キ方式案ヲ三月十四日獨逸大使ニ交付スル所アリタリ。
 (Grey to Gosch-
 en, March 14,
 1912. No. 537)
 (一)英國ハ獨逸ニ對シ挑發サレザル攻撃ヲ爲サズ且侵略的政策ヲ行ハ
 ザルコト。
 (二)獨逸ニ對スル侵略ハ現ニ英國力加盟セル條約又ハ聯合ノ主体タリ
 又ハ一部ヲ構成セス又英國ハカカル目的ヲ有スルモノニハ一切加盟
 セサルコト (ditto. Enclosure in No. 537)
 英國政府ノ方式案ニ對シ獨逸政府ハ代案ヲ提示スル所アリ。三月十
 五日會談ニ於テ「メツテルニヒ」ハ英國ノ方式ヲ宰相ニ通告シタル

獨逸方式案

159

然自由ナルモ靜觀ヲ許サザルヘシ、何トナレハ佛國ヲ見殺シニスル
トキハ他日單獨ニテ戰ハサルヘカラサルカ故ナリ從テ英國ノ方式ハ
佛國事件ニ對スル一切ノ軍事の協議及ヒ準備ヲ意味スルモノナリ、
他方佛國ニ對シテハ佛國ガ獨逸ニ對シ攻撃的ナルカ又ハ獨逸ヲ攻撃
セル場合ニハ佛國ヲ支持セサルヘク英國輿論モ贊成セサルヘキコト
ヲ明ニシタリ。英國方式ハカカル事態ヲ正確ニ示シタルモノナルカ
獨逸提案ハ如何ナル狀態ニ於テモ若シ大陸ニ戰爭起ル場合ハ英國ヨ
リ中立ヲ期待スルカ如キ意味ニ解セラル虞アリ、「グレー」ハ腹臆
ナク困難ヲ語リ英國方式ニテ満足スルコトヲ希望スル所アリタリ。

(Grey to Goschen, March 15, 1912: No. 539)

- 茲ニ於テ「メツテルニヒ」ハ次ノ如キ獨逸宰相ノ方式ヲ提示シタリ
- (一) 締約國ハ平和及ヒ友誼ノ希望ヲ相互ニ保證スルコト。
 - (二) (1) 締約國ノ一方ハ他方ニ對シ挑發サレサル攻撃ヲ爲シ又爲ス準備ヲ爲サザルコト (2) 如何ナル結合ニモ加ハラザルコト (3) 侵略ノ目的ノ

160

爲メニ他ニ對シ計畫セザルコト又ハ (二) 單獨若クハ他ノ國トノ聯合ニ
テ侵略ヲ目標トスル計畫又ハ海陸軍ノ計畫ニ加ハラザルコト。現在
カカル約定ニ依リテ拘束セラレ居ラザルコトヲ宣言スルコト。

(三) 締約國ノ一方カ侵略者ト稱スルヲ得サル一國又ハ一國以上ノ國ト
ノ戰爭ニ捲キ込マレタル場合、締約國ノ他方ハ戰爭ニ捲キ込マレタ
ル國ニ對シ少クトモ好意的中立ヲ守リ戰爭ノ局限化ノ爲メ最善ノ努
力ヲ爲スコト、若シ締約國ノ一方カ第三國ヨリノ明白ナル挑發ニ依
リ戰爭ニ參加スルコトヲ餘儀ナクセラレタル場合カカル戰爭ニ於ケ
ル態度ニ關シ意見ノ交換ヲ行フヘキコトヲ約束スルコト。

(四) 前條ヨリ起ル中立ノ義務ハ締約國ノ既結現行協定ニ調和セサル限
リ之ヲ適用セサルコト

(五) 締約國ノ一方カ他方ニ對シ前掲制限規定以外ニ中立ヲ遵守スルコ
トヲ不可能ナラシムル新協定ヲ成立セシムルコトハ第二條ノ規定ニ
從ヒ之ヲ除外スルコト。

(內) 締約國ハ其ノ一方ト他國トノ間ニ起ル紛糾及ヒ誤解ヲ阻止スル爲
メ全力ヲ盡スヘキコトヲ宣言スルコト

(ditto. Enclosure in No. 539.)

獨逸宰相ノ方式ニ對シ英國政府ハ修正案ヲ提出シタリ三月十六日ノ
會談ニ於テ「グレー」ハ「メツテルニヒ」ニ對シ英國政府ハ獨逸相
公式提議ヲ考慮シタルコトヲ告ケ「中立」ナル文字ヲ用フルトキハ
言語以上ノコトヲ意味スルカ如キ印象ヲ與フル虞アルコトヲ説明ス
ルト共ニ「挑發サレサル攻撃ヲ爲ササルヘシ」ヲ「挑發サレサル攻
撃ヲ爲サス又ハ之ニ加ハラサルヘシ」ト改ムルニ依リ吾人ノ欲スル
目的ヲ達シ得ヘシト提議シタリ。

「メツテルニヒ」ハ「中立」ナル文字ヲ用ヒサレハ新海軍法ニ於ケ
ル縮減ヲ得ルコト不可ナル虞アルコトヲ聲明シタリ。之ニ對シ「グ
レー」ハ海軍費増加ハ方式ヨリ生スル成果ヲ破壊スルカ故ニ方式ノ
交換ハ無益ナルヘシト述ヘタリ (Grey to Goschen, March 16, 1912. No. 544)

英國政府ノ修正案ニ對シ獨逸政府ハ三月十九日其ノ態度ヲ明ニシタ
リ。三月十九日「メツテルニヒ」ニ依リ「グレー」ニ手交サレタル
獨逸宰相ノ通牒ニ於テ宰相ハ次ノ如ク聲明シタリ。

(一) 獨逸ニ對シ挑發サレサル攻撃ヲ爲シ又ハ之ニ加ハラストストノ英
國側ノ約束ハ餘リニ彈力性ニ富ミ價值ナキコト。

(二) 獨逸ノ海軍費ニ關スル措置ハ既知ノ事實ナルコト、獨逸カ攻撃ニ
對シ必要ナル保證ヲ與ヘラレスシテ英國提案ノ方式ノ爲メニ其ノ方
式ヲ撤廢スルコトヲ要求サレ居ルコト

(三) 獨逸海軍當局ノ意見ニ依レハ獨逸ノ軍備ハ三國協商側ノ聯合艦隊
ニ對スル有效ナル防禦ヲ維持スル爲メ必要ナルコト。

(四) 英國ノ計算ハ獨逸政策ニ付テ將來起ルヘキ變化ノ可能性ヲ斟酌シ
居レリ。若シ協定成立セハ獨逸政策ハ相當期間拘束セラルヘシ。獨
逸政策カ將來變更セラルル結果英國ハ佛國ノ友誼ヲ失フ虞アリ。之

ニ反シ獨逸ハ英國政策ノ將來ノ變更ニ依リ對英協定ニテ新海軍法ヲ廢棄シタルタメ海上ニ於テ三國協商側ヨリ劣勢ニ置カルヘキコトヲ考慮スルヲ要スルコト。

(五) 右ト全然別ニ獨逸皇帝自身カ(英國皇室トノ關係上)獨逸ノ政策カ友誼的ニ行ハルル保障ナルコト

(六) 「メッテルニヒ」ト獨逸宰相ハ英國力中立ヲ保證スルト共ニ解釋ニ付キ疑問ナキ廣汎ナル性質ヲ有スル協定ヲ結フ場合ニ限り新海軍法ノ重要部分ヲ拋棄スルコトヲ皇帝ニ進言スルコト及ヒ獨逸ノ輿論ニ對シ右措置ヲ納得セシムルコト

「メッテルニヒ」ハ附言シテ伯林ニ於ケル「ホルデーン」ノ主張カ拋棄サレタル場合英國ノ提案ハ無益ニ非サルヤヲ唐ルト述ヘ、「ホルデーン」ハ中立及ヒ大型電艦ニ關シテノミ語リ獨逸新海軍法ヲ倫端ニ持チ歸リタルカ伯林ニテ氣力付カサリシ重大ナル點ヲ發見シタリト述ヘタリ英國ハ新海軍法ニ付テ如何ナル縮減ニテ満足スルヤノ

「メッテルニヒ」ノ質問ニ對シ「グレー」ハ「チャーチル」カ獨逸海軍法ニ關シ何等増加ヲ爲ササルヲ可トスト附言シタルコトヲ告ケタリ。更ニ「グレー」ハ「メッテルニヒ」ニ對シ獨逸宰相カ英國ノ方式提案ヲ低ク評價シタルコトニ驚愕シタル次第ヲ語り、宰相カ欲求スルコトハ絶對中立協定ニ相當スルモノナリ。宰相ノ意嚮ハ絶對的中立ノ保證力與ヘラレサレハ新海軍法ヲ實行セサルヲ得サルモノト了解スト述ヘタルニ對シ、「メッテルニヒ」之ヲ確認シタリ。宰相ハ日英同盟及ヒ「ポルトガル」トノ舊同盟條約ヲ除キ他ノ國トノ協定以上ノモノヲ求メ居レリ。右ハ對佛露協定以上ニ價スト述ヘタリ。尙「グレー」ハ友誼的ノ見地ヨリ兩國間ニ起ル一切ノ問題ヲ引續キ討議スル用意アルコトヲ告ケタリ(領土問題ヲ討議スル用意アルコトヲ附言シタリ)

(Grey to Goschen March 19, 1912. No. 545.)

三月二十二日「メッテルニヒ」ハ「グレー」ヲ訪ヒ前回會談ニ關ス

「グレー」
「メッテル
ニヒ」
會談
一九二二、
三、二九

「メッテルニヒ」ハ中立ハ極メテ廣汎ナル性質ヲ帶フルコトヲ要ス
ト述ヘタリ (Grey to Goschen, March 26, 1912, No. 554)
三月二十九日ノ會談ハ方式問題ヲ論シタルカ「グレー」ハ問題ヲ檢
討シタル所方式ヲ變更若クハ擴大センカ爲メニ行ハレタル提案ハ瞬
昧ノ點アリ且ツ誤解ヲ招キ誤レル印象ヲ與フル危険アルコトヲ述ヘ
細宰相提案ノ方式ノ瞬昧ナルコト及ビ困難ナル點 (特ニ第三及第四
項) ヲ指摘シタリ。「メッテルニヒ」カ戰爭カ獨逸ニ強制サレタル
場合中立ヲ守ルコトヲ要スル原案ニ言及シタルニ對シ「グレー」ハ
原案提出以來獨逸ヨリ絕對中立ノ提案アリ之カ容レラレサレハ海軍
費ノ縮減スルコトヲ得サルヘシト述ヘタリ。「メッテルニヒ」ハ新
海軍法ヲ撤回スル見込ナキモ之ヲ變更スルコトヲ得ヘキコトヲ認メ
英國カ英國方式ヲ固執スルニ於テハ宰相ハ失望スヘシト思惟スト述
ヘタルニ對シ「グレー」ハ新海軍法ノ實施ハ交渉打切ヲ意味スルモ

「グレー」
「メッテル
ニヒ」
會談
一九二二、
三、二六

135

ル獨宰相ノ意嚮ヲ傳ヘタリ。本會談ニ於テ「メッテルニヒ」ハ宰相
ハ英獨間ノ困難ハ伯林會談ノ繼續問題ニ非スシテ軍備及ヒ海軍豫算
問題ナリ廣汎ナル性質ノ中立協定成立セハ始メテカカル困難ニ關シ
討議スルコトヲ得ヘク、此ノ如キ協定ハ双方ニ均等ナル利益アルヘ
シ、事態ハ「チャーチル」ノ演說ニテ緩和サレサルモ希望ヲ捨テス
トノ意見ナルコトヲ「グレー」ニ傳達シタリ。「グレー」ハ宰相カ
英國トノ信賴關係ヲ持續スルヲ希望シ居ルコトニ對シ満足ノ意ヲ
表スルト共ニ總テノ場合ニ一方カ中立ヲ守ルコトヲ約スルコト困難
ナルコトヲ指摘シタリ (Grey to Goschen, March 22, 1912, No. 548)
「グレー」「メッテルニヒ」ハ三月二十六日再ヒ中立問題ニ關シ會
談シタルカ「グレー」ハ獨逸カ最初條件付中立ヲ提案シ之ニ對シ英
國ハ如何ナル攻撃ニモ參加セサルヘシト回答シ置キタル所獨逸ハ次
ニ絕對的中立ニ相當スル提案ヲ爲シタレハ之ヲ閣僚ニ諮ルコトヲ約
シタル次第ナリト述ヘタリ

「グレー」
「メッテル
ニヒ」
會談
一九二二、
三、二二

「メッ
ルニヒ」
辭任

167

ノナリトセハ失望サルヘキモ然ラス、英國ハ海軍費ノ増加ヲ阻止スルニ有效ナラサルニ於テハ之ヲ領土取極ノ討議ト聯聯シテ考慮スルモ可ナルコトヲ述ヘ、兩國ニ何等カノ取極成立セハ時カ經ツニ從ヒ間接ナカラ海軍費ニ良好ナル效果ヲ與フヘシト述ヘタリ (Grey to Goschen, March 29, 1912: No. 557) 四月十日「メッテルニヒ」ハ「グレー」ヲ訪ヒ右會談ノ内容ニ關スル獨宰相ヨリ回答ヲ傳ヘタルカ獨宰相ハ英國ノ方式ハ獨逸ノ見地ヨリ充分ナラズ、英國ハ獨逸力求メタル廣汎ナル方式ニ同意シ得サルカ故ニ獨逸議會ニ於テハ新海軍法ヲ討議スル外ナク今ヤ問題ハ獨逸政府ト議會トノ問題トナレリト聲明シタリ (Grey to Goschen, April 10, 1912. No. 575: G.P. XXXI: 264-7)

英國外務當局ノ意見ハ獨逸ノ中立方式ハ英國ノ自由ヲ制限スルモノナリトナシ之ニ反對スルニ一致シ居リタリ (註一) 故ニ右ノ如キ宰相ノ回答ニテ海軍費及ヒ方式ニ關スル英獨交渉ハ茲ニ一頓挫ヲ來シ

「マー
シャル」
任大使
ト新シ
ノ交渉

168

「メッテルニヒ」ハ大使ヲ辭シ六月後任トシテ「マーシャル」ノ赴任ヲ見ルニ至レリ。(註二) (五月十三日「グレー」ハ「カンボン」ニ對シ海軍費及ヒ公式ニ關スル英獨交渉ハ現在ノ處中絶シタルコトヲ語リタリ (Grey to Goschen, May 13, 1912. No. 584)

六月二十五日ニ至リ新任獨逸大使「マーシャル」ハ「グレー」ヲ訪問シ獨逸力英國トノ親善關係ヲ強調シ居ルコトヲ語リ「モロッコ」問題ノ困難ナルコトニ言及シ獨逸ノ侵略的及好戰的ナルコトヲ否認シタルカ之ニ對シ「グレー」ハ國民的名譽ニ影響スル事件力發生シタル場合ニ戰爭ノ危險アリ。海軍費問題ハ重大ナル事實ニシテ之ヲ無視スルコトヲ得ス、英國艦隊力獨逸艦隊ニ劣ルトキハ重大ナル危險アリ、英國カ一度海上ニテ敗レタル場合ハ其ノ結果ハ最も恐ルヘキモノナルコトヲ語リタルニ對シ獨逸大使ハ艦隊ハ英國ニトリテハ獨逸ニトリテヨリ重大ナルコトヲ認メ兩國ハ各他國トノ或種ノ協定及ヒ約定ヲ遵守スルヲ要スルモ之ヲ侵犯スルコトナクシテ兩國ハ友誼

關係ヲ保ツヘキナリト述ヘタリ。「グレー」ハ更ニ英露トノ協定ハ不斷ノ確執ヲ無クス爲メニ結ハレタルモノニシテ獨逸トモ友誼的關係ヲ結フコトヲ希望シ居ルコトヲ述ヘ「ホルデーン」ノ伯林訪問後及ヒ「モロッコ」問題ノ解消以來腹臆ナキ討論ニ依リテ困難ノ起ルコトヲ阻止スルニ努力シ來リタル次第ヲ語りタルニ對シ獨大使ハ英獨間ニ紛争ナキニ協定ニ達スルニ困難アルハ不思議ナリト語りタリ。

(Grey to Goschen, June 25, 1912: No. 591)

續イテ六月二十七日首相及ヒ「ホルデーン」ト共ニ獨大使「マーシヤル」ヲ午餐ニ招待シタル際ノ會談ニ於テ「マーシヤル」ハ話題ヲ方式ノ交換ニ向ケタルカ英國側ハ方式ノ交換ヨリハ箇々ノ問題ニ關シ隔意ナク折衝スルコト困難ヲ回避スル確實ナル方法ナリトノ意見ヲ述ヘタリ「マーシヤル」ハ獨逸カ佛國ヲ攻撃スル場合英國ハ佛國ヲ援助スヘキモ右ハ英國カ獨逸ニ對スル侵略的攻撃ニ加ハラサルコトヲ約束スルコトヲ妨クルモノニ非スト爲シタルニ對シ英國側ハ獨

逸攻撃ニハ參加スル意圖ナキコトヲ語りタリ「マーシヤル」ハ獨逸艦隊カ英國ヲ目標ト爲シ居ルトノ猜疑ヲ否認シタルニ對シ英國側ハ世界最強ノ陸軍ヲ擁シ今ヤ世界第二ノ強大ナル海軍ヲ備ヘ居ル獨逸ノ特異ナル地位ニ付テ考慮スルノ要アリ、獨逸カ現在ノ處英國ニ對シ好意ヲ持チ居ルコトヲ認ムルモ將來ニ關シテハ如何ナル必要アリテ一政府ノ掌中ニカクノ如キ強大ナル力ヲ集中スルカヲ英國國民カ知ラントスルハ當然ナリト語りタリ。「マーシヤル」ハ國ノ集團ヲ作ルコトハ良好ナラサル印象ヲ作ルカ故ニ贊成セスト述ヘタルカ之ニ對シ英國側ハ歐洲全般的ニ陸海軍備力増加スルトキハ如何ナル國モ左ノ如キ武裝的陣營ニ超然タルコトヲ好マサルヘシト語レリ

(Grey to Goschen, June 27, 1912: No. 592)

七月四日ノ會談ニ於テ「マーシヤル」ハ方式問題ヲ持ち出し、從來交換サレタル文書ヲ研究スルトキハ英國カ中立ニ關シ協定スルコトノ如何ニ困難ナルカヲ認ムルモ兩國カ侵略的意圖ナク友誼的タルコ

トヲ希望スル趣ヲ宣言スルコトハ佛國ノ猜疑ヲ刺戟スルカ如キコト
ナカラント語リタルカ「グレー」ハ右ハ隨時議會ニ於テ宣言スルコ
トヲ得ヘシト述ヘ會談ヲ打切リタリ。(Grey to Goschen July 4, 1912:
No. 593)

(註一)

英國外務當局意見次ノ如シ。

「クロール」ノ意見。英獨交渉ハ明白ナル政治的目的ヨリ全然遠カリ
ツツアリ、當初ノ目的ハ海軍費縮減ニアリテ他ハ總テ附隨的ノモノ
ナリキ。新ナル目的ハ獨逸ト一層友誼的ノ關係ヲ結フコトナリ。英
獨關係ノ適當ナル改善方法ヲ工夫スルニ先チテ右關係ノ何タルヤニ
付キ明白ナル概念ヲ得ル必要アリ。強力ナル獨立シタル佛國力存續
スルコトハ英國ニ取リテ重大ナル利益ナルカ故ニ英國ハ獨佛ノ争ニ
ハ後者ノ味方タルヘシ。對獨逸交渉ニハ獨逸政策ノ何タルヤニ付キ的
確ナル認識ヲ必要トス。獨逸ノ欲求ハ外交問題ヲ處理スルニ當リ第

三國ノ反對ヲ招ク虞ナク絕對的自由ノ手腕ヲ振ハントスルニアリ又
如何ナル國ニ對シテモ條件ヲ押シ付ケ得ル強大國タラントスルニア
リ。故ニ獨逸ハ(一)最高限度ニ兵力ヲ増加シ(二)成ルヘク多クノ大國ト
ノ協力ヲ獲得シ(三)他國側ノ獨逸對抗ノ協力ヲ阻止セントスル意圖ヲ
有ス。右ノ如キ意圖アル故海軍又ハ陸軍ヲ増加スル自由ヲ制限スル
カ如キコトヲ約スルコトナシ(Bertie to Grey April 3, 1912.No. 564. Min.)

「ニコルソン」ノ意見。佛國側ハ獨逸カ攻撃サレ又ハ戰爭ヲ強制サ
レタリト稱シ得ル場合靜觀スルコトヲ獨逸ニ保證スルカ如キ約束ヲ
英國カ結フコトヲ虞ル、戰爭ニ於テ始メノ侵略者ヲ定ムルハ實際ニ
於テ困難ニシテ之カ討論中ニ貴重ノ時ヲ浪費シ獨逸ハ始メノ決定
利益ヲ納ムルニ至ラン、將來ノ對佛關係ハ重大ナル瞬間ニ逢着シ居
リ佛國政府ニ不安ヲ與ヘ居レリ。英國ハ佛國ニ對シ萬一ノ場合ニ於
テ完全ナル行動ノ自由ヲ保持シ得ルコトヲ保證セサレハ英佛關係ニ

ヒビガ入ル結果トナリ對露關係ニ反動起ルヘシ。獨逸ノ方式ヲ決定
 的ニ廢棄スヘシ。之ニ調印スルコトハ對佛關係ニ影響ヲ及ホスモノ
 ナリ。獨逸ヲ満足セシムル文句ヲ發見セント試ムルニ於テハ英國ハ
 行動ノ自由ヲ制限セラレ且平和ノ保證ヲ缺ケル方式ニ調印サセラル
 ルニ至ルヘシ。獨逸ハ英國ノ中立ニ賴リ得サル限り平和ヲ攪亂スル
 コトナカルヘシ (Minute by Sir A. Nicolson April 4, 1912. No. 566)
 (「ボアンカレー」ハ中立方式カ調印セラレ發表サレタル場合佛國
 ノ輿論ニ驚愕ヲ與ヘ閣僚ニ失望ヲ與フヘシト云ヘリ)

(Bertie to Grey April 10, 1912. No. 570)

「アスキス」意見。

方式ニ付テ獨逸ト討議ヲ延長スルコト得策ナリヤニ付キ疑フモノナ
 リ。英國側ハ中立ニ付テノ約束ヲ爲シ得サルカ故ニ獨逸ノ目的ヲ滿
 足セシムルモノヲ持チ合サス (Asquith to Grey April 10, 1912. No. 571)

「グレー」意見。

英國ノ念願ハ佛露トノ間ニ相互ニ信賴ヲ失ハスシテ獨逸ト親善關係
 ヲ結フニアリ、英國カ獨逸ト對佛協定以上ニ確定的ノ協定ヲ結フト
 キハ對獨協定ハ對佛諒解ヲ無效タラシムルコト必然ナリ (Grey to

Goschen, May 13, 1912. No. 584; June 27, 1912. No. 592)

獨逸提案ノ方式ハ對佛協定以上ニ出テ英國ノ手ヲ縛リ行動ノ自由ヲ
 制限スル處アリ

(註二)

「メツテルニヒ」大使辭職事情 (一九一二年五月辭任)

「メツテルニヒ」ハ追想録ヲ發表セサリシ爲メ駐英大使辭任事
 情カ判明セサリシカ一九二七年「マツクスミリアン、ヘゲン」
 氏ニ宛テタル書翰ニ於テ明カニセラレタリ (同氏ハ一九一二年
 ノ英獨關係ニ關シ論文ヲ執筆シタル人)。「メツテルニヒ」ハ
 「ホルデー」使節ト英國側カ諒解成立ヲ熱心ニ希望シタコト

「メツ
 ルニヒ」
 大使辭
 任事情

ヲ指摘シ、一九一一年「モロッコ」危機ノ後ニ「メツテルニヒ」ト「グレー」ハ英獨諒解ノ工作ニ着手シ、他方「ベートマン」宰相ニ此ノ機會ヲ失ハサルコトヲ私信ニテ警告シタリ。然ルニ獨帝及「ティルピッツ」ハ海軍法案ハ既ニ決定シタルカ故ニ「メツテルニヒ」カ英國ニ於ケル對獨感情ノ良好ナルコトヲ強調シタルモ之ニ耳ヲ傾ケルコトナカリキ。最後ニ「ベートマン」宰相モ「メツテルニヒ」ヨリ離レタル故後者ハ遂ニ意ヲ決シ五月辭任ヲ申出テタリ（「メツテルニヒ」書翰ハ *Deutsche Zukunft* ニ發表サレタルカ一九三五年一月十日ノ「タイムス」ニ採録サレタリ。）

第十章 「チャーチル」ノ「海軍休日」提案

一九一二年三月英海相「チャーチル」ハ議會ニ於テ海軍政第二關シ重大聲明ヲ爲シ海軍休日案ヲ提示シタリ。

「十六對十」比率問題

「英國ニ次ク二大海軍國ガ露佛タル場合二國標準主義ハ現實ニ基キ吾人カ指針トシテ之ニ從フ便利ナル規律ナリキ、然ルニ大陸第一ノ新海軍國ガ擡頭シタル爲メ事態ヲ變化シタリ。英國ハ從來ノ如ク二海軍國ノ結合ニ依ル危險ナキモ世界ノ最モ組織アル國民ニヨリ訓練サレ且吾國沿岸ニ集中シタル絶大ナル海軍ノ發達ヲ考慮セサルヲ得サルニ至レリ、其ノ結果二國標準主義ハ之ヲ歐洲ニノミ適用スルニ於テハ全然不充ナルカ故ニ今ヤ適用シ難クナレリ。今日ノ事實ニ徴シ假想反對聯合國ニ對抗シ國ヲ確保スルニ必要ナル海軍ハ次ノ最強海軍國ニ對抗スル爲メ必要ナル海軍ヨリ餘リ強大ナラザルヘシ。過去數年間執リタル必要ナル措置ノ理由トシテ二國標準主義ヲ米國ニ延長スルコトヲ例トシタルカ今ヤ二國標準主義ハ現實性ヲ失ヒ之ヲ實際ノ事實及ヒ萬一ノ場合ニ適合セシムル爲メ調節スル時到来レリ。近年海軍省ノ踏襲シタル新建造ニ於ケル實際ノ標準ハ弩級艦ニ於テ海軍法ニ基ク獨逸海軍ニ對シ六十「パーセント」ノ優勢ヲ保ツコ

トニアリタリ。

獨逸カ現海軍法ヲ守ル場合右標準ハ他ノ國ニ豫期セサル發達ナキ限
リ次ノ四、五年度ノ主力艦ニ關スル財政的標準タルヘシ。
英國ノ總体的ノ海軍力ニ關シ次ノ最強海軍國ニ對スルニ十六對十ノ
比率ヲ以テ充分ナル優勢ト看做スコトニ同意スルモノト了解スヘカ
ラス。英國カ最強陸軍國ノ三分ノ二ノ陸軍ヲ有スル場合ト雖モ之ニ
同意スルコト能ハス。現在ノ處等級艦前ノ艦種ニ關シ優勢ナルカ故
ニカクノ如キ溫健ナル標準ヲ採用シ得ルモ右ノ如キ艦船ノ相對的戰
闘力ハ漸次衰フルカ故ニ新建造ノ比率ハ六十「パーセント」標準以
上ニ増加セシムル必要アルヘシ。如上ノ標準ヲ現獨逸海軍法（即チ
次ノ六年間毎年二隻建造ヲ規定ス）ニ適用セハ英國ハ次ノ六年間ニ
四隻及ヒ三隻ヲ各年交互ニ建造スル必要アルカ如シ（初年度ハ四隻
ヲ以テ建造ヲ始ム）右ハ十七對十ノ比率ニテ六十「パーセント」標
準ヲ稍超過ス、英國ハ最少限度六十「パーセント」標準ヲ必要トシ

海軍豫算モ之ヲ考慮シテ編制シタリ。若シ獨逸カ次ノ六年間ニ弩級
艦二隻ヲ補充セストセハ優勢比率ヲ維持センカ爲メ同年度間ニ四隻
ヲ建造スルコトヲ提議スヘシ。

獨逸ノ建造ヲ弛緩シ又ハ縮減スル場合右カ充分ニ比例的ナルニ於テ
英國ハ即時之ニ準スヘシ。例ハ獨逸カ毎年ノ割當ヨリ一隻又ハ二隻
ヲ減スル場合英國モ之ニ相當スル割當ノ縮減ヲ爲スヘシ。獨逸カ建
造ヲ弛緩セハ英國モ亦之ニ慣フヘシ。

「一九一三年ニ獨逸ハ主力艦三隻ヲ建造スヘク其ノ結果英國ハ五隻
ヲ建造スル必要アルヘシ。假リニ兩國カ同年度ニ海軍休日ヲ行ヒ建
造セサルコトトセハ六百萬乃至七百萬磅ノ節約トナルヘシ。英國ハ
獨逸カ建造ニ着手セサル限り通常ノ狀態ニ於テハ建造ニ着手スル要
ナシ。故ニ獨逸カ三隻建造セサルコトハ英國ノ潛在弩級艦ノ五隻ヲ
自動的ニ葬ルニ等シ。獨逸ハ海軍力ニ關スル限り建造増加ニ依リテ
英國ヨリ益スルコトナク縮減スルニ依リテ損スルコトナシ。右ノ如

「ティ
ビツク
ノ
度」

ク外交的折衝等ヲ要セザル明瞭且簡單ナル取扱ニテ高價ナル海軍競
争ヲ回避スルヲ得ヘシ

「ティビツク」提督ハ一九一三年二月七日獨逸議會ノ豫算委員會ニ
於テ十六對十比率ニ關スル英海相「チャーチル」ノ聲明ヲ討論シタ
ルカ海軍省ノ見地ヨリカクノ如キ取扱ニ異議ナキコトヲ聲明シタリ。
委員會ハ「ティルビツク」ノ聲明ヲ討論シタルモ其ノ内容ハ極秘ニ
附セラレタリ。

「海軍休日」提案

海軍休日
案

英海相「チャーチル」ハ三月十八日及三月二十六日議會ニ於ケル聲
明ニ於テ一年間ノ海軍休日ヲ提議シタリ（少クトモ主力艦ノ新建造
ニ關シテ）「チャーチル」ハ右提議ハ海軍ノ相對的勢力ニ關係ナク
且ツ海軍編制又ハ擴張計畫ノ拋棄ヲ意味セス尙海軍決ニ違反スルコ
トナク實際ノ海軍能率ノ發達ヲ抑制スルコトナクシテ各國ノ財政ヲ
救フモノナルコトヲ指摘シ、英國政府ハ本問題ニ關シテハ簡單明瞭

179

180

ニ聲明スヘシト前提シ「吾海軍ハ何國ノ海軍ニモ劣ラス吾資源ハ莫
大ナリ。吾經驗ハ深ク設計ハ世界競争ノ各段階ニ於テ昔日ノ優位ヲ
維持スヘシ、英國ハ毎年新艦船力建造セララル限リ科學ト金力ノ及
フ限り建造スヘク且ツ海軍優勢ニハ數ニ於テノ優勢ヨリ重大ナル設
計ニ於ケル優者タル地位ヲ維持スル爲メ全力ヲ盡スコトスヘシ」
ト英國政府ノ覺悟ヲ述ヘ、獨逸ニ於ケル冷靜且友誼的ノ海軍討論ヲ
多トスルト共ニ若シ「フオン、マイルビツ」提督力努級艦ニ於ケ
ル十六對十ノ比率カ獨逸ニ満足ナルコトヲ承認スルニ於テハカクノ
如キ比率ハ現ニ存在スル所ニシテ獨逸ハ英國ニ先立チテ主力艦建造
ニ着手セサルヘキナリ。然レトモ外相カ獨逸ニ對シ今年ハ新艦船ヲ
建造セサルコトヲ要求セハ即時拒絶セラルヘシ。事實一九一三年度
補充計畫ハ議會ヲ通過シ之カ建造ハ遲滞ナク着手セラルヘク、英國
カ獨逸ニ訴フルモ満足ナル效果ハ之ヲ愚クルコトヲ得サルヘシト聲
明シタリ、

「ティール
ビッツ」
新聲明

181

同年十月十八日「マンチエスター」ニ於ケル演説ニ於テ「チャーチル」ハ再ビ、「海軍休日」提議ヲ爲シタリ。
一九一四年二月四日「ティールビッツ」ハ獨逸議會豫算委員會ニ於テ十六對十比率問題ニ關シ新ナル聲明ヲ爲シタリ。
「余ハ右比率（十六對十）ニ他艦種（巡洋艦、砲艦、水雷艇、潛水艦等）ヲ包含セシムルコトヲ不可ナリト思考ス。吾人カ實質的價值ノ比率ヲ得ント欲スレハ簡單ナルコトヲ要ス、如上ノ艦種ヲ加フルコトハ問題ヲ複雑化スルノミ。
英獨艦隊ハ計畫シタル編制ヲ未タ完了セス、獨逸ハ五艦隊ニ對シ主力艦四十一隻ヲ要シ英國ハ八艦隊ニ對シ六十五隻ヲ必要トス。艦齡ヲ二十年トセハ獨逸ハ代換ノ爲メ毎年主力艦二隻ノ建造ヲ必要トスルモ之以上ヲ建造スル意圖ナシ。英國ハ主力艦六十五隻ニ對シ毎年三隻ノ建造ヲ必要トスヘシ。然ルニ英國ハ事實過去五年間ニ主力艦二十四隻（即チ毎年各五隻）ヲ建造シタリ、主力艦二十四隻對十五

「ダニエル
ス」提
案

182

隻ハ十六對十ノ比率ヨリ距タルコト多クカクノ如キ狀態ニ於テ了解ノ成立ヲ希望スル場合世界最強海軍國タル英國カ積極的提議ヲ爲ス。英アルハ怪シムニ足ラス、獨逸ハカクノ如キ提議ヲ最モ慎重ニ考慮スヘキコトヲ疑ハス。
「チャーチル」海相ノ「海軍休日」案モ議會ニ於ケル聲明ニ止マリテ何等具體的効果ヲ舉クルコトナク英獨交渉ハ茲ニ全ク行詰リタリ。
米國側ノ提議
「ウイルソン」大統領ハ一九〇九年既ニ強大國ノ軍備制限ヲ提議スルコトヲ要求セラレタルカ未タ其ノ時期ニ非スト爲シ何等ノ措置ヲ講セサリキ。
一九一三年英國海相「チャーチル」カ一年間ノ海軍休日提議ヲ爲スヤ米國海軍長官「ダニエル」ハ右ハ姑息ナル軍縮ナリトシ恒久的軍縮ヲ提唱セリ、即チ建艦競争ヲ一年間ノミナラス常時中止スル爲メ國際會議ヲ開催スルコトヲ提議シタリ右提議ハ最初一九一三年度

海軍長官報告書ニ於テ提案セラレ爾後八年間毎年ノ報告書及ヒ海軍
委員會聴取會談ニ於テ繰返シ提案セラレ一九一六年ノ海軍擴張法案
ニ同趣旨ノ規定カ設ケラルルニ至リ其後一九二八年ノ海軍擴張法案
ニモ右ノ如キ規定ヲ見ルニ至レリ。(註一)
(註一)「一九一三年海軍長官報告書ニ掲ケラレタル原案ハ「戦争
準備費ヲ縮減スル提案ニ同意スルヤ否ヤヲ審議セントスル會談ヲ
開催スル爲メ各國陸海軍當局及ヒ他ノ代表者ヲ招集スルコトヲ勸
告ス、競争的建造ヲ中止セントスルニハ大國間ニテ協定セスシテ
之ヲ有效タラシムルコトヲ得スト認ム」ト提議ス」
「ハウス」大佐ハ一九一四年五月大統領「ウイilson」ノ個人的代
表者ノ資格ニテ伯林ニ赴キ獨逸ト會見シ軍備制限ヲ目的トセル英、
獨、佛、米ノ四國諒解私案ヲ提議シタリ(註二)
(註二)時ノ駐英大使「ページ」ニ依ルニ「ハウス」は案ハ電備間
斷ノミナラス之ト同様ニ重大ナル他ノ問題ニ關シテモ英、獨、米

三國間ニ同情的理解ヲ齎ラスコトヲ目的トシタルモノニテ日本モ
之ニ加フルコトヲ希望シタルモノナリ (The Life and Letters of Walter
H. Page, Vol. I: Pt. 281-5; 289-299)
一九一三年十二月「ハウス」大佐ハ陸海軍制限ニ關スル英、獨、米、
佛四國諒解案ヲ「グレイ」外相秘書「サー、ウイリアム、テイレル」
(Sir William Tyrrell) ニ打明ケタル所後者ハ之ヲ直接獨逸ト協議スル
コト勸メタリ。「ハウス」大佐ハ一旦歸米ノ上右計畫ニ付テ大統領
「ウイilson」ト協議シタリ。大統領モ之ニ贊意ヲ表シ「ハウス」
大佐ハ翌年ノ初夏伯林ニ赴キ獨逸ト會見スルコトニ決定シ、直ニ之
カ準備ニ着手シタリ。「ハウス」大佐ノ伯林ヲ訪問シタルハ五月下
旬ニテ外相「ヤコウ」(Jagow) 及ヒ海相「フォン、ティルピッ
ツ」ト會見シタリ。「ティルピッツ」トハ晩餐會後ニ懇談シタルカ
獨逸相ハ英國力獨逸人ヲ劣等視シ輕蔑シ居レリト憤慨シ、軍備問題
ニ關シテハ「ハウス」ハ國際平和ノ爲メニ之カ制限ヲ主張シタル所

「テイルビッツ」ハ獨逸カ高度軍備ヲ維持スル必要アルコトヲ熱心ニ説クト共ニ征服ノ野心アルコトヲ否認シタリ「ハウス」ハ英獨間ニ諒解ヲ齎ラスコトヲ得ヘシト提案シタル所「テイルビッツ」ハ右ハ希望スル所ナルモ英國ヲ信賴シ難シト答ヘタリ（「ハウス」大佐手記一九一四年五月二十七日）

「ハウス」大佐ハ六月一日「ボッダム」宮殿ニ招カレ午餐ノ後獨帝ト懇談シタリ。獨帝ハ平和ヲ欲求シ獨逸ハ脅シカリシモ今ハ富ミ今後數年ノ平和ニテ一層富國タルヘシト云ヒ獨逸ハ四圍ヨリ脅威ヲ受ケ居ルコトヲ語り、英米獨ノ提携ヲ説キ英國カ「ラテン」及ヒ「スラヴ」民族ト同盟セルコトヲ愚ナリト爲シ、露國ハ英國ニ最モ脅威ナレハ獨逸ヲシテ之ヲ制肘スルハ英國ノ利益ナリト爲シ英國ハ露佛何レニ對シテモ恒久且満足ナル同盟ヲ結フコト不可能ナルコトヲ語リタリ。「ハウス」ハ英國ハ獨逸ノ海軍擴張ニ非常ニ關心ヲ持チ居ルコトヲ告ケタル後英獨米間ノ共通利害ヲ指摘シ三國カ團結スルニ

於テハ世界ノ平和ヲ維持スルコトヲ得ヘシ。然レトモ獨逸カ海軍擴張ヲ繼續スルニ於テハ英獨間ノ了解ヲ遂クルコト不可能ナリト述ヘタリ。獨帝ハ獨逸ハ充分ナル方法ニテ通商ヲ保護スル爲メ大海軍ヲ備ヘサルヘカラス又露佛ノ結合ニ對シ防禦シ得ル海軍ヲ必要トスト述ヘタリ。「ハウス」ハ獨逸海軍計畫ニ付テ語り歐洲諸國ハ互ニ信頼セサルカ故ニ歐洲國ヨリハ米國カ平和ヲ目的トスル諒解ヲ齎ラスコトヲ語り之カ爲メ獨逸ヲ訪問シタル理由及之ヨリ直ニ英國ニ赴キ英國政府ト協議スヘキコトヲ告ケ懇談ヲ終リタリ。（「ハウス」大佐手記六月一日）

「ハウス」大佐ハ六月倫敦ニテ「グレー」始メ外務當局ト會談シ諒解案ニ賛成ヲ得タリ其ノ結果英國外務當局及ヒ駐英駐伊米國大使ト打合セ右諒解案ヲ練ルコトニ決定スルニ至レルカ後期セサル歐洲大

脚 勃 發 ヲ 見 タ リ。

(Seymour, the Intimate Papers of House Col. Vol. I,

英獨海軍交渉ノ推移及ヒ不成立ノ原因

英國ノ傳統的外交政府ノ基調ハ一方歐洲ニ於ケル一國又ハ國ノ集團カ歐洲ヲ制覇スルコトヲ極力阻止スルト共ニ他方海上ノ優越權ヲ維持スルニ依リ英帝國共通ノ利益ヲ擁護スルニアリタルカ故ニ海軍ノ擴張ニ因ル獨逸ノ軍事的優勢ハ圖ラヌモ歐洲ノ勢力均衡ヲ覆サントシ之ヲ維持セントスル英國ニ危惧ノ念ヲ抱カシムルニ至レリ。

英國ハ獨逸ノ海軍擴張ニ因リ生シタル事態ニ處スル爲メ先ツ獨逸ト同盟スルコトヲ試ミ之カ失敗ニ終リタル後佛國トノ諒解ヲ求ムルニ着手シ之ニ成功シ一九〇四年英佛協約ノ成立ヲ見タリ。他方英國艦隊ヲ強化スルト共ニ地中海極東主力艦隊ヲ引揚ケ北海ニ集中シタリ。英國ノ執リタル措置ハ獨逸ヲ刺戟シ海軍競争ノ端ヲ開キ衝突ノ可能性ヲ増加シタリ。一九〇六年英國ニ於ケル「ドレッドノート」ノ出現ハ同年新艦船ノ擴大ト武裝強化トヲ規定スル新建造案ヲ可決セシメ次テ一九〇七年十一月艦船ヲ二十五年ヨリ二十年ニ低下シタル

追加海軍法提案セラレ翌年可決セラレタリ。之ニ反シ英國自由黨政府ハ海軍縮小政策ヲ採用シ一九〇六年七月建造計畫ノ終ルシキ削減ヲ提議シ、一九〇七年建造速度ノ緩和ヲ命ジ、第二回平和會議ニ於テハ率先シテ軍縮問題ヲ討議スルコトヲ提案セルモ獨逸側ノ反對ノ爲メ情報交換ニ關スル單ナル希望決議ノ採擧セラレタルニ過キサリシハ先ニ指摘シタルカ如シ。

前述ノ如ク英獨海軍交渉ノ本格的折衝ハ一九〇八年「ハーディング」ト獨逸及ヒ獨逸外務當局トノ懇談後ナリ。英獨交渉ノ推進ヲ願ミルニ英國ハ始メ獨逸建造計畫ノ縮減ヲ求メ獨逸ハ之ニ對シ政治的保證ヲ要求シタリ。前者ハ海軍協定カ先行セラレサレハ政治協定ニ應スルコト能ハスト主張シ後者ハ政治協定カ與ヘラレサレハ海軍協定ヲ討議セスト主張シタリ。

英國側ノ見解ハ軍縮ヲ實行スレハ當然不安ハ一掃サレ政治的保證ノ要ナキニ至ルヘシト云フニアリ、英國ハ常ニ軍縮ヲ先ニ行フコトヲ

主張シ來リ、一八七〇年普露西ニ對シ又近クハ聯盟軍縮討議中軍縮ノ先決ヲ主張シタリ（註一）獨逸側ノ見解ハ政治協定カ先ニ成立セハ軍縮問題ハ自ラ解決セラルルト云フニアリテ聯盟軍縮討議中ノ佛國側ノ見解ト類似セルモノナリ。

（註一）一八七〇年英國ハ「ビスマーク」ニ對シ軍縮ヲ提案スルヤ後者ハ之ニ對シ政治的保證ヲ求メタリ。

英獨交渉中當初右ノ如キ見解對立シタ後ニ至リテ海軍協定及ヒ政治協定ハ同時ニ併行シテ討議スル妥協案成立シ交渉進メラレタリ。交渉ノ進展ニ連レ兩國ノ目的カ明瞭ニナリタリ。即チ英國ハ獨逸海軍建造計畫ハ英國ヲ脅スモノナリト爲シ之カ縮減ヲ主張シ獨逸ハ英國ノ對佛露協定ハ獨逸ヲ目的トスルモノナリト爲シ歐洲大陸ニ於ケル如何ナル戰爭ニ於テモ英國力中立ヲ守ルコトヲ要求シタリ。本稿隨所ニ指摘シタルカ如ク英國ハ獨逸ノ海軍ハ英國ヲ目標トシテ擴張セラレ海軍法ニ依ル建造計畫完成ノ曉ニハ等級艦ニ於テ遙ニ英

國海軍ヲ凌駕スルニ至リ英國傳統政策タル海上ノ優越權維持ヲ危殆タラシムヘシ。歐洲最強ノ陸軍國タル獨逸ニシテ強大ノ海軍ヲ擁スルニ至ラハ指呼ノ間ニ在ル英國ハ侵略ノ危險ヲ免ルルコト能ハス。英國ノ建造計畫ハ獨逸ノ建造計畫ニ依存スル故獨逸力建造スレハ英國モ亦之ニ倣ハサルヲ得ス。然ルニ獨逸ノ如ク急激ニ海軍ヲ擴張スルコトハ海軍費ヲ増加スルノミナラス英國ノ艦隊ヲ刺戟シ海軍競争ヲ誘致スル惧アリト爲シ獨逸海軍計畫ノ縮減ヲ提議シタリ。

之ニ反シ獨逸ハ獨逸ノ海軍建造計畫ハ獨逸ノ領土及ヒ貿易ノ保護ヲ目的トシテ樹立サレタルモノニシテ英國ヲ目標トセス、一國ノ軍備ハ獨自のニ維持セラルルモノナル故他國ヨリノ干涉ニ依リテ之ヲ變更スルコトヲ得ス。獨逸ニ於テハ海軍建造計畫ハ海軍法ノ定ムル所ニシテ議會ノ協賛ヲ經サレハ之ヲ變更スルコト能ハス。英國ノ縮減計畫ヲ受諾スルトキハ獨逸力他國ヨリ指揮サレタカ如キ印象ヲ國民ニ與ヘ建造計畫變更ニ付テ議會ヨリ協賛ヲ得ルコト困難ナルコトヲ

力説スル所アリタリ。
海軍問題ニ付テハ英國ハ最初極力海軍費ノ縮減ノ伴ハサル協定ハ無意味ナリト爲シ獨逸建造計畫ノ縮減ヲ主張シタルモ之ヲ貫徹スルコト不可能トナルニ及ヒ海軍計畫ヲ現在以上ニ増加セサルコトヲ約ス
ト共ニ將來ノ建造計畫ニ關シテハ情報ノ交換ヲ行ヒ兩國ノ駐在武官ヲシテ建造ノ狀態ヲ檢閱スルコトヲ許ス提案ヲ爲シタリ。獨逸ハ建造計畫ハ之ヲ變更スルヲ得サルモ建造率ノ速度ヲ弛緩スルコトニハ異議ナク又情報交換案ニ同意シタリ。然レトモ右ハ政治協定カ伴フコトヲ條件トシタリ。茲ニ於テ獨逸カ如何ナル海軍協定ニ關シテモ政治協定ノ伴フコトヲ主張シテ譲ラサルコト明カニナリタルカ故ニ英國側ハ「バグダット」鐵道問題「ベルシャ」問題等ヲ導入シ獨逸ノ主張ヲ緩和セント試ミタルモ效果ナカリキ。
政治協定ニ付テハ英國ノ見解ニ著ルシキ開キアルコト判明スルニ及ヒ交渉益々困難トナリタリ。英國カ獨逸ト結ビ得ル政治諒解ハ佛露

協定ニ妨ケナク且兩國ノ参加シ得ル程度ノモノナルニ反シ獨逸ノ要求セルモノハ佛露トノ戰爭ノ場合ニ英國ヨリ中立ノ保證ヲ得ントスルニアリタリ。右ハ當初挑發サレサル戰爭ノ場合ニ限ラレタルカ如ク見ヘタルモ交渉ノ進ムニ連レ獨逸ノ要求ハ歐洲ニ於ケル如何ナル戰爭ノ場合モ英國ハ絕對的中立ヲ守ルコトニアルコト明ニナリタリ。カクノ如キ政治協定ヲ獨逸ト結フコトハ英國ノ手ヲ縛ルノミナラス佛露ト別ルルコトヲ意味スルモノナレハ英國トシテハ新ナル友ヲ得ンカ爲メ舊友ヲ棄ツルカ如キ「ジレンマ」ニ陥リタリ。兩者ノ見解ノ開キヲ少クスルタメ双方ヨリ種々ナル方式提案セラレ折衝行ハレタルモ結局失敗ニ終リ茲ニ英國交渉ハ全ク不成立ニ終リタリ。
英獨交渉ヲ不成立ニ終ラシメタル原因ハ種々アルヘキモ如上ノ交渉經過ヨリ之ヲ考察セハ大体次ノ四ナリトス即チ
(一)英國政府ノ海軍縮少ノ提議ハ專ラ財政的見地ヨリ考察セラレ獨逸大海軍計畫カ英國ノ海軍擴張ヲ餘儀ナクセシメ巨額ノ財政的負擔

トナルヲ以テ獨逸ノ海軍計畫ヲ變更スルコトヲ要求シタル姑息ノ目的ヲ有シ海軍競争ヲ阻止シ戦争ヲ防遏スル見地ヨリ考慮セラレサリシコト。

(二) 獨逸側ハ一方海軍法ノ制定シタル建造計畫ヲ變更シ又ハ拘束スルカ如キ協定ニ加フルコトハ一切拒絶スルト共ニ他方政治協定ニ依リ英國力戦争ノ場合中立ヲ守ル保障ヲ與フニ於テハ海軍計畫ノ建艦率ヲ遍ラスコトニ同意スル程度ノ讓歩ヲ爲シタルニ過キサリシコト

(三) 獨逸ノ求ムルハ英國ノ絶對中立ナルニ反シ英國ノ提議シタルモノハ獨逸力攻撃セラレタル場合ニ限ル消極的ノモノナリシコト。蓋シ英國ハ獨逸ト緊密ノ關係ヲ結ハントセハ佛露ヲ棄テサルヘカラスアル「ジレンマ」ニ陥リ獨逸ヲ満足セシムル適當ノ方式ヲ發見シ得サリシコト

(四) 英國ハ獨逸海軍計畫完成ヲ阻止シ自國ノ海上優越權ヲ擁護セント

シ獨逸ハ自國ノ海軍計畫ノ完成スルマテ政治協定ニ依リテ海軍力ノ劣勢ヲ補充セントシタルコト(獨逸ハ英國力獨逸海軍計畫完成前ニ獨逸ヲ攻撃スヘシトノ不安ヲ有シ居リタルコト)然レトモ海軍交渉ヲ不成立ニ終ラシメタル最モ有力ノ「ファクター」ハ當時ノ獨逸政府力全然軍部ニ依リテ支配セラレ文官ノ勢力ナカリシコト之ナリ、當時ノ英國外相「エドワード・グレー」ハ英獨交渉ニ論及シ「事實宰相及ヒ外相ハ交渉スルモ右交渉力少シモ進捗スルコトナカリシハ實際ニ政策ヲ支配シ居リタルモノトノ交渉ニアラサリシカ爲メナリ決定權ハ軍部ニアリタルナリ」ト述懐シ居レリ

(Grey, Twenty Five Years, 1892-1915. I Chap. XIX 参照)又「グレ

ー」卿ノ引用セル當時獨逸ノ外相タリシ Kiderlen Waechter

ノ回想録ニ依レハ文官力強硬ニシテ決定的意見ヲ抱キ居ルトキモ政策ヲ實行シ得サリシコトヲ述ヘ、文官ハ海軍力ノ膨脹カ英國トノ親善關係ヲ害スルコトヲ知り之ニ反對シ來リタルモ無力ナリシ

コト及ヒ獨逸皇帝カ海相「ティルピッツ」ニ味方シ居リシコトラ記
シ居レリ (Grey II p. 50.)

本稿ニ引用シタル人名地名ノ原名次ノ如シ

「ハーディング」 Sir Charles Hardinge
「ゴッセン」 Sir W. E. Goschen
「ビューロー」 Count von Blow
「グレー」 Sir Edward Grey
「ティルピッツ」 Alfred von Tirpitz
「チルシュキー」 von Tschirschky
「メッテルニコ」 Count Paul von Wolff-Metternich
「キデレン、ウエグテン」 von Kiderlen Waechter
「シェーン」 Wilhelm von Schoen
「ベートマン、ホムブシュ」 von Bethmann-Hollweg
「クロウ」 Sir Eyre Crowe

195

196

「アスキス」 H. H. Asquith
「ワトソン」 Capt. H.D.R. Watson
「ホルダーン」 R.B. Haldane
「カッセル」 Sir Ernest Cassel
「チャーチル」 Winston L.S. Churchill
「ハウス」 Col. E.M. House
「チェンバーレン」 J. Chamberlain
「フライ」 Sir Edward Fry
「ラッセル」 Sir F.C. Lascelles
「フィッシャー」 Sir John Fisher
「ヘニッマン」 Baron von Jentsch
「ロイド、ジョーンズ」 D. Lloyd George
「マーシアン」 Marschall von Bieberstein

2-0049

0107

146
197

「ニコルソン」	Sir Arthut Nicolson
「ウイルソン」	President Wilson
「ダニエルズ」	Joseph Daniels
「クロンベルト」	Cronberg
「マセドニア」	Macedonia
「ザンジバル」	Zanzibar
「ペンバ」	Pemba
「ティモール」	Timor
「パシール」	Pamirs

2-0 0 4 9

0108

明治
自廿二年
三月
至
年
月
日

独逸伊三國同盟関係雑纂

卷

外務省
記
録
自明治
廿二年
三月
至
年
月
日

独逸伊三國同盟関係雑纂

門	2
類	1
項	2
目	4
号	

2-0049

0109